

第２期伊丹市男女共同参画計画

～性別に関わりなく自分らしく生きられる社会を、

次世代に引き継ぐ豊かなまちへ～

平成２９（２０１７）年度～平成３３（２０２１）年度

平成２９（２０１７）年３月

伊丹市

ごあいさつ



性別に関わりなく、すべての個人が、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化が進み、人口減少社会に突入したわが国にとって、社会全体で取り組むべき極めて重要な課題です。

本市では、平成18年に策定いたしました「伊丹市男女共同参画計画（平成24年中間見直し）」の計画期間が終了することに伴い、これまでの取り組みを振り返るとともに、今後一層進めていくべき本市の男女共同参画施策のあり方を示す「第2期伊丹市男女共同参画計画」を策定しました。

策定にあたりましては、国における「第4次男女共同参画基本計画」、並びに「ひょうごいきいきプラン2020（第3次兵庫県男女共同参画計画）」や、伊丹市男女共同参画施策市民オンブードによる調査結果を参考にするとともに、「平成27（2015）年度伊丹市人権・男女共同参画に関する市民意識調査」から本市の状況を把握し、そこからの課題を識別しています。

その結果、固定的性別役割分担意識の解消に向けての認識の強化、女性の労働力率のM字カーブの解消に向けた支援の必要性、また女性に対する暴力根絶のための人権意識の強化などの課題を認識しました。そこで、次世代を担う人々へのアプローチや相談・啓発事業の強化とそのための拠点づくり、関係団体との連携強化に向け、推進してまいります。とりわけ、男女共同参画の視点から、貧困の問題や複合的困難を有する人々、災害時に社会的弱者になりうる女性などに焦点を当て、取り組んでまいります。

本市では、今後とも、男女共同参画社会の実現を目指して、市民の皆様や地域、事業者、関係団体の皆様と協働しながら、本計画を着実に推進してまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、伊丹市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、市民意識調査やパブリックコメントにご協力いただいた市民の皆様に心から感謝を申し上げます。

平成29年3月

伊丹市長 藤原保幸

目 次

第 1 部 基本的な考え方

1. 計画策定にあたって 1
2. 見直しの背景 3
3. 基本理念および重点項目 31

第 2 部 施策の方向と具体的施策

I 性別に関わりなくともに活躍できるまち 33

【基本目標 1】ワーク・ライフ・バランスの実現と男女平等を推進する 34

女性の職業生活における活躍の推進に関する計画

- 1 働く場における男女平等を推進する 34
- 2 生活の場における男女平等を推進する 35
- 3 地域社会における男女平等を推進する 36

【基本目標 2】意思決定の場への性差に偏らない参画を推進する 38

II だれもが自分らしく暮らしつづけられるまち 39

【基本目標 3】男女共同参画社会を支える市民の意識を高める 40

- 1 すべての市民に対して男女共同参画の意識を高める 40
- 2 次世代の人々に対して男女共同参画の意識を育てる 41

【基本目標 4】性差に配慮した健康施策を推進する 42

- 1 リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関連する健康施策を推進する 42
- 2 性差にまつわる健康施策を推進する 42

【基本目標 5】困難を有する女性などに対する施策を推進する 44

- 1 ひとり親家庭に対する施策を推進する 44
- 2 障がい者・外国人、その他困難を有する女性に対する施策を推進する 45
- 3 セクシュアルマイノリティとされる人が生きやすくなるための施策を
推進する 45

Ⅲ 性別に関わりなく、だれもが安全で安心できるまち	46
【基本目標 6】女性への暴力をはじめとするあらゆる暴力を根絶する	47
1 ドメスティック・バイオレンスを根絶する	47
2 セクシュアル・ハラスメントなどの暴力を根絶する	48
3 性暴力を防止する	48
【基本目標 7】男女共同参画の視点に立った災害の取り組みを推進する	49
1 政策・計画において男女共同参画の視点を充実する	49
2 災害時において女性に配慮した対策を充実する	50
3 市民・支援者に対する男女共同参画の視点に立った災害の取り組みを推進する	50
 Ⅳ 計画の着実な推進	51
【基本目標 8】連携と協働により計画を推進する	52
1 庁外と連携や協働により計画を推進する	52
2 庁内推進体制を充実する	52
3 男女平等を推進する拠点施設の機能を充実する	53
 数値目標	55
 用語解説	56
 担当別一覧	59
 資料	84

第1部

基本的な考え方

1. 計画策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

平成 11 (1999) 年 6 月に制定された「男女共同参画社会基本法」(以下「基本法」という)では、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」を「21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけています。

また、DV に関しては、平成 13 (2001) 年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を制定し、DV は重大な人権侵害と認知されるようになりました。

国においては、平成 12 (2000) 年、基本法に基づく「男女共同参画計画」を、県においては平成 13 (2001) 年に「ひょうご男女共同参画プラン 21」を策定しました。本市においても、平成 8 (1996) 年に「伊丹市女性のための行動計画」を策定、平成 18 (2006) 年にはその後継計画として「伊丹市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会*の実現に向け様々な施策の推進に取り組んできました。

性別に関わりなく、すべての個人が、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化が進み、人口減少社会に突入した日本にとって、社会全体で取り組むべき極めて重要な課題です。しかし、国際的にみても、日本の指導的地位に占める女性の割合は依然として低く、また長時間労働が大きな問題となり働き方改革が大きな課題となっています。配偶者からの暴力についても年々件数が増加、また近年多く発生している自然災害等への対応にも男女共同参画の視点が必要であるなど、最近の男女共同参画をめぐる環境は変化しています。これらを受け、国においては平成 27 (2015) 年 9 月に女性の採用・登用・能力開発などのための事業主行動計画の策定を義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の施行、同年 12 月には「第 4 次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。県においても平成 28 (2016) 年 3 月には第 3 次兵庫県男女共同参画計画である「ひょうご男女いきいきプラン 2020」を策定しています。

本市の「地方創生人口ビジョン及び伊丹創生総合戦略」においても、男女共同参画社会の形成は、「地方創生」により目指すべき社会の基礎を成すものであり、施策として取り組んでいく必要があります。

平成 18 (2006) 年から平成 28 (2016) 年度(平成 24 年中間見直し)「伊丹市男女共同参画計画」の計画期間が終了することに伴い、「男女(一人ひとり)が対等な存在として個性や能力を発揮でき、まちづくりの主役としてつながりつつ共に輝く」の基本理念に基づくこれまでの取組を振り返るとともに、今後より一層進めていくべき本市の男女共同参画施策のあり方を示す「第 2 期伊丹市男女共同参画計画」を策定することとしました。

(2) 策定の視点

- 国の「第 4 次男女共同参画計画」及び県の「ひょうご男女いきいきプラン 2020」等との整合を勘案しています。
- 基本目標 6 の 1 (ドメスティック・バイオレンスを根絶する) については、平成 26 (2014) 年度策

定の「伊丹市DV防止・被害者支援計画～第2期伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画～」に委ね、その着実な推進に努めます。

- 目指すべき社会を4つの項目に設定し、その実現を目指して8の基本目標と126の具体的施策に反映させています。
- 計画の実効性を確保するため、目標とする数値指標（成果指標）を設定し、その達成状況についてフォローアップを行うものとします。
- 策定にあたっては、平成27（2015）年度に「伊丹市人権・男女共同参画に関する市民意識調査」を実施し、男女共同参画審議会に意見を求め、答申を得ました。その他、これまでの伊丹市男女共同参画施策市民オンブード*からの報告内容や、パブリックコメントに寄せられる意見を参考としました。

（３）計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条に基づく、「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」（市町村男女共同参画計画）です。同時に、「伊丹市男女共同参画計画」の第2期計画として、その考え方・主旨を引き継いだもので、継続して取り組む施策や重点的に取り組まなければならない課題を示すものです。

さらに、「伊丹市総合計画（第5次）」の基本方針「多様性を認め合う共生社会」の男女共同参画の推進」を具現化する計画として、「伊丹市総合計画（第5次）」との整合を図るとともに、関連する市の計画とも連動するものです。

また、この計画の「【基本目標1】ワーク・ライフ・バランスの実現と男女平等を推進する」を、平成27年9月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）*」第6条第2項において市町村が定めるよう努めるものと規定されている「市町村推進計画」とします。

（４）計画期間

この計画の計画期間は、平成29（2017）年度から平成33（2021）年度の5年間とします。なお、計画期間中であっても、法改正その他状況の変化などに応じて必要な見直しを適宜行うものとします。

2. 見直しの背景

(1) 国際社会、国・県・伊丹市の取組（年表）

※男女共同参画に関する特に重要なもののみ掲載

年 代	世界の動き	国の動き	兵庫県の動き	伊丹市の動き
1972年 (昭和47年)				伊丹市立働く婦人の家開設
1975年 (昭和50年)	国際婦人年世界会議（メキシコシティ）で「世界行動計画」採択			
1976年 (昭和51年)	「国連婦人の10年」スタート			
1979年 (昭和54年)	国連総会で「女子差別撤廃条約」採択			
1985年 (昭和60年)		「女子差別撤廃条約 [*] 」批准	「ひょうごの婦人しあわせプラン」策定	
1986年 (昭和61年)		「男女雇用機会均等法 [*] 」施行		
1992年 (平成4年)		「育児休業法」施行		
1995年 (平成7年)	第4回世界女性会議（北京） 「北京宣言及び行動綱領」採択	「ILO156 号条約（家族的責任条約）」批准		伊丹市女性政策懇話会より提言
1996年 (平成8年)		「男女共同参画2000年プラン」策定	「新ひょうごの女性しあわせプラン後期実施計画」策定	伊丹市女性のための行動計画策定
1998年 (平成10年)				伊丹市女性交流サロン設置 伊丹市男女共生教育基本方針策定
1999年 (平成11年)		「男女共同参画社会基本法」施行		
2000年 (平成12年)	国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）	「ストーカー規制法」、「児童虐待防止法」施行 「男女共同参画基本計画」策定		伊丹市DV被害者支援事業ネットワーク設置
2001年 (平成13年)		「配偶者暴力防止法」施行	「兵庫県男女共同参画計画—ひょうご男女共同参画プラン21—」策定	伊丹市女性政策懇話会より提言
2002年 (平成14年)			「男女共同参画社会づくり条例」制定、施行	伊丹市女性のための行動計画中間見直し
2003年 (平成15年)		「次世代育成支援対策推進法」、「少子化社会対策基本法」施行 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」成立		
2005年 (平成17年)	(国連「北京+10」世界閣僚級会合)(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画(第2次)」策定		伊丹市男女共同参画政策懇話会より提言
2006年 (平成18年)		「男女雇用機会均等法」改正	「兵庫県配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画」策定	伊丹市男女共同参画計画策定
2007年 (平成19年)		「ワーク・ライフ・バランス憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		市にDV相談員配置
2009年 (平成21年)	女子差別撤廃委員会最終見解	「育児・介護休業法 [*] 」改正	「兵庫県配偶者等からの暴力対策基本計画」(第2期)策定	(仮称)伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画検討委員会より提言 伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画策定 伊丹市男女共生教育基本方針見直し
2010年 (平成22年)	国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク)	「第3次男女共同参画基本計画」策定	「新ひょうご子ども未来プラン」策定	伊丹市配偶者暴力相談支援センター開設
2011年 (平成23年)	ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関〈略称: UN Women〉正式発足		「兵庫県男女共同参画計画—新ひょうご男女共同参画プラン21—」策定	伊丹市男女共同参画計画〈中間見直し〉策定 伊丹市総合計画(第5次)策定
2012年 (平成24年)		「子ども・子育て支援法」成立		

年 代	世界の動き	国の動き	兵庫県の動き	伊丹市の動き
2014 年 (平成 26 年)			「兵庫県DV防止・被害者保護計画」策定	伊丹市男女共同参画審議会より提言
2015 年 (平成 27 年)		「女性活躍加速のための重点方針 2015」 「第 4 次男女共同参画基本計画」策定		「伊丹市DV防止・被害者支援計画～第 2 期 伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画～」策定
2016 年 (平成 28 年)		「女性活躍推進法」成立 「育児・介護休業法」改正	「ひょうご男女いきいきプラン 2020（第 3 次兵庫県男女共同参画計画）」を策定	

(2) 市民意識の現状

平成 27（2015）年度に実施した「伊丹市人権・男女共同参画に関する市民意識調査」の結果、以下のような市民意識の現状が明らかになりました。

【伊丹市人権・男女共同参画に関する市民意識調査の概要】

- ・調査対象：市内在住の 15 歳以上を無作為抽出
- ・調査機関：平成 27（2015）年 8 月 19 日から平成 27（2015）年 9 月 18 日
- ・調査方法：郵送による配布・回収
- ・回収状況：配布数 3,020 通。有効回答数 1,458 通。有効回答率 48.3%
- ・回答者の属性（性別、年齢など）：

	女性	男性	その他（または答えたくない）・無回答※	配布数	回収率
15～19 歳	30	31		195	31.2%
20～29 歳	55	61	3	349	34.0%
30～39 歳	104	71	7	452	40.2%
40～49 歳	159	77	3	558	42.8%
50～59 歳	124	89	4	403	53.8%
60～69 歳	179	109	4	481	60.7%
70 歳以上	179	134	6	582	54.8%

※次ページからのグラフで性別ごとに数値を出しているものに関しては、その他（または答えたくない）・無回答は外しております。

(1) 男女の平等感について

『学校教育』、『雇用の機会や職場での賃金・待遇』、『家庭生活』など 9 分野における男女の平等感を尋ねたところ、「平等」と感じている割合が最も高い分野は『学校教育』（70.4%）で、次に『地域、ボランティア活動』（47.9%）でした。

一方、“男性が優遇”（「男性の方が非常に優遇」と「どちらかといえば男性優遇」の合計）されていると感じている割合が高い分野は、『雇用の機会や職場での賃金・待遇』（77.9%）、『全体として、能力を発揮する機会』（67.7%）、『全体として、男女の地位は』（67.0%）となっています。

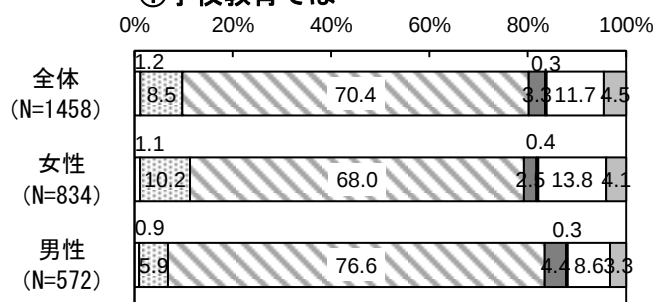
また、すべての分野で男女に意識の差があり、女性は男性よりも「平等」と感じている割合が低く、“男性が優遇”を選択する割合も女性の方がすべての分野で割合が高くなっており、特に『家庭生活』（19.9 ポイント）、『法律・制度の上では』（17.1 ポイント）について男性よりも女性の方が、“男性が優遇”が多くなっています＝図表 1 参照。

全国と比較して、『学校教育』が全国より 6.8 ポイント（無回答を除いた場合）平等感が上回っている以外の他の項目は、全て「平等」と感じている割合が低くなっています＝図表 2 参照。

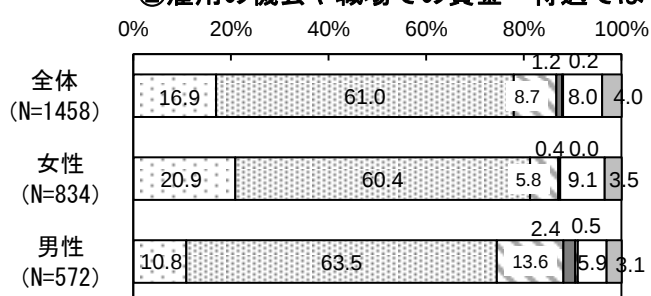
図表 1 (男性と女性の地位は平等になっていると思いますかー性別比較 (単数回答))

- ☐ 男性の方が非常に優遇されている
- ☐ どちらかといえば男性の方が優遇されている
- ☐ 平等である
- ☐ どちらかといえば女性の方が優遇されている
- ☐ 女性の方が非常に優遇されている
- ☐ わからない
- ☐ 無回答

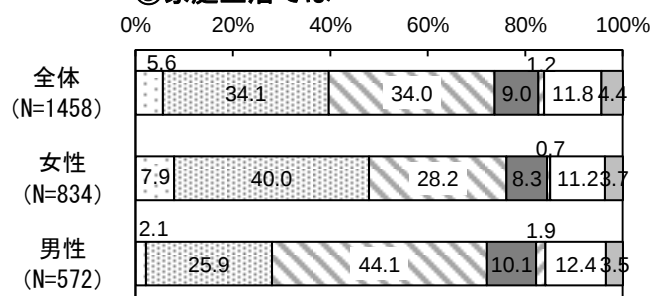
①学校教育では



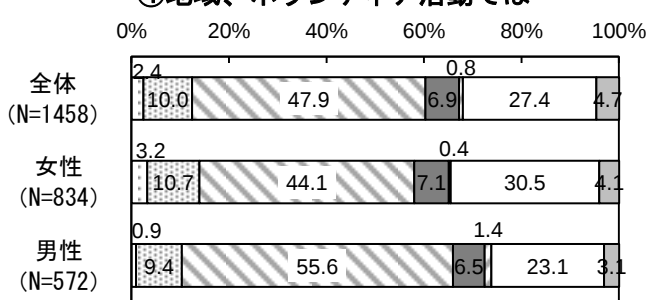
②雇用の機会や職場での賃金・待遇では



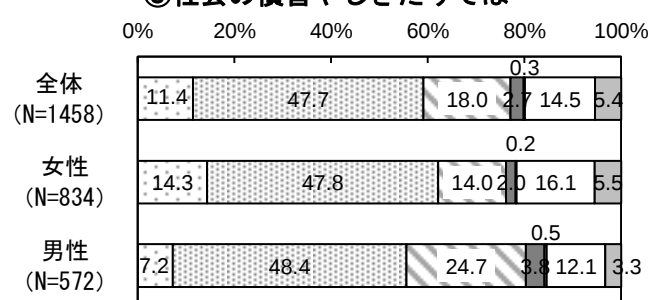
③家庭生活では



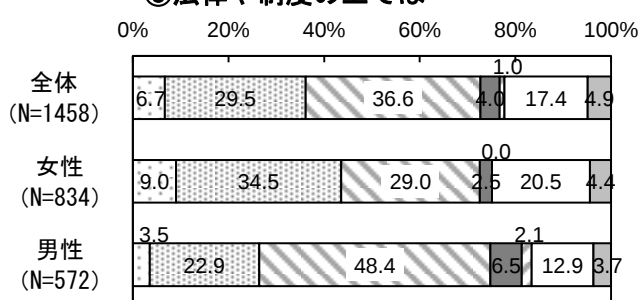
④地域、ボランティア活動では



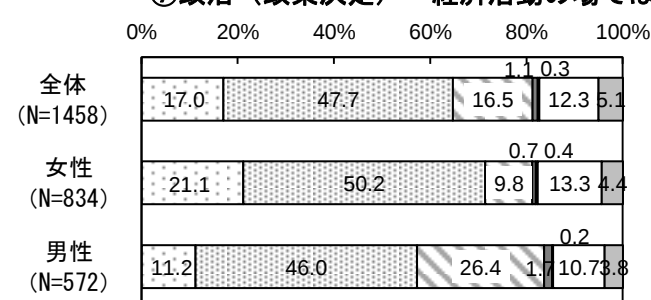
⑤社会の慣習やしきたりでは



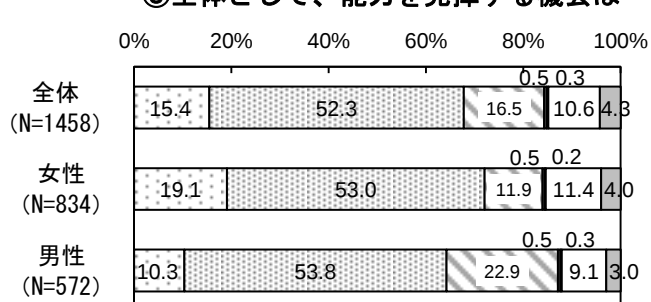
⑥法律や制度の上では



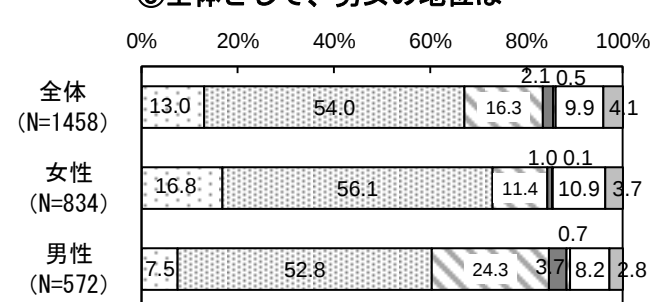
⑦政治 (政策決定)・経済活動の場では



⑧全体として、能力を発揮する機会は



⑨全体として、男女の地位は

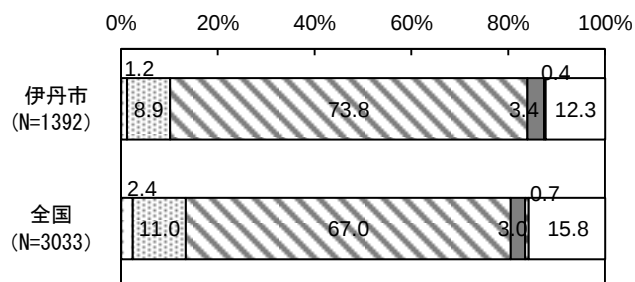


図表 2（男性と女性の地位は平等になっていると思いますかー全国比較（単数回答））

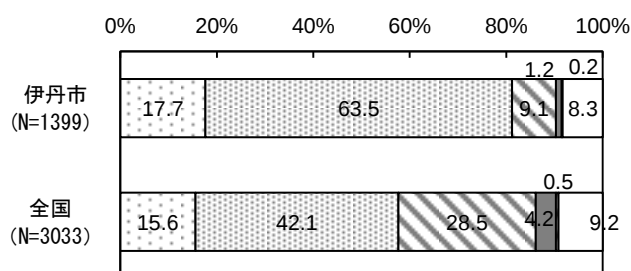
※「⑧全体として、能力を発揮する機会」を除く

- 男性の方が非常に優遇されている
- ▨ どちらかといえば男性の方が優遇されている
- 平等である
- ▨ どちらかといえば女性の方が優遇されている
- ▨ 女性の方が非常に優遇されている
- わからない

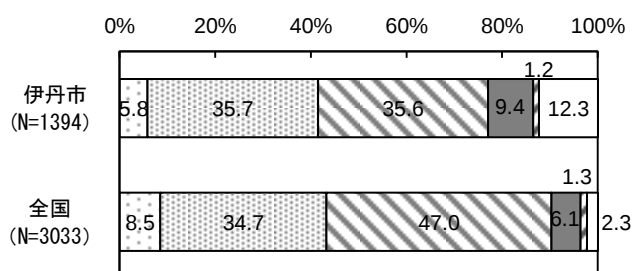
①学校教育では



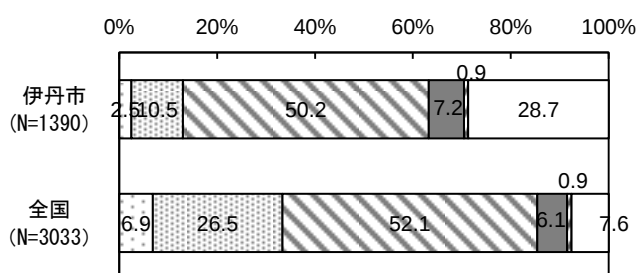
②雇用の機会や職場での賃金・待遇では



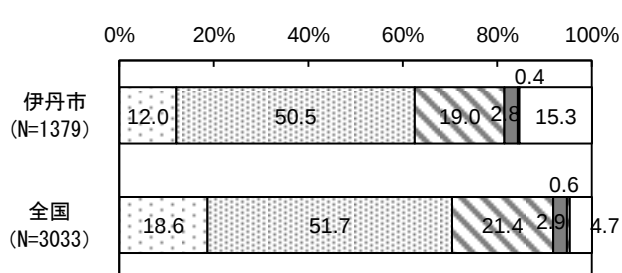
③家庭生活では



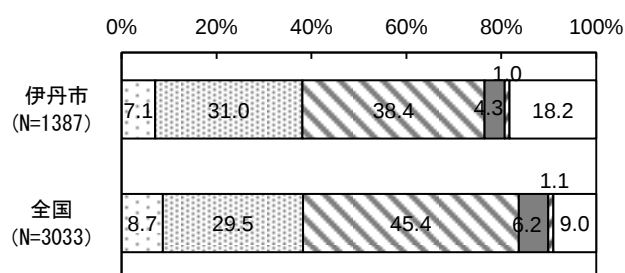
④地域、ボランティア活動では



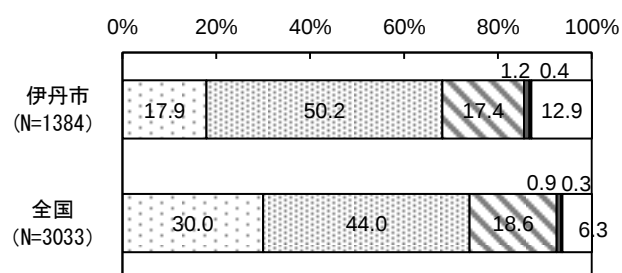
⑤社会の慣習やしきたりでは



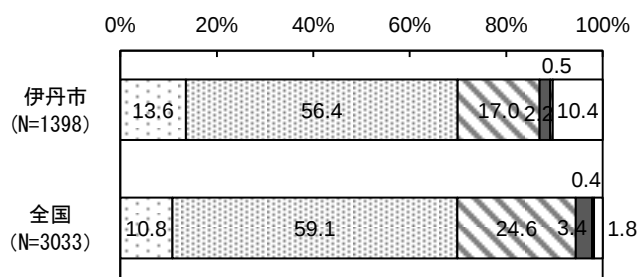
⑥法律や制度の上では



⑦政治（政策決定）・経済活動の場では



⑧全体として、男女の地位は



出典：「男女共同参画社会に関する世論調査」

平成 24 年 10 月 内閣府男女共同参画局
 なお 14 ページまでの市民意識調査結果報告上における全国に関
 わる数値については本資料と同じものを用いている。

（２）性別役割分担意識について

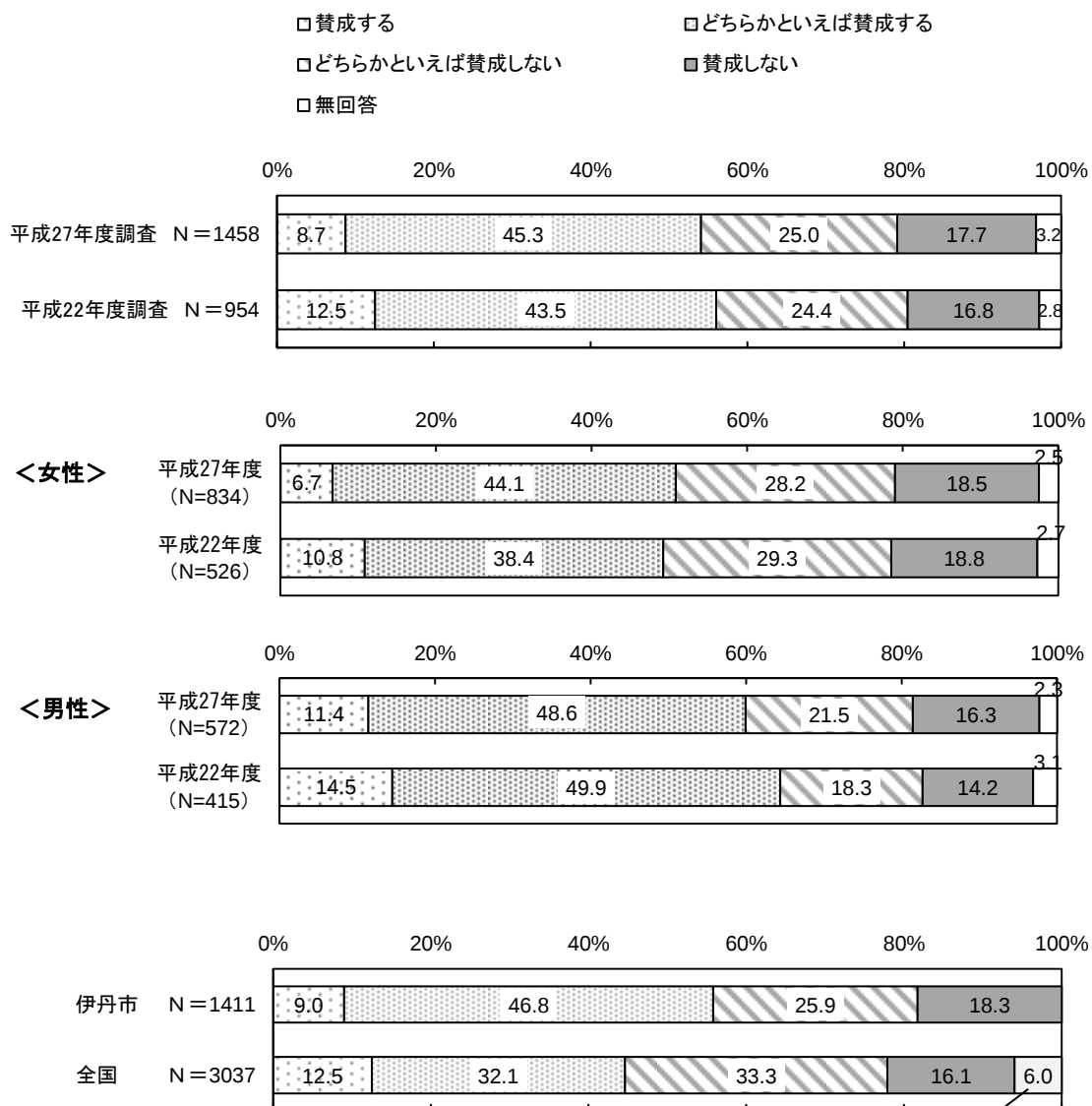
（２）-１ 性別役割分担意識について

『男は仕事、女は家事・育児』という性別役割分担について、“賛成する”（「賛成する」と「どちらかといえば賛成する」の合計）の割合が、全体で54.0%となっています。女性50.8%、男性60%と、男性は女性より“賛成する”の割合が9.2ポイント高くなっており、性別によって意識に開きがあります。

平成22年度調査と比較すると全体で2ポイント減と大差はありません。女性で1.6ポイント高く、男性で4.4ポイント低くなっています。

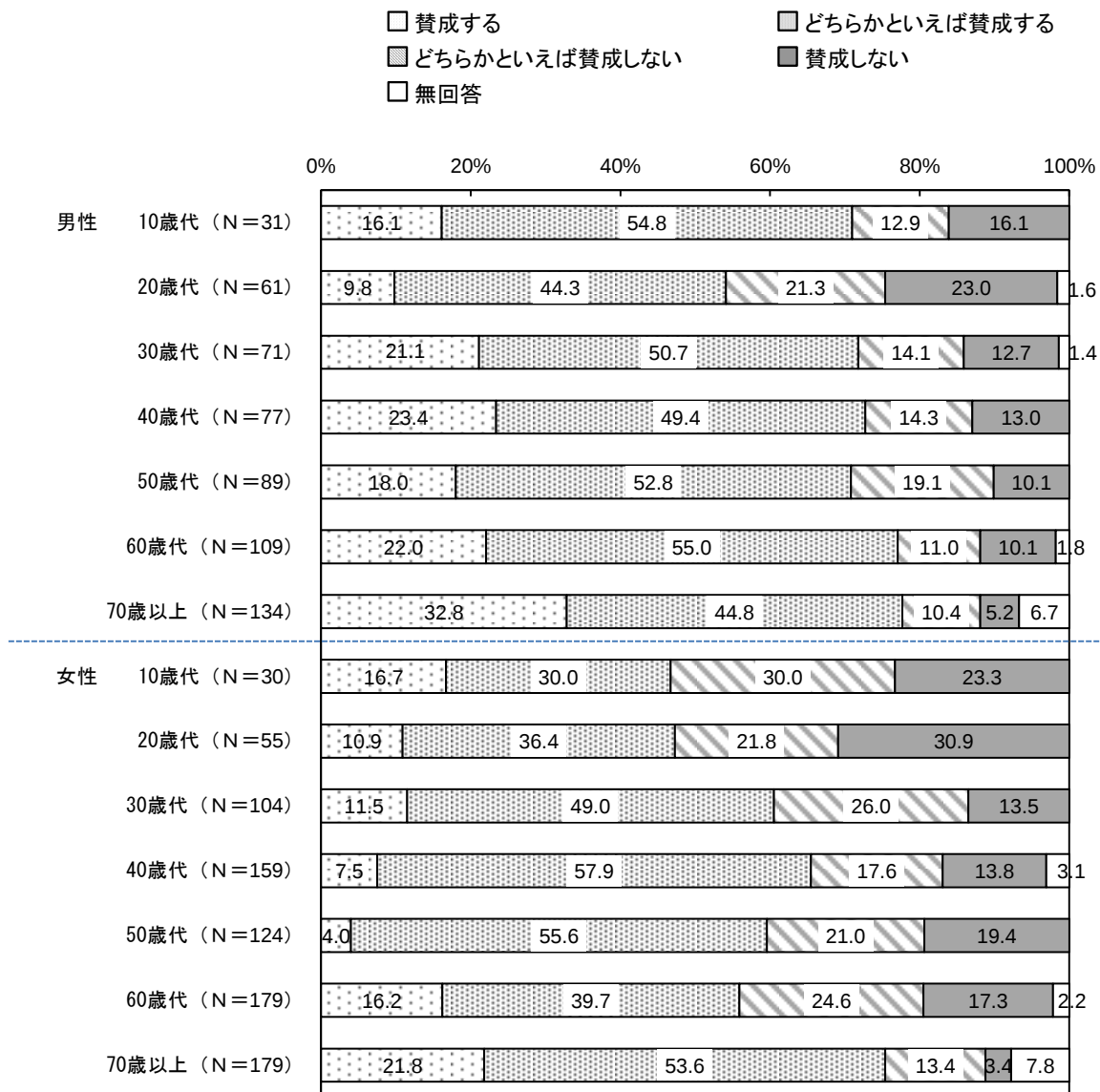
全国調査と比べると、“賛成する”の割合が11.2ポイント高くなっています。伊丹市は依然として固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることがうかがえます＝図表3参照。

図表3 「男は仕事、女は家事・育児」という考え方に賛成か（単数回答）



※全国と比較するため、無回答を除いています。（全国の6.0%は「わからない」）

＜性・年齢別－伊丹市27年度調査＞



図表5（「男の子は男らしく、女の子は女らしく育てるのがよい」という考え方に賛成か・理由別（複数回答））

区分	有効回答数（件）	親や祖父母から言われたから	配偶者やその親から	学校で教わったから	職場（の人）がそういう考えだから	知人・友人がそのように考えたから	メディアの影響	新聞・テレビ・インターネットなど	行政の講座、イベント、刊行物	生活ややむをえないから	その他	わからない	無回答
賛成する	243	31.7	17.7	4.5	1.2	2.1	4.9	0.4	27.6	23.0	10.7	2.5	
どちらかといえば賛成する	710	21.5	17.5	2.1	0.3	1.8	6.3	1.4	40.8	16.3	14.8	0.8	
どちらかといえば賛成しない	260	11.5	11.9	4.2	1.9	5.4	20.4	3.8	28.1	19.6	15.8	1.9	
賛成しない	197	9.1	9.1	4.6	0.5	4.6	18.3	5.6	15.7	35.0	15.7	3.0	

（３）女性の活躍などについて

（３）-１ 女性が仕事をもつことについての考え方

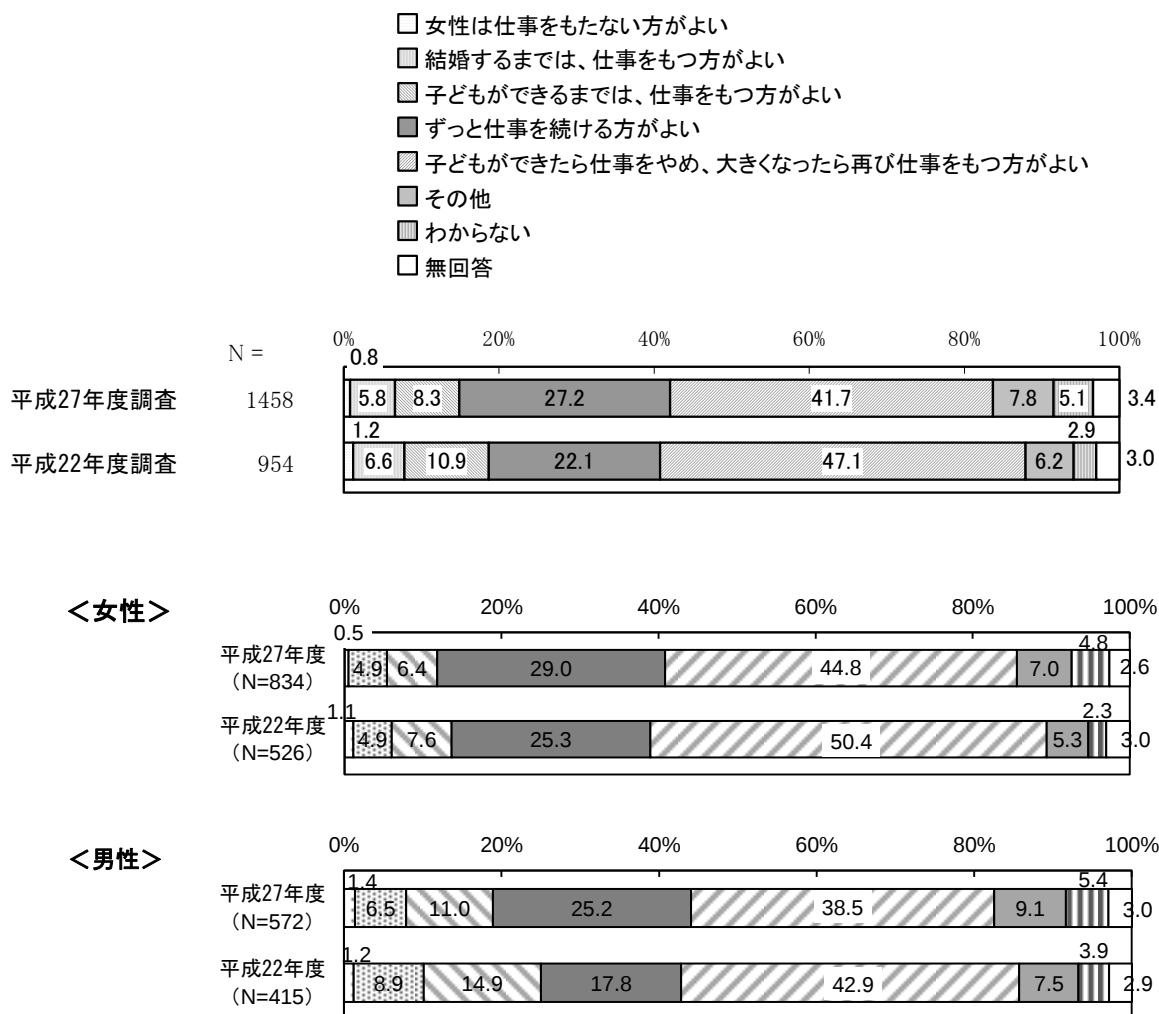
女性が仕事をもつことについての考え方において、「子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事をもつ方がよい」という“再就職型”を肯定する割合が、全体で 41.7%と最も高く（女性で 44.8%、男性で 38.5%）となっています。

平成 22 年度調査と比べると「ずっと仕事を続ける方がよい」という“仕事継続型”を肯定する割合が 5.1 ポイント高く、“再就職型”を肯定する割合が、5.4 ポイント低くなっています。

一方、全国調査では、“仕事継続型”を肯定する割合が、44.8%と最も高く、16.6 ポイントの差があります。

性・年齢別でみると、伊丹市の場合、特に 10 歳代・20 歳代女性では、“再就職型”が 56.7%、50.9%とそれぞれ 50%以上を占めており、“仕事継続型”（10 歳代 16.7%、20 歳代 18.2%）の 2 倍以上の割合となっていることから、この世代の女性の多くが、子どもができたら仕事をやめ、その後子どもが大きくなった時に再就職を目指すことが予想されます＝図表 6 参照。

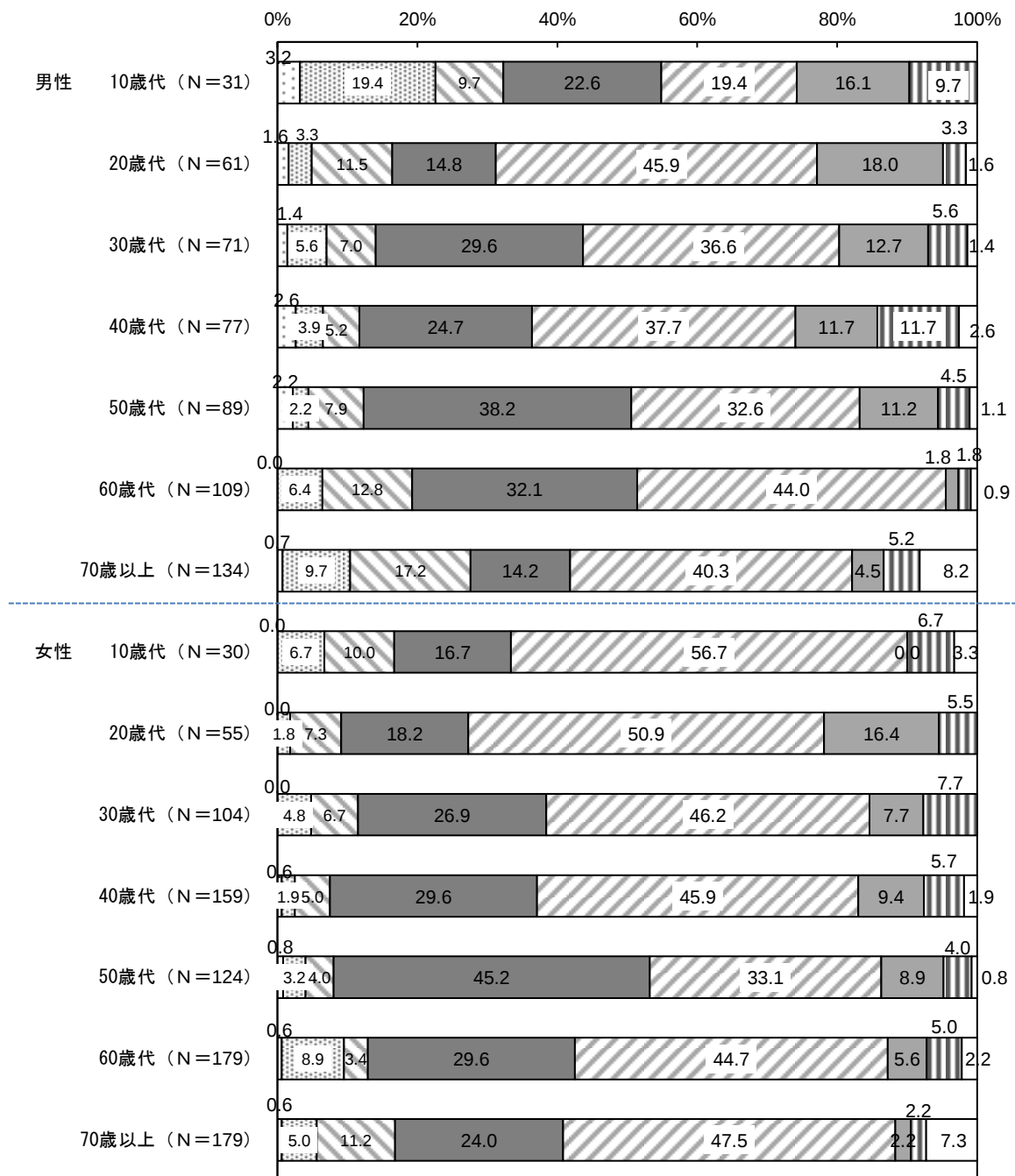
図表 6 （一般的に女性が仕事をもつことについて、どう考えるか（単数回答））





※全国と比較するため、無回答を除いています。

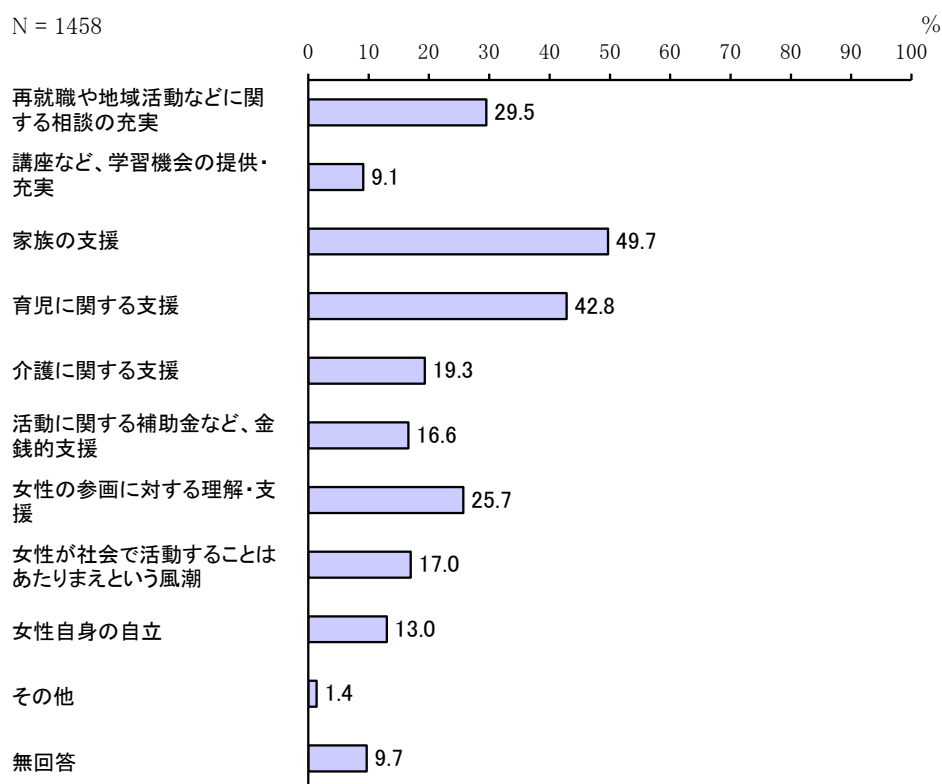
<性・年齢別—伊丹市27年度調査>



(3)-2 女性が再就職など様々な活動に参画するために必要なことについて

女性が再就職や起業、地域活動、地域貢献など様々な活動に参画するために必要なことについては、「家族の支援」の割合が49.7%と最も高く、次いで「育児に関する支援」の割合が42.8%、「再就職や地域活動などに関する相談の充実」の割合が29.5%となっています＝図表7参照。

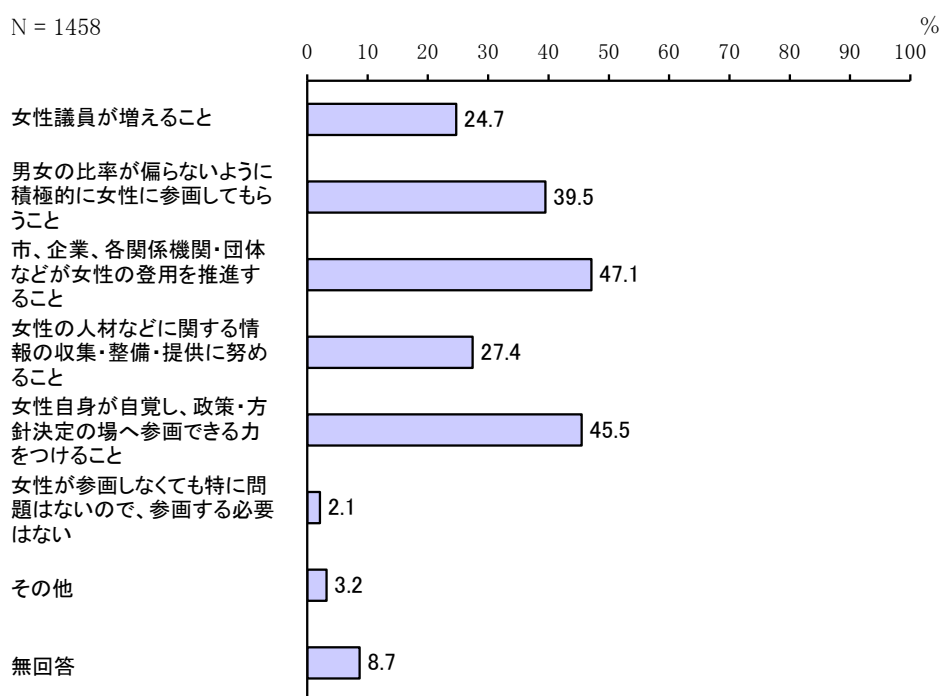
図表7（女性が再就職など様々な活動に参画するために必要なこと（複数回答））



(3)-3 政策や方針決定の場において女性の参画をすすめるために必要なことについて

「市、企業、各関係機関・団体などが女性の登用を推進すること」の割合が 47.1%と最も高く、次いで「女性自身が自覚し、政策・方針決定の場へ参画できる力をつけること」の割合が 45.5%、「男女の比率が偏らないように積極的に女性に参画してもらうこと」の割合が 39.5%となっています＝図表 8 参照。

図表 8 (政策や方針決定の場において女性の参画をすすめるために必要なこと (複数回答))



（４）ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）* について

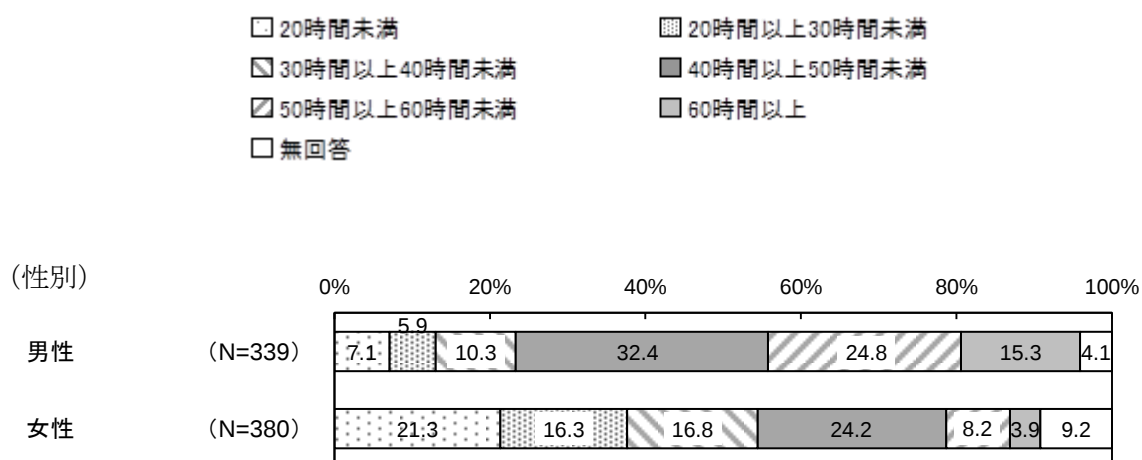
（４）-１ 長時間労働について

男性の週平均就労時間は 50 時間以上が 4 割以上で、全国調査の 29.5%と比較すると、伊丹市の男性は就労時間が長い傾向にあります＝図表 9 参照。

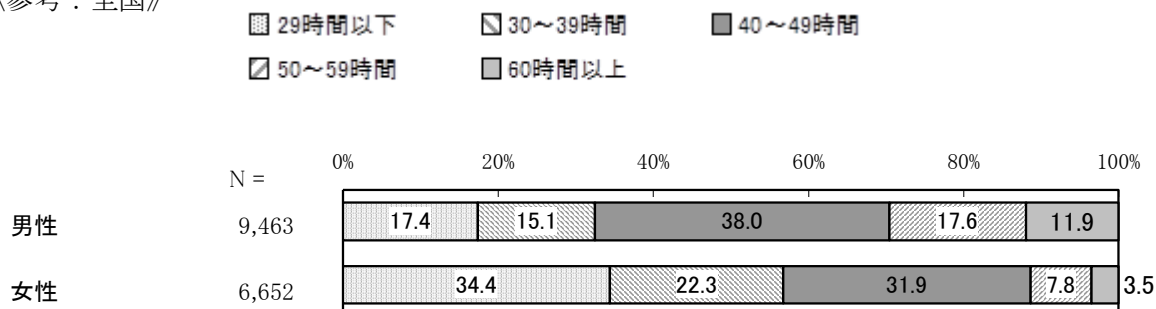
働いている理由は、いずれの性別においても「生計の維持」が最も多く、次いで男性では「働くことが当然」、女性では「家計の補助」となっています。「男は仕事」という性別役割分担意識を強くもっている傾向が見られます＝図 10 表参照。

また、日常的な家事・仕事などの役割分担における『生活費の確保』について、「主に夫」とする割合が、理想（58.0%）、現状（66.2%）ともに高くなっています。一方、その他の『炊事・掃除・洗濯などの家事』『近所とのつきあい』『子育て』『高齢者の介護』における役割分担では、現状で「主に妻」の割合が、平成 22 年度調査よりそれぞれ少しずつ減少しているものの、依然として最も多くなっています。家庭生活や地域活動について、理想は夫婦同程度で行うのがよいと考えているものの、男性の長時間労働などにより、主に妻が担っているという人が多くいる現状がうかがえます＝図 11 表参照。

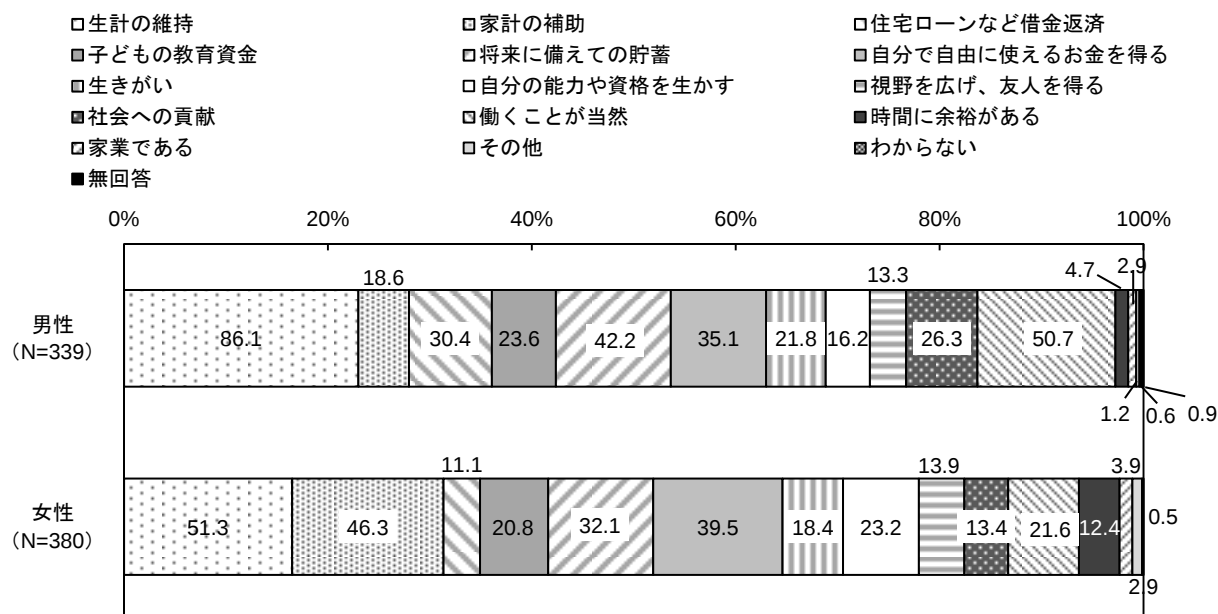
図表 9（現在、残業も含めて週あたり何時間くらい仕事をしているか（単数回答））



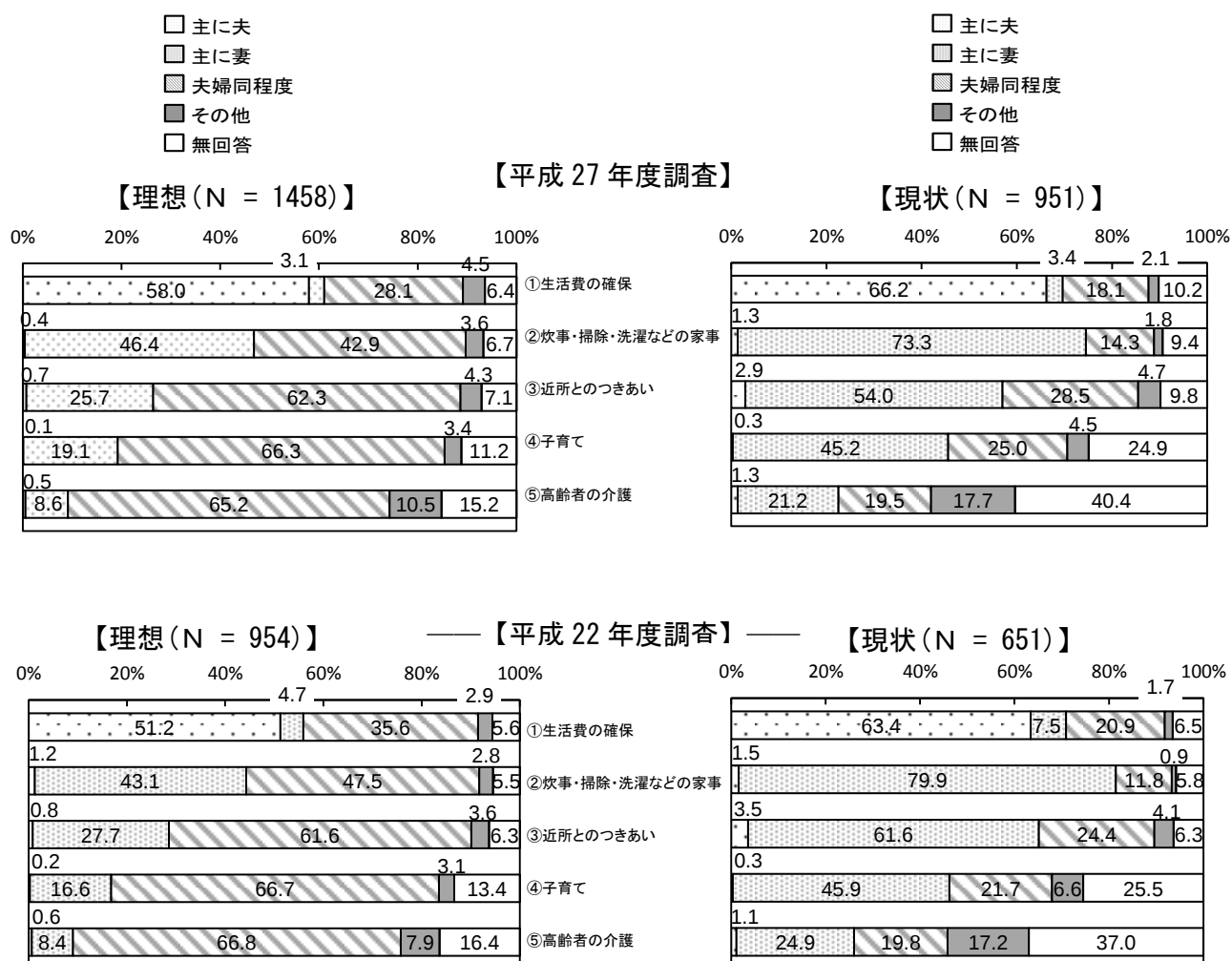
《参考：全国》



図表 10 (働いている理由について (複数回答可))



図表 11 (日常的な家事・仕事などの役割分担について)



(4) -2 「仕事」と「家庭生活や地域活動」の優先度における理想と現実

「仕事」と「家庭生活や地域活動」の優先度について、希望では、男女とも「仕事」と「家庭生活や地域活動」のバランスをうまくとっている」が最も高く、男性で 37.4%、女性で 40.0% となっていますが、現状では、男女とも「どちらかといえば「仕事」を優先している」が最も高く、男性で 26.7%、女性で 16.1% となっています＝図表 1 2 参照。

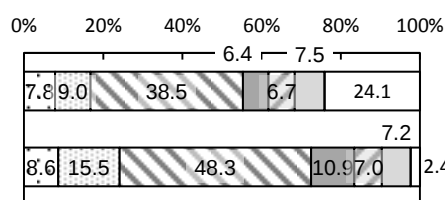
性別でみると、女性で“「家庭生活や地域活動」を優先している”（「家庭生活や地域活動」を優先している」と「どちらかといえば「家庭生活や地域活動」を優先している」の合計）と回答した割合が、希望よりも現状で 11.5 ポイント高くなっています。

希望と現状の差は、女性よりも男性で大きくなっており、男性では約半数が“「仕事」を優先している”（「仕事」を優先している」と「どちらかといえば「仕事」を優先している」の合計）と回答しています。

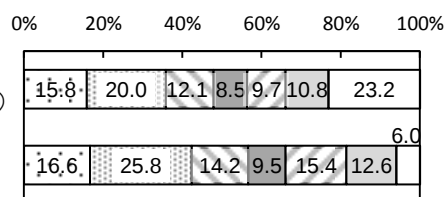
図表 1 2 （生活の中での「仕事」と「家庭生活や地域活動」の優先度で、あなたの希望と現状
(単数回答))

- ☐ 「仕事」を優先している
- ☐ どちらかといえば「仕事」を優先している
- ☐ 「仕事」と「家庭生活や地域活動」のバランスをうまくとっている
- ☐ どちらかといえば「家庭生活や地域活動」を優先している
- ☐ 「家庭生活や地域活動」を優先している
- ☐ わからない
- ☐ 無回答

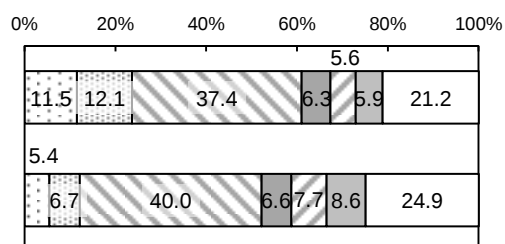
【希望】



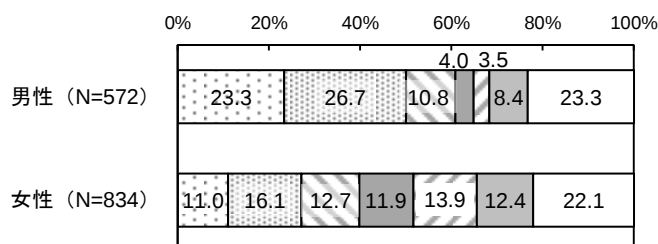
【現状】



【希望（性別）】



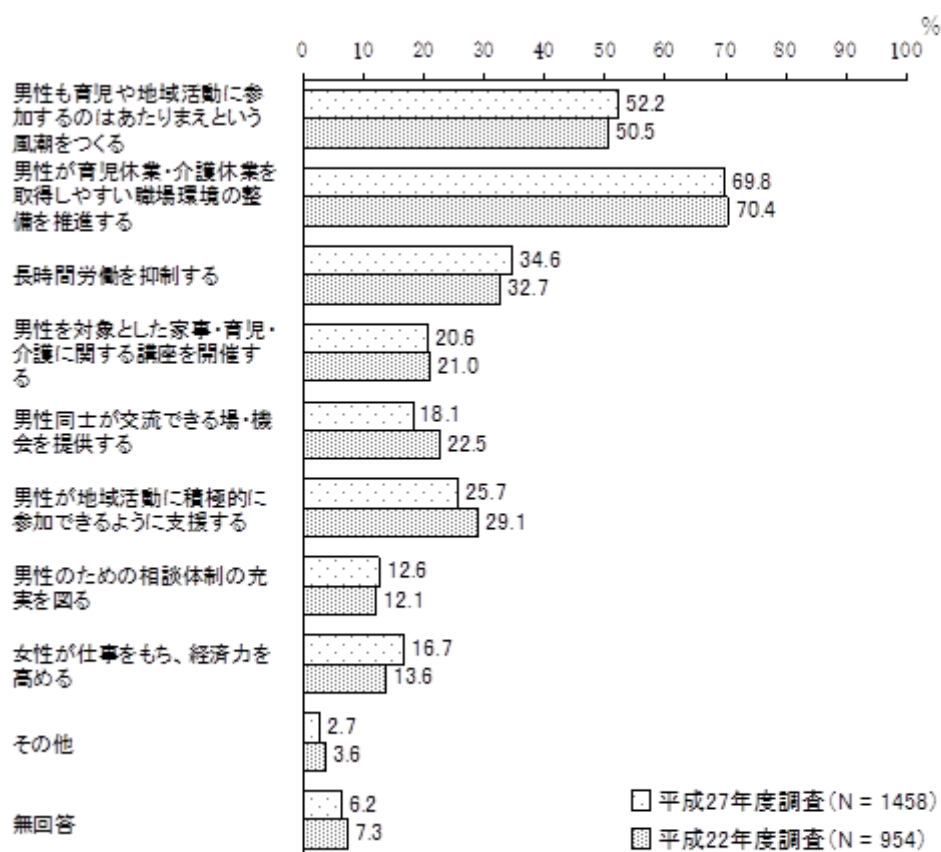
【現状（性別）】



(4) -3 男性の育児や介護、地域活動参加の促進に有効だと思うもの

「男性が育児休業・介護休業を取得しやすい職場環境の整備を推進する」の割合が 69.8%、次いで「男性も育児や地域活動に参加するのはあたりまえという風潮をつくる」52.2%、「長時間労働を抑制する」の割合が 34.6%となっています＝図表 1 3 参照。

図表 1 3 (男性の育児や介護、地域活動参加の促進に有効だと思うもの (複数回答))



（５）セクハラ・DV（配偶者や交際相手からの暴力）について

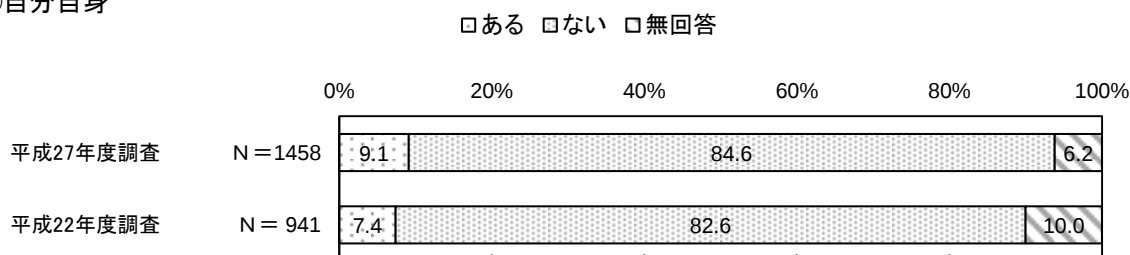
（５）-１ セクハラ被害状況について

セクシュアル・ハラスメント*の被害に自分自身が受けたことがある人の割合が、約 10 人に 1 人 (9.1%)、周りの人は約 6 人に 1 人 (16.3%) の割合となっています＝図表 1 4 参照。

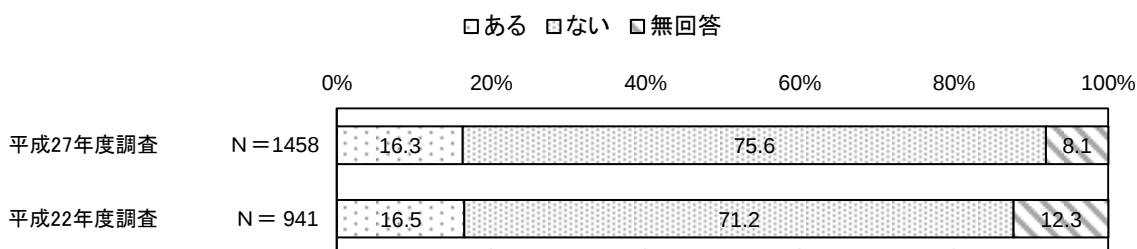
被害にあった場面について、約 7 割近くが「職場」となっています＝図表 1 5 参照。

図表 1 4 （自分自身や周りの方がセクシュアル・ハラスメントの被害にあったことがあるか
(単数回答))

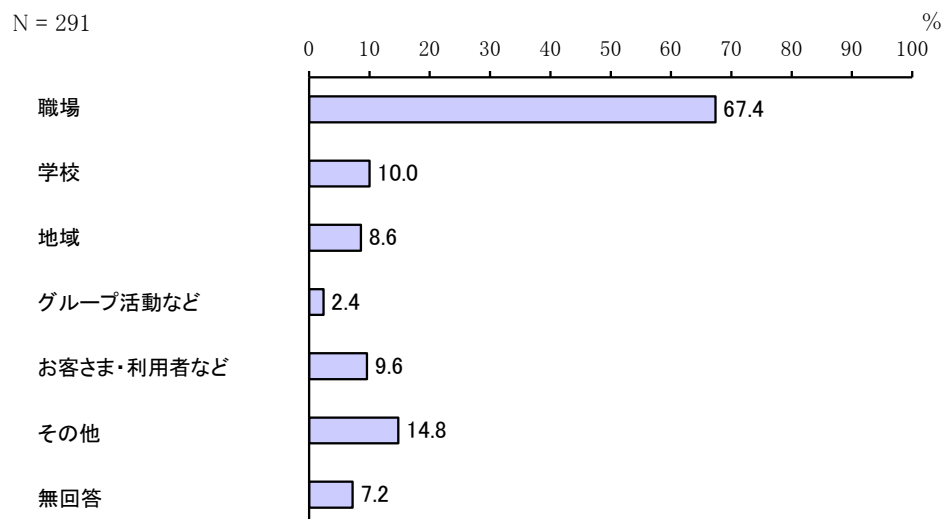
①自分自身



②友人や職場の仲間など、自分の周りの人



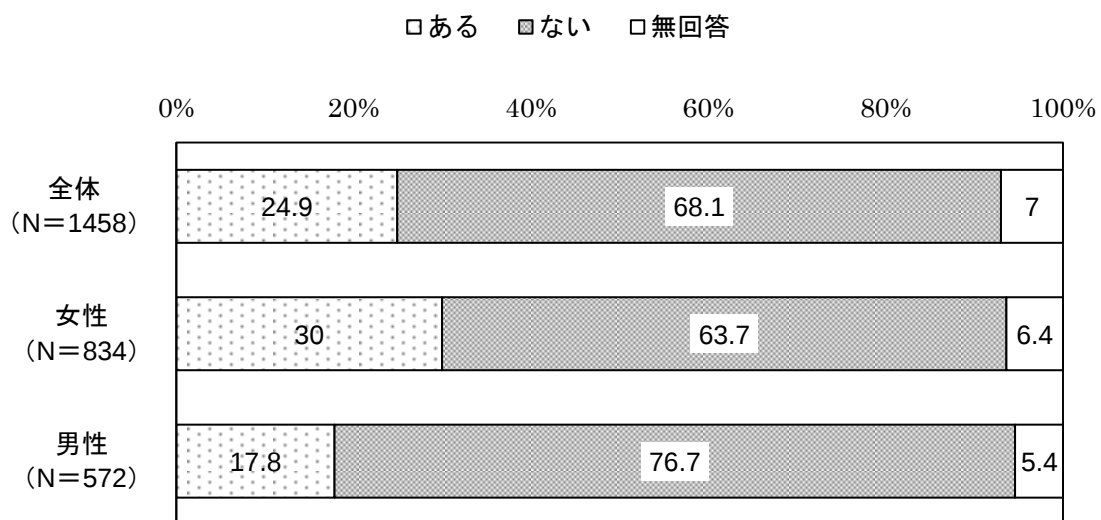
図表 1 5 （どのような場面でセクシュアル・ハラスメントの被害にあったか（複数回答））



(5) -2 DVの被害状況について

DVについて、自分が配偶者や交際相手から身体的暴力・精神的暴力・性的暴力・経済的暴力・社会的暴力のいずれかの暴力を1つでも受けたことがある（「何度もあった」「1、2度あった」）と回答する人の割合は、全体で24.9%、回答者の約4人に1人が暴力被害の経験があることとなり、女性では30%、回答した女性の約3人に1人が暴力被害の経験があるという結果となっています＝図表16参照。

図表16（いずれかの暴力を1つでも受けたことがあるか）



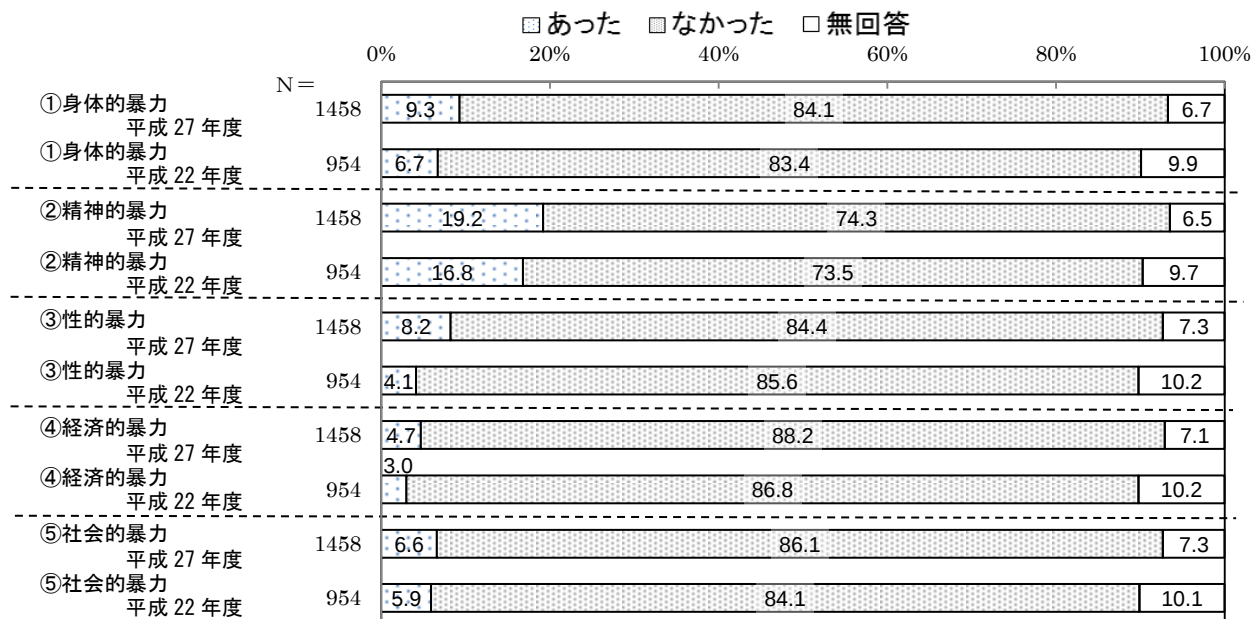
暴力の被害別でみると、“あった”（「何度もあった」と「1、2度あった」の合計）の割合は以下の通りとなっています＝図表17参照。

- ①なぐる、けるなどの「身体的暴力」では“あった”の割合が9.3%、約10人に1人となっています。女性では約8人に1人、男性では約20人に1人となっています。
- ②ののしる、おどすなどの言葉の暴力や、無視するなどの「精神的暴力」では“あった”の割合が19.2%、約5人に1人となっています。また、全国調査より8.6ポイント高くなっています。
- ③性行為の強要、避妊に協力しないなどの「性的暴力」では、“あった”割合が8.2%、約12人に1人となっています。
- ④生活費を渡さない、仕事に就くことを禁じるなどの「経済的暴力」では、4.7%、約21人に1人となっています。
- ⑤実家や友人とのつきあいや本人の行動を監視、制限する「社会的暴力」では、“あった”の割合が6.6%、約15人に1人となっています。

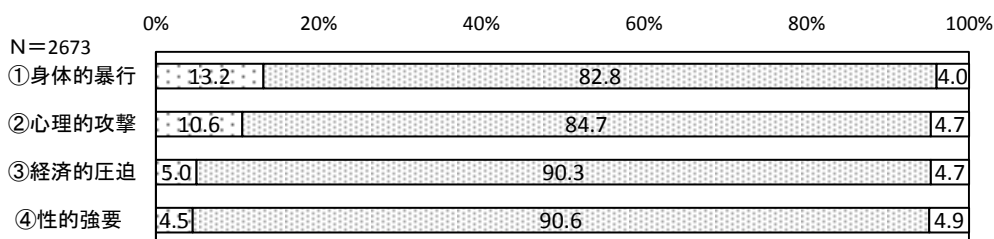
図表 17 (配偶者や交際相手からのDV被害の割合＝経年比較＝)

※平成 27 年度は「何度もあった」と「1、2 度あった」をあわせて「あった」、

平成 22 年度は「よくある」、「時々ある」、「稀にある」をあわせて「あった」と表記しています。



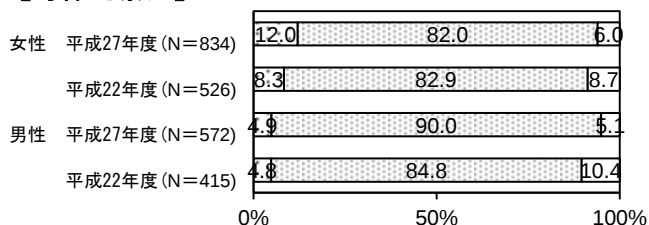
【全国調査（参考）男女間における暴力に関する調査（平成 26 年度）より「配偶者からの被害経験」】



<性別・経年比較－伊丹市 27 年度調査>

□ あった □ なかった □ 無回答

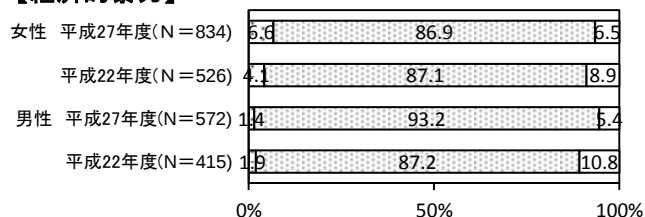
【身体的暴力】



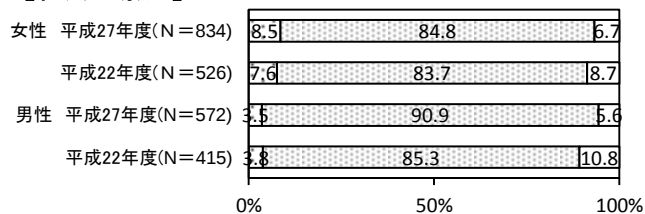
【精神的暴力】



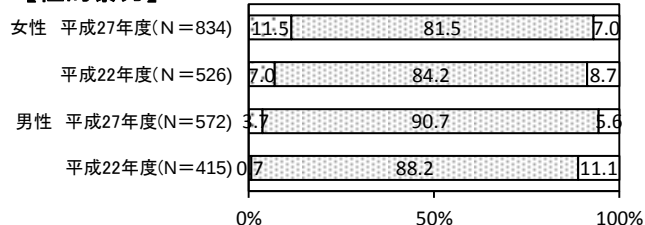
【経済的暴力】



【社会的暴力】



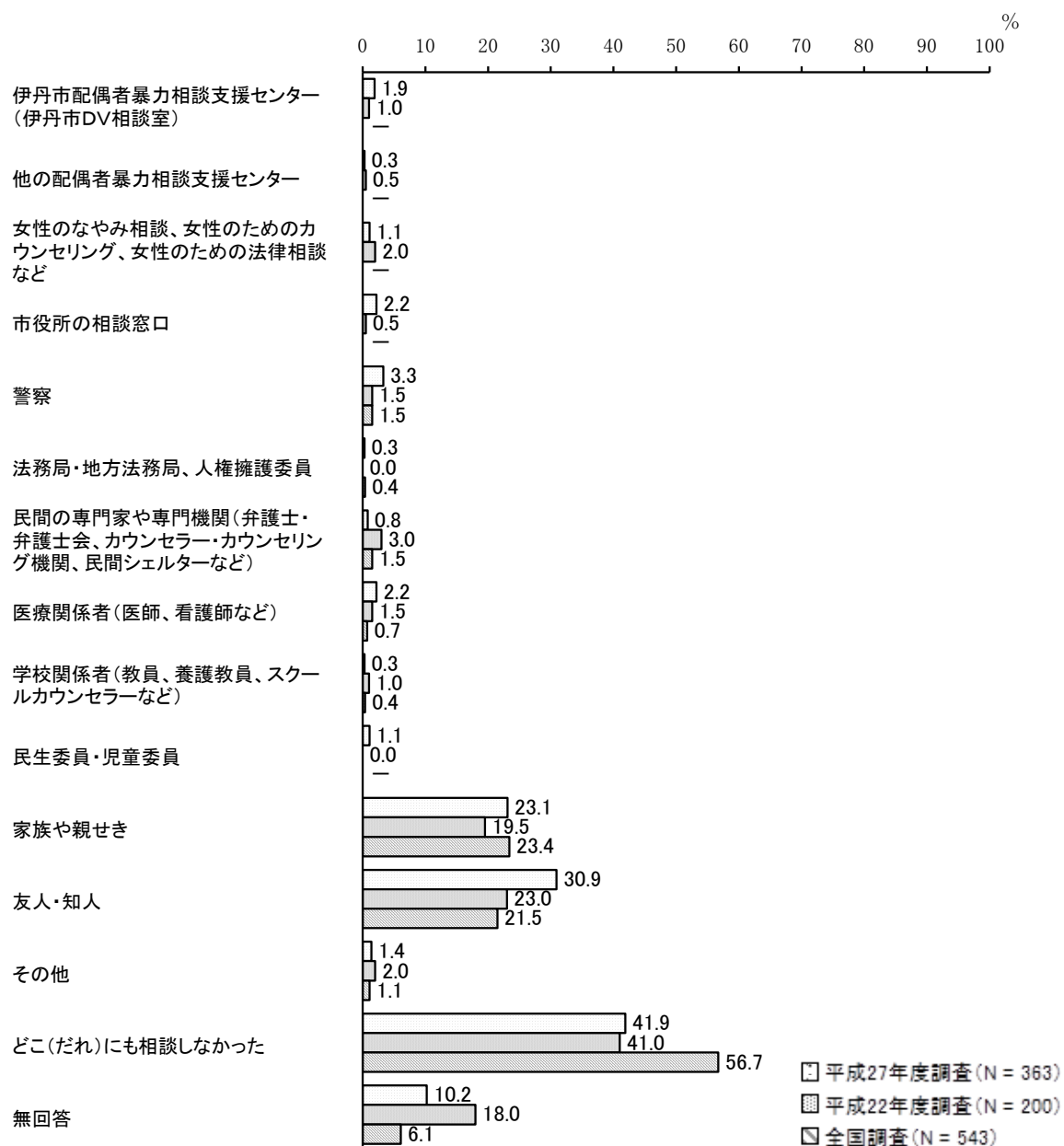
【性的暴力】



暴力を受けた際の相談先について、「どこ（だれ）にも相談しなかった」の割合が 41.9% [平成 22 年度調査 41.0%] と最も多くなっており、全国調査と比べると、「どこ（だれ）にも相談しなかった」の割合が 14.8 ポイント低くなっています＝図表 18 参照。

次いで「友人・知人」の割合が 30.9% [同 23.0%]、「家族や親せき」の割合が 23.1% [同 19.5%] と専門機関などへ相談した人の割合はごくわずかにとどまっています。

図表 18（暴力を受けた行為についての相談（複数回答））



※全国調査では、「伊丹市配偶者暴力相談支援センター（伊丹市DV相談室）」、「他の配偶者暴力相談支援センター」、「女性のなやみ相談、女性のためのカウンセリング、女性のための法律相談など」、「市役所の相談窓口」、「民生委員・児童委員」の項目はありませんでした。

暴力被害に対する施策として、回答数が多い順では

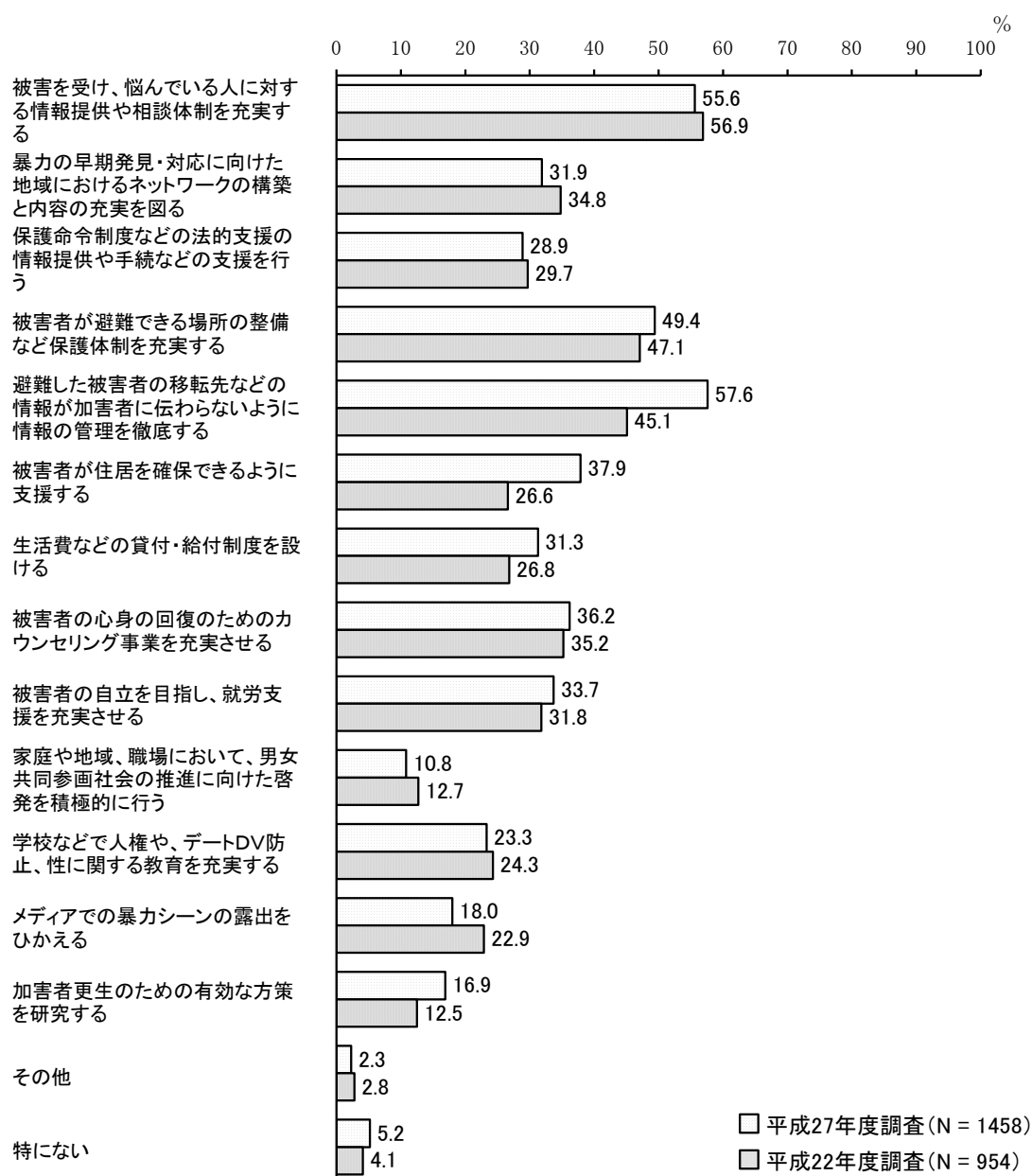
①「避難した被害者の移転先などの情報が加害者に伝わらないように情報の管理を徹底する」57.6%
[平成22年度調査 45.1%]

②「被害を受け、悩んでいる人に対する情報提供や相談体制を充実する」55.6% [同 56.9%]

③「被害者が避難できる場所の整備など保護体制を充実する」49.4% [同 47.1%]

を求める声が高くなっています＝図表19参照。

図表19（配偶者や交際相手などからの暴力の防止や被害者支援のために特に必要だと思うこと
（複数回答））



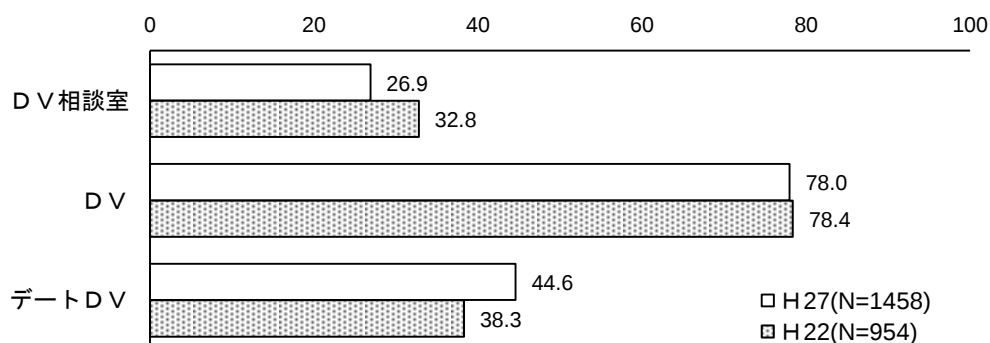
(5) -3 DVなどに関する認知度について

「DV*」の“認知度”（「内容までよく知っている」「内容も少しは知っている」「聞いたことはある」の合計）は 78.0%となっていますが、平成22年度に開設された「伊丹市DV相談室」の“認知度”については 26.9%にとどまっています。

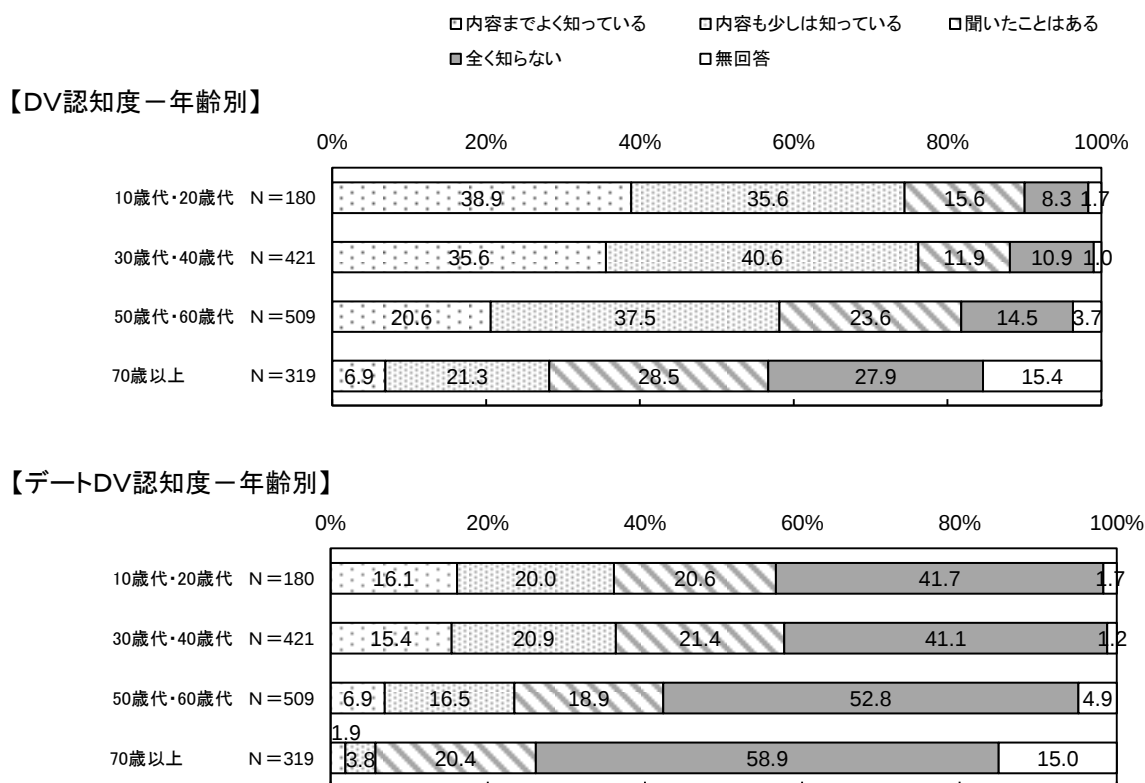
また、「デートDV*」の“認知度”は 44.6%で、平成22年度調査と比べると、6.3ポイント高くなっています＝図表20参照。

DV・デートDVについて、年齢別でみると、70歳以上で「内容までよく知っている」、「内容も少しは知っている」の割合が低くなっています＝図表21参照。

図表20（DVと伊丹市DV相談室、デートDVについての認知度（単数回答））



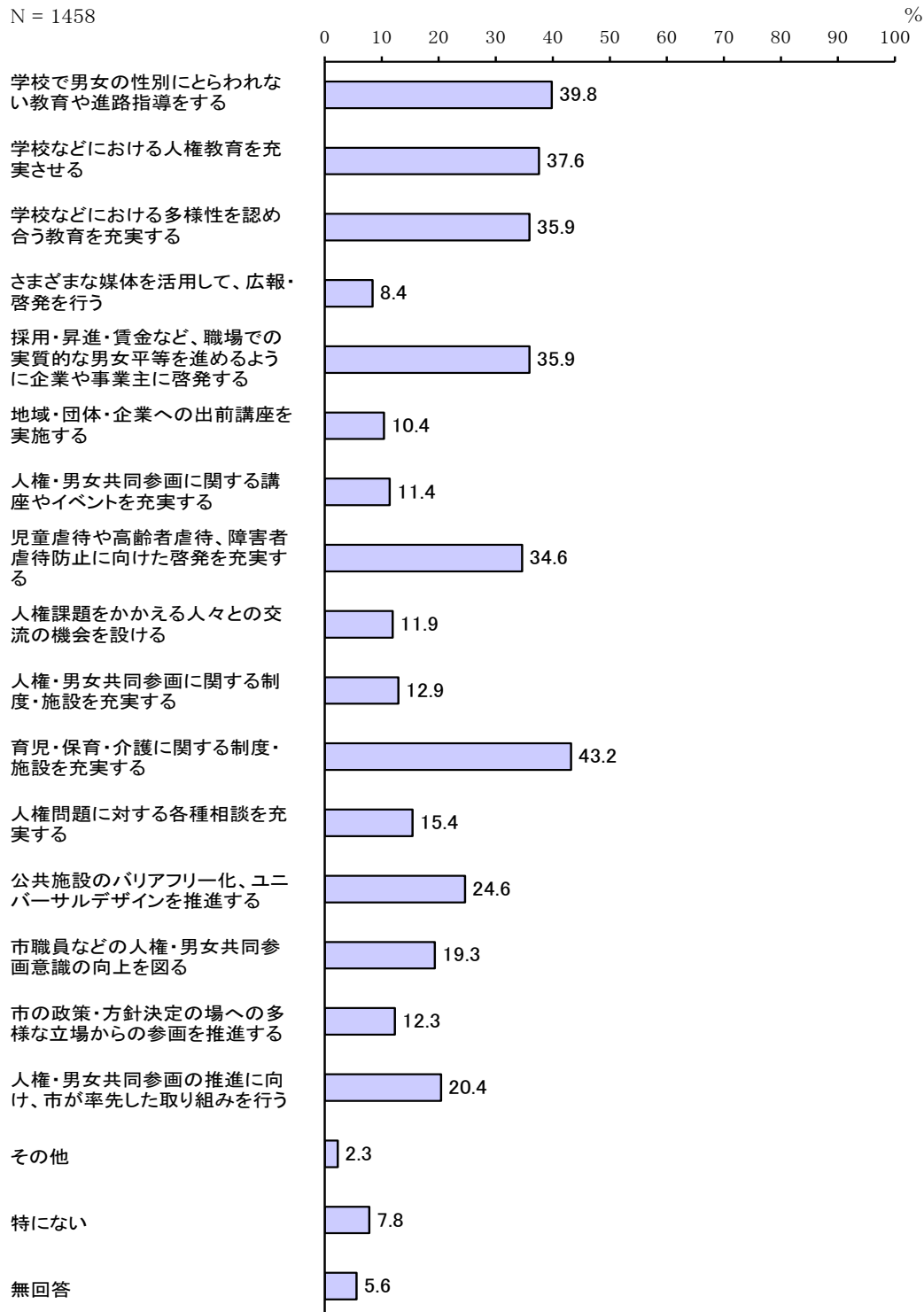
図表21（DVとデートDVの年齢別の認知度）



（６）人権・男女共同参画の実現に向けて今後、特に力を入れるべきもの

「育児・保育・介護に関する制度・施設を充実する」の割合が 43.2%と最も高く、次いで「学校で男女の性別にとらわれない教育や進路指導をする」の割合が 39.8%、「学校などにおける人権教育を充実させる」の割合が 37.6%、「学校などにおける多様性を認め合う教育を充実する」の割合が 35.9%となっています＝図表 2 2 参照。

図表 2 2 （人権・男女共同参画の実現に向けて今後、特に力を入れるべきもの（複数回答））

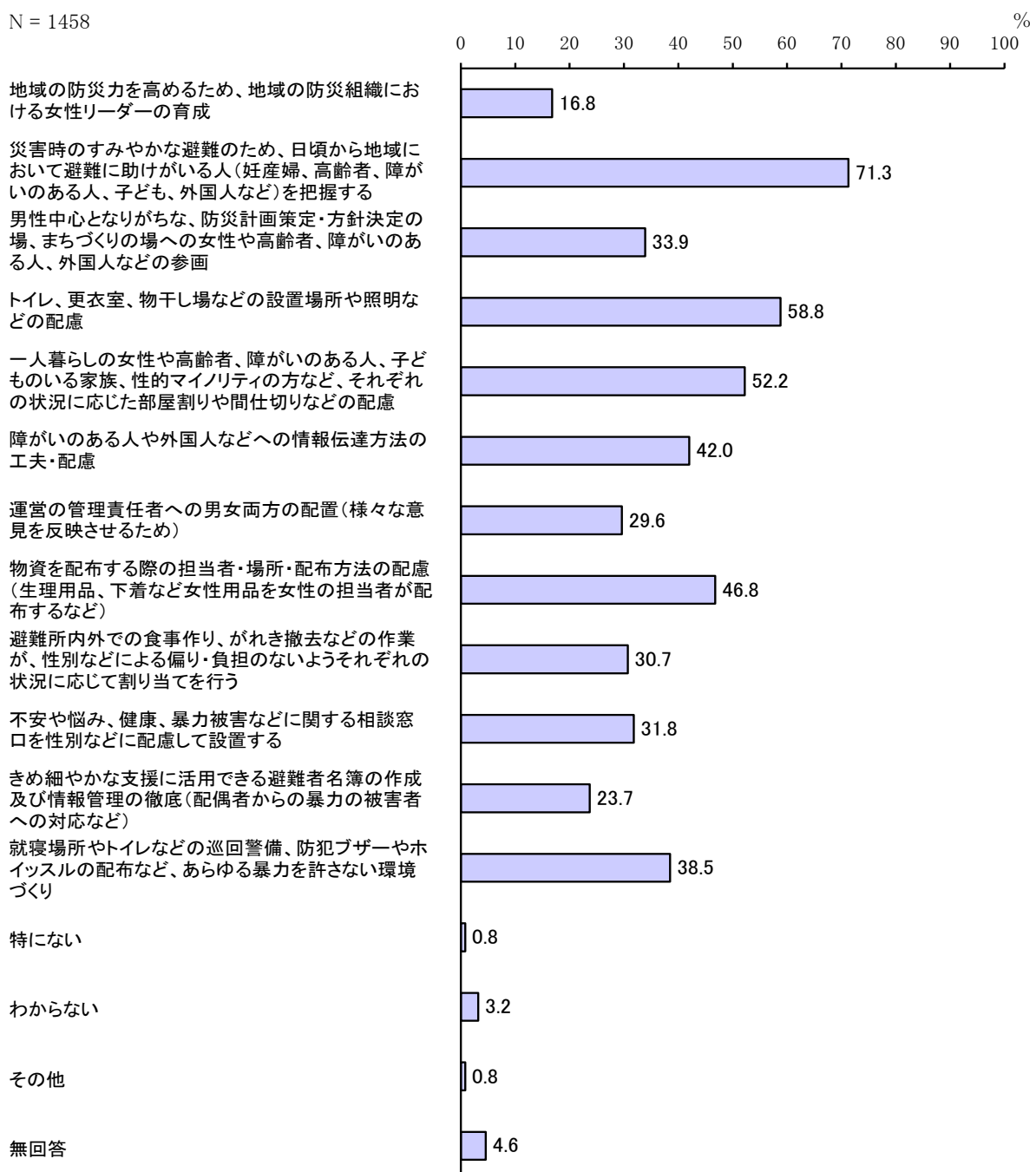


（７）防災・災害復興対策において、取り組む必要があるものについて

「災害時のすみやかな避難のため、日頃から地域において避難に助けがいる人（妊産婦、高齢者、障がいのある人、子ども、外国人など）を把握する」の割合が 71.3%と最も高く、次いで「トイレ、更衣室、物干し場などの設置場所や照明などの配慮」の割合が 58.8%、「一人暮らしの女性や高齢者、障がいのある人、子どものいる家族、性的マイノリティの方など、それぞれの状況に応じた部屋割りや間仕切りなどの配慮」の割合が 52.2%となっています＝図表 2 3 参照。

図表 2 3 （防災・災害復興対策において、人権・男女共同参画に配慮して取り組む必要があると思うもの（複数回答））

N = 1458



（８）その他の調査より、女性と労働について

その他、国勢調査結果や本市において行った別の意識調査より、以下のような現状が明らかになりました。

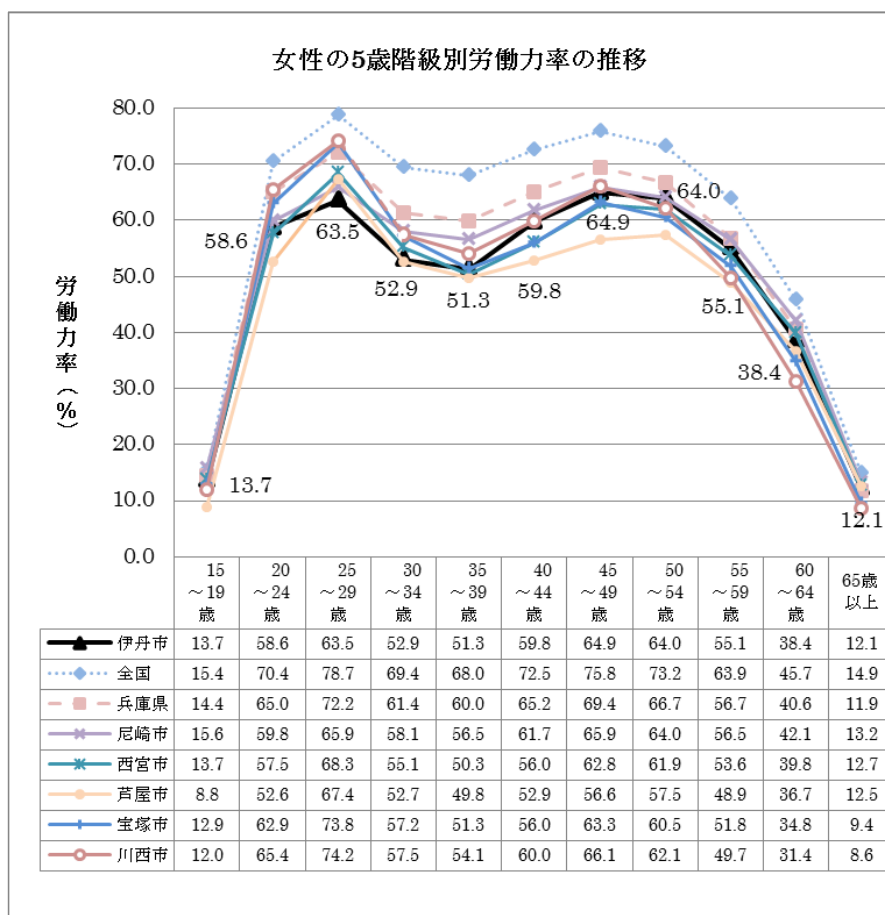
（引用資料）・平成 22 年度国勢調査産業等基本集計各年

・伊丹創生人口ビジョン

・伊丹市 20～30 歳代女性の意識調査結果（平成 27 年度）

（８）-1 女性の労働力率の推移について

女性の労働人口に占める就業者の割合を示す年齢別の女性就業率をみると、典型的なM字カーブ*を描いています。女性の就業率の推移は 35 歳以上で上昇傾向を示しており、特に 35～39 歳において高い伸びを示しています。しかし、20～64 歳の女性就業率は、一様に全国や兵庫県に比べて低くなっており、25～29 歳の就業率は近隣市と比べても低くなっています。



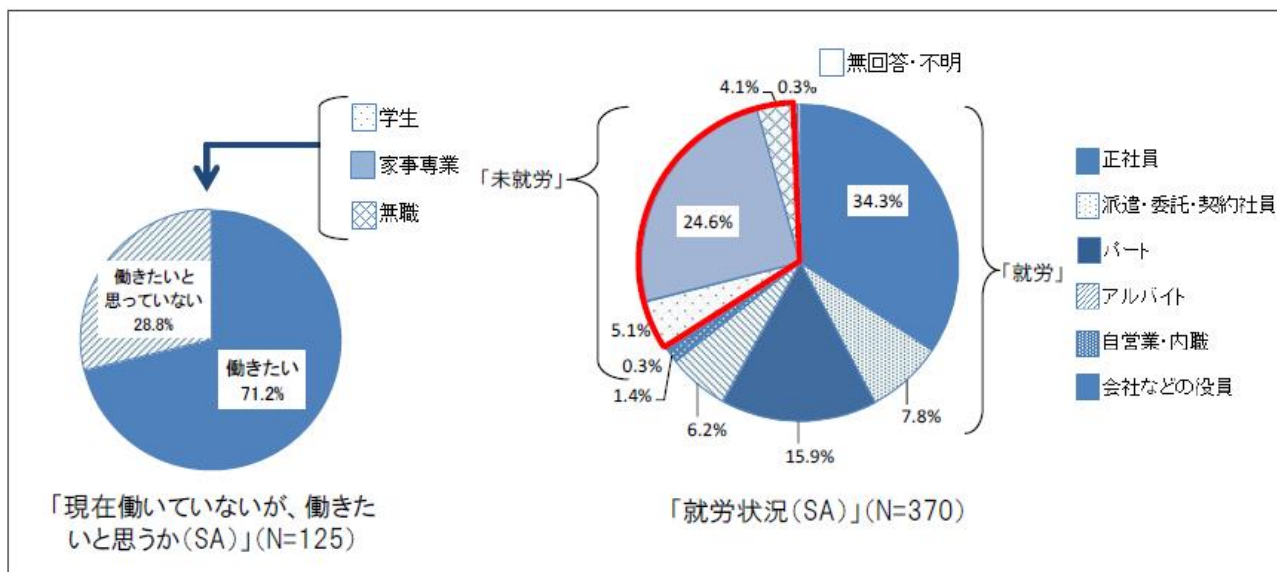
資料：平成 22 年度国勢調査産業等基本集計各年より作成（総務省統計局）

(8) -2 女性の就労状況について

(8) -3 働きたいと考えている女性の割合について

『伊丹市 20～30 歳代女性意識調査』によると、回答者の約 3 分の 2 が何らかの形態で就労しており、就労している人は全体で 65.9%（右円グラフの「就労」の合計）です。割合では「正社員」が 34.3%と最も多く、次いで「パート」が 15.9%となっています。

また、回答者の約 3 分の 1 が未就労で、その内訳は家事専業(24.6%)や学生(5.1%)、無職(4.1%)となっています。これら未就労の方のうち 71.2%は現在働いていないが「働きたい」と回答しており、多くは就業意欲を持っていることが分かります。



資料:伊丹市 20～30 歳代女性意識調査(平成 27 年)

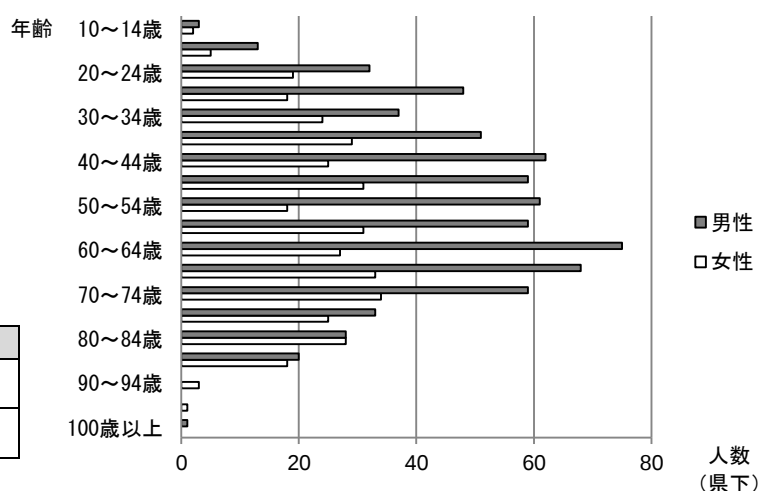
資料:伊丹創生人口ビジョンより

(9) その他の調査より、自殺について

兵庫県の調査より、県下における自殺者数については、多くの年代で女性に比べ男性が多いことが分かります。

自殺(人)			総死亡数における割合(%)		
伊丹市	兵庫県	全国	伊丹市	兵庫県	全国
33	1,080	24,417	2.0	1.9	1.9

(兵庫県) 死因別死亡数—自殺者(性別・年齢別)



資料:平成 26 年(2014)人口動態統計(確定数)の概況、平成 26 年度 兵庫県保健統計年報より

(3) 伊丹市男女共同参画計画＜中間見直し＞の進捗

伊丹市男女共同参画計画＜中間見直し＞では、6つの基本目標に基づき取り組みを進めてきました。主な取り組み状況と数値目標の達成状況については、次のとおりです。

(1) 主な取り組み状況

○平成24年度～28年度において特に取り組んだもの ▲大きく課題の残ったもの

	18の基本課題	主な取り組み状況
男女共同参画への意識づくり 基本目標Ⅰ	1 固定的な男女の役割分担にとらわれず、一人ひとりの人権を尊重する教育・啓発の推進 2 男女平等を推進する学校教育などの充実 3 男女共同参画を推進する生涯学習の充実	○男女共同参画関連図書等の充実 ○女性・児童センター所蔵図書等の目録作成、配布 ○DV防止の啓発活動の充実（パープルリボンツリーキャンペーン、警察等関係機関との連携） ○男女共同参画推進委員会により作成した啓発紙を自治会回覧（H24～26） ▲ジェンダーに関するメディア・リテラシー向上のための学習・研修機会の充実 ○「進路学習ノート」から「キャリア学習ノート」に改訂（H27以降） ○性的マイノリティについての教職員向け資料の作成、教職員対象でLGBTについての研修を実施（H27以降） ○女性・児童センター登録グループ、人権啓発推進委員等への男女共同参画に関する出前講座の実施 ▲キャリア形成に関する講座の充実
男女が対等に働ける環境づくり 基本目標Ⅱ	4 雇用の場での男女の均等な機会と待遇の確保への取り組み 5 男女の働く意欲を支え、多様かつ柔軟な働き方が選択できる条件の整備 6 男女の仕事と育児・介護の両立のための雇用環境の整備	○各種制度等について中小企業共済ニュースへの記事掲載、チラシ配布等 ○雇用の場におけるハラスメントについてのパネル展等での啓発、事業者への資料配布 ▲雇用の場での男女共同参画に関する法制度等について、市民意識調査における認知度の低下、さらなる周知・啓発活動の実施 ○女性のためのチャレンジ相談、チャレンジ支援講座等の実施 ○女性の起業活動推進のための研修会等の実施 ○若者自立支援に関する研修会、若年者向け就労支援セミナー等の実施 ○病児保育開始（H27） ○民間認可保育所の開設等による保育所入所定員の増加 ○児童くらすの対象学年の順次拡大開始、学校休業日の開所時間の繰り上げに着手 ○男女共同参画推進事業所表彰の実施と広報、ホームページ、パネル展等での紹介 ▲事業主へのワーク・ライフ・バランス等に関する周知・啓発
男女共同参画の理念に立った健康・福祉サービス 基本目標Ⅲ	7 生涯を通じた男女の心と体の健康づくり 8 高齢者・障がい者（児）、ひとり親の家庭などが孤立せず、安心して暮らせる環境の整備 9 安心して子どもを産み育てられる環境の整備	○伊丹病院の年代や性差に応じた出前講座、高校等へのリプロダクティブ・ヘルス／ライツをふまえた出前講座の実施 ○乳がん・子宮頸がん検診推進事業の対象者への無料クーポン券の送付 ○多忙な人でも1回で受診可能ながんセット検診の開始 ○母子健康手帳交付時のマタニティマークキーホルダーの配布 ○健診時の地域子育て拠点の案内実施 ○伊丹病院分娩再開（H27から） ○専門職、民生委員・児童委員等への男女共同参画に関する研修、資料配布を実施 ▲予防を含めた産後うつへの対応 ○地域包括支援センターの増設と基幹型地域包括支援センターの設置、高齢者実態調査等の実施 ○認知症サポーター養成講座の実施 ○介護マーク名札配布事業の開始等 ○伊丹市立こども発達支援センターの開設 ○母子・父子相談事業、ひとり親家庭への就労支援事業、市営住宅空家募集時の優先枠の設定等

の充実		▲ひとり親家庭への支援に関して、平日就業している保護者にも届きやすい情報提供の工夫 ○WEBサイト「いたみすくすく」の開始 ○父親の育児参加事業の実施（公募型協働事業） ○子どもの居場所づくりに関する事業の実施 ○阪神北広域こども急病センター事業の充実 ▲就業している保護者が参加しやすい日時に配慮した事業の実施
あらゆる暴力に対する根絶の取り組み	基本目標Ⅱ	10 配偶者・パートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）防止対策の推進 11 セクシュアル・ハラスメントなどへの防止対策の推進 12 子どもや高齢者の安全を守る取り組みの推進
男女が共に輝くまちづくり	基本目標Ⅲ	13 市民の連携による男女共同参画の推進 14 ユニバーサルデザインの推進による男女共同参画の環境整備 15 地域の国際化と国際社会への貢献
計画の総合的な推進	基本目標Ⅳ	16 市民との協働による推進体制の確立 17 市の率先した取り組みの推進 18 男女共同参画に向けた拠点の充実

(2) 数値目標の達成状況（平成 23～27 年度）について

＜成果目標＞ ※の数値は、前年度報告書公表後に訂正が判明したもの

（成果指標）◎達成 ○ほぼ達成 △未達成だが当初より増 ×当初より減

	項目	担当課	計画当初	H23 年分報告	H24 年分報告	H25 年分報告	H26 年分報告	H27 年分報告	成果目標 (H28 年度)	達成
基本目標Ⅰ	市民意識調査における「伊丹市男女共同参画計画」の認知度	同和・人権推進課	40.3% (H22 年度)	-	-	-	-	44.6% (H27 年度)	60%	△
	女性・児童センターの年間利用者数	同和・人権推進課	129,246 人 (H22 年度)	135,542 人 (H23 年度)	133,448 人 (H24 年度)	138,552 人 (H25 年度)	137,613 人 (H26 年度)	134,186 人 (H27 年度)	130,000 人	◎
	女性・児童センター (働く女性の家・女性交流サロン) 講座等参加者数	同和・人権推進課	3,406 人 (H22 年度)	3,919 人 (H23 年度)	3,578 人 (H24 年度)	3,597 人※ (H25 年度)	3,779 人 (H26 年度)	3,997 人 (H27 年度)	4,000 人	○
	男女共同参画関係まちづくり 出前講座実施回数	同和・人権推進課	4 回 (H22 年度)	4 回 (H23 年度)	4 回 (H24 年度)	8 回 (H25 年度)	3 回 (H26 年度)	4 回 (H27 年度)	10 回	△
	保健教育の授業参観を行った 学校数	保健体育課	15 校 (H22 年度)	16 校 (H23 年度)	16 校 (H24 年度)	16 校 (H25 年度)	16 校 (H26 年度)	16 校 (H27 年度)	20 校	△
基本目標Ⅱ	「いたみ女性チャレンジひろば」年間利用者数	同和・人権推進課	1,235 人 (H22 年度)	1,017 人 (H23 年度)	898 人 (H24 年度)	969 人 (H25 年度)	831 人 (H26 年度)	1,133 人 (H27 年度)	1,300 人	×
	女性・児童センター登録グループ数	同和・人権推進課	72 グループ (H22 年度)	64 グループ (H23 年度)	98 グループ (登録 69+一般 29) (H24 年度)	114 グループ (登録 82+一般 32) (H25 年度)	93 グループ (登録 83+一般 10) (H26 年度)	83 グループ (登録 71+一般 12) (H27 年度)	90 グループ	○
	市民意識調査における「ワーク・ライフ・バランス」という語の認知度	同和・人権推進課	38.3% (H22 年度)	-	-	-	-	35.4% (H27 年度)	50%	×
	保育所入所定員	保育課	2,230 人	2,230 人	2,250 人	2,320 人	2,425 人	2,577 人	2,385 人	◎
	ファミリーサポート男性会員数 (協力会員・両方会員)	子育て支援課	39 人 (H22 年度)	38 人 (H23 年度)	36 人 (H24 年度)	35 人 (H25 年度)	35 人 (H26 年度)	33 人 (H27 年度)	64 人	×
	児童くらぶ待機児童数	こども家庭課	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	◎
	若者就労支援事業参加者数 (一般)	商工労働課	133 人 (H22 年度)	191 人 (H23 年度)	99 人 (H24 年度)	76 人 (H25 年度)	208 人 (H26 年度)	113 人 (H27 年度)	200 人	×
基本目標Ⅲ	子宮頸がん検診・乳がん検診 の受診率	健康政策課	子宮頸がん 23.4% 乳がん 25.1%	子宮頸がん 18.7% 乳がん 25.1%	子宮頸がん 23.8% 乳がん 16.3%	子宮頸がん 23.8% 乳がん 16.3%	子宮頸がん 25.0% 乳がん 17.2%	子宮頸がん 24.2% 乳がん 18.3%	各検診とも 50%	△
	妊娠28週以降での妊娠届け者数	健康政策課	6 件	14 件 (H23 年度)	10 件 (H24 年度)	9 件 (H25 年度)	11 件 (内、海外出産 転入 3 件) (H26 年度)	5 件 (H27 年度)	5 件	◎
	食生活バランスアップ教室事業 参加者数	健康政策課	708 人	166 人 (H23 年度)	365 人 (H24 年度)	407 人 (H25 年度)	197 人 (H26 年度)	432 人 (H27 年度)	1,500 人	×
	保育所の園庭開放参加者数及び 育児相談者数	保育課	5,300 人	4,545 人 (H23 年度)	5,131 人	5,396 人	9,469 人	4,924 人	5,300 人	○
	地域子育て支援拠点事業等男性 参加者数	子育て支援課	1,024 人 (H22 年度)	1,174 人 (H23 年度)	1,029 人	990 人	863 人	1,143 人	1,548 人	△
	母子・父子家庭相談件数	こども家庭課	658 件	685 件 (H23 年度)	578 件	650 件	451 件	471 件	700 件	×
	小学校低学年対象に「給食に関する 指導」及び「食に関する指導」 を実施したクラス数 (小学 1、2 年生対象)	保健体育課	244 クラス (H22 年度)	120 クラス (H23 年度)	236 クラス (H24 年度)	239 クラス (H25 年度)	240 クラス (H26 年度)	243 クラス (H27 年度)	240 クラス	◎
	阪神北広域こども急病センター 受診者数（※成果目標は平成 25 年度～平成 29 年度事業 計画による）	地域医療推進課	27,535 人	31,805 人 (H23 年度)	27,409 人	27,837 人	27,797 人	26,954 人	* 28,000 人	○
	「伊丹市配偶者等からの暴力 対策基本計画」実施済施策割合	同和・人権推進課	43% (H22 年度)	63.9% (H23 年度)	76.4% (H24 年度)	80.6% (H25 年度)	80.6% (H26 年度)	78.9% (H27 年度)	100%	△
	市民意識調査における「伊丹市 DV 相談室」の認知度	同和・人権推進課	32.8% (H22 年度)	-	-	-	-	26.9% (H27 年度)	60%	×
基本目標Ⅳ	CAP 講習会受講者数 (小学 3 年生対象)	保健体育課	1,925 人 (H23 年度)	1,925 人 (H23 年度)	1,885 人 (H24 年度)	1,809 人 (H25 年度)	1,779 人 (H26 年度)	1,852 人 (H27 年度)	1,900 人	○
	自治会長に占める女性の割合	まちづくり推進課	14.9% (H22 年度)	15.5%	15.1%	18%	19.5%	19.8%	20%	○
	日本語サロン参加者数	国際・平和課	394 人	478 人 (H23 年度)	552 人 (H24 年度)	632 人 (H25 年度)	471 人 (H26 年度)	584 人 (H27 年度)	480 人	◎
	公園のバリアフリー化率	公園課	75% (H22 年度末)	74.8% (H23 年度)	76.4% (H24 年度)	78% (H25 年度)	78.8% (H26 年度)	79% (H27 年度)	89.2%	○
	女性の防災訓練参加割合	消防局	41.35%	43.5% (H23 年度)	46% (H24 年度)	47.2% (H25 年度)	49.9% (H26 年度)	48% (H27 年度)	50%	○
基本目標Ⅴ	審議会等に占める女性委員の 割合	人事研修課	32.4% (H22 年度)	31.9% (H24.4.1 現在) (H23 年度)	32.2% (H25.4.1 現在)	32.8% (H26.4.1 現在)	33.2% (H27.5.20 現在)	33.6% (H28.4.1 現在)	40%	△
	女性管理職の割合	人事研修課	16% (H22 年度)	20% (H24.4.1 現在) (H23 年度)	20.3% (H25.4.1 現在)	18.1% (H26.4.1 現在)	19.9% (H27.4.1 現在)	20.5% (H28.4.1 現在)	20%	◎
	副主幹昇任試験受験者に占める 女性の割合	人事研修課	34.8% (H22 年度)	42.1% (H23 年度)	46.7% (H24 年度)	41.2% (H25 年度)	50% (H26 年度)	63.6% (H27 年度)	35%	◎
	男性職員の育児休業取得率	人事研修課	14.2% (H22 年度)	11.1% (H23 年度)	3.7% (H24 年度)	8.9% (H25 年度)	8.3% (H26 年度)	3.8% (H27 年度)	5%以上を維持し、13%を 目標とする	×
	市民意識調査における「女性 差別撤廃条約」の認知度	同和・人権推進課	38.4% (H22 年度)	-	-	-	-	34.4% (H27 年度)	50%	×
	市民意識調査における「オン ブード」の認知度	同和・人権推進課	14.6% (H22 年度)	-	-	-	-	21.9% (H27 年度)	60%	△
	男女共同参画推進委員会活動 回数	同和・人権推進課	-	(H24 発足)	6 回	6 回	6 回	6 回	6 回	◎
	女性のいない審議会等数	同和・人権推進課	6 (H22 年度)	5 (H24.4.1 現在)	3 (H25.4.1 現在)	4 (H26.4.1 現在)	3 (H27.4.1 現在)	8 (H28.4.1 現在)	0	×

3. 基本理念および重点項目

(1) 基本理念および取り組む内容

男女共同参画社会の形成が順調に推進されるために、次のような社会を目指します。

基本理念＜目指すべき社会＞

- ◎性別に関わりなく、それぞれがまちづくりの主役として個性と能力を発揮し、共に輝きながら活躍できるまち
- ◎性別に関わりなく、すべての人の人権が尊重され、尊厳をもって暮らしつづけることのできるまち
- ◎仕事と家庭生活、社会生活の調和が図られ、性別に関わりなく、だれもが豊かな生活を送ることができるまち
- ◎次世代に男女共同参画社会を引き継げるまち

基本理念に基づき、具体的には次のような施策を実施します。

＜取り組む内容＞

I 性別に関わりなくともに活躍できるまち

- 基本目標1 ワーク・ライフ・バランスの実現と男女平等を推進する
- 基本目標2 意思決定の場への性差に偏らない参画を推進する

II だれもが自分らしく暮らしつづけられるまち

- 基本目標3 男女共同参画社会を支える市民の意識を高める
- 基本目標4 性差に配慮した健康施策を推進する
- 基本目標5 困難を有する女性などに対する施策を推進する

III 性別に関わりなく、だれもが安全で安心できるまち

- 基本目標6 女性への暴力をはじめとするあらゆる暴力を根絶する
- 基本目標7 男女共同参画の視点に立った災害の取り組みを推進する

IV 計画の着実な推進

- 基本目標8 連携と協働により計画を推進する

(2) 計画の体系

男女共同参画の推進に取り組むに当たり、先の基本理念・基本目標実現のため、施策の方向を設定し、具体的施策を推進します＝32 ページ「体系表」参照。

体系表

★は重点項目

基本目標		施策の方向	
Ⅰ 性別に関わりなくともに活躍できるまち	1 ワーク・ライフ・バランスの実現と男女平等を推進する	1 働く場における男女平等を推進する	★ ①男性中心型労働慣行等の見直しや女性の参画の必要性、仕事と生活の両立について啓発する
			②事業主に対し女性の登用や事業主行動計画の策定を支援する
			★ ③就業している・就業を希望する女性を支援する
			④性別に関係なく、生活の場における自立を支援する
			⑤家庭での性差に偏らない子育てを支援する
			⑥家庭での性差に偏らない介護を支援する
		★ ⑦地域活動・NPO・ボランティアなどの場において、それぞれの能力を生かした活躍を支援する	
			⑧地域で活動する団体へ女性の参画や男女共同参画を啓発する
			⑨地域において性差に偏らない子育てや介護を支援する
	2 意思決定の場への性差に偏らない参画を推進する		①審議会など意思決定の場を、性別に偏らない多様な意見交換の場とする
		★ ②意思決定の場での発言の機会などを活用できる人材を育成する	
Ⅱ だれもが自分らしく暮らしつつけられるまち	3 男女共同参画社会を支える市民の意識を高める	1 すべての市民に対して男女共同参画の意識を高める	①市民へ男女平等に関する啓発を行う
		2 次世代の人々に対して男女共同参画の意識を育てる	★ ②ライフプランを含むキャリア教育・男女共生教育を支援する
			★ ③子どもを取り巻く大人への啓発を行う
	4 性差に配慮した健康施策を推進する	1 リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関連する健康施策を推進する	①性・生殖に関する自己決定についての教育を行う
			②生涯を通じた健康支援を行う
		2 性差にまつわる健康施策を推進する	③妊娠・出産・産後に関する健康を支援する
			④自殺予防のための支援を行う
	5 困難を有する女性などに対する施策を推進する	1 ひとり親家庭に対する施策を推進する	①ひとり親家庭への支援を行う
		2 障がい者・外国人、その他困難を有する女性に対する施策を推進する	②障がい者・外国人に情報が届くよう支援する
			★ ③困難を有する女性への相談を実施する
		3 セクシュアルマイノリティとされる人が生きやすくなるための施策を推進する	④だれもが自分の性を生きることができるよう市民への啓発を実施する
			⑤セクシュアルマイノリティとされる人が生きやすくなるための社会づくりを行う
Ⅲ 性別に関わりなく、だれもが安全で安心できるまち	6 女性への暴力をはじめとするあらゆる暴力を根絶する	1 ドメスティック・バイオレンスを根絶する	★ ①「伊丹市 DV 防止・被害者支援計画」を着実に実施する
			②「伊丹市 DV 防止・被害者支援計画」に基づいた若年層からのデート DV 防止の教育・啓発を実施する
		2 セクシュアル・ハラスメントなどの暴力を根絶する	③ハラスメントの被害者に対する支援を実施する
			★ ④ハラスメント防止の啓発を行う
		3 性暴力を防止する	⑤性暴力・リベンジポルノ・ストーカー行為などへの防止について啓発する
			★ ⑥子どもへの性暴力の防止のために啓発する
	7 男女共同参画の視点に立った災害の取り組みを推進する	1 政策・計画において男女共同参画の視点を充実する	①防災における政策・方針決定の場への性別による偏りをなくす
			②地域防災計画において男女共同参画に必要な施策を盛り込む
		2 災害時において女性に配慮した対策を充実する	③各種防災マニュアルに男女共同参画の視点が反映されるよう支援する
			④避難所運営時において男女共同参画の視点が反映されるよう支援する
			⑤男女共同参画の拠点施設において災害に対する支援を行う
			⑥災害に携わる女性の割合を増やす
		★ ⑦災害時に必要な備えについて啓発する	
Ⅳ 計画の着実な推進	8 連携と協働により計画を推進する	1 庁外と連携や協働により計画を推進する	★ ①市民や様々な団体などと連携・協働する
			★ ②事業主として「事業主行動計画」に基づく取組を実施する
			★ ③庁内の連携体制を強化する
			④計画の進捗状況を調査する
			⑤県や近隣自治体と連携する
		2 庁内推進体制を充実する	
			⑥男女共同参画の拠点機能の充実を図る
		3 男女平等を推進する拠点施設の機能を充実する	

第2部

施策の方向と 具体的施策

I 性別に関わりなくともに活躍できるまち

男女共同参画社会の実現に向けては、男女が対等な構成員として、ともに責任を負い、あらゆる分野の意思決定の場へ参画していくことが必要です。

本市では、講座や相談、イベントの実施、先進事業所の紹介など、男女共同参画社会の形成に向け取り組んでまいりました。しかし、平成 27（2015）年度に実施した市民意識調査では、「雇用の機会や職場での賃金・待遇」「社会の慣習やしきたり」「政治（政策決定）・経済活動の場」においては、男女とも“男性が優遇されている（「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかと言えば男性の方が優遇されている」をあわせたもの）」と回答した人の割合が高くなっています（＝P. 5, 図表 1）。また、女性の働き方については、「女性は子どもができたらず仕事をやめ、大きくなったら再び仕事をもつ方がよい」と回答した割合が最も高く（＝P. 10, 図表 6）、依然として固定的性別役割分担意識*は高い状況です。

現在、政治・経済活動の場や、意思決定の場においては、その多くを男性が占めています。国際的にみても、日本の指導的地位に占める女性の割合は低い水準です。すべての女性が活躍するためには、男女共同参画意識の醸成や従来の男性的な働き方の見直し、育児・介護等のケア役割の性別による偏りをなくすことが必要です。また意思決定の場において、様々な考え・意見により意思決定ができることは、だれもが暮らしやすいまちをつくるうえで重要な事です。そのためには、まず意思決定の場への女性の参画が必要です。

国においては、平成 32 年（2020）までに、指導的地位に占める女性の割合を 30%程度とすることを目標に掲げ、また平成 27（2015）年 9 月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律*」が施行されるなど、各種取組を進めています。

本市においても、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の施行をチャンスに、女性自身への支援に加え、事業主や市民と連携・協働し、ポジティブ・アクション*などによる女性の登用促進やワーク・ライフ・バランス推進のための啓発、育児や介護への支援、男性の地域活動や家庭生活への参画、女性の意思決定の場への参画を支援します。また、本市においても高齢化が進行しており、約 30 年後の 2045 年には 65 歳以上の高齢者が市民の 3 人に 1 人を占めるようになると推測されています。特に女性の場合、男性と比べて平均寿命が高く、長生きすることから、一人暮らしの期間が長期化する傾向があります。高齢者が加齢によって暮らしにくさを感じたり、疎外感や孤独感を持ったりすることなく、生き生きと暮らせる環境づくりが必要です。そのためにも年齢に関係なく活躍できる、女性の人材の活躍を支援します。

女性の活躍が進むことにより、女性だけでなく、すべての人が暮らしやすい社会の形成につながると考えます。これらの取組により、固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、男女一人ひとりがともに、能力を生かしながら活躍できる社会を目指します。

【基本目標 1】ワーク・ライフ・バランスの実現と男女平等を推進する

女性の職業生活における活躍の推進に関する計画

【基本目標 2】意思決定の場への性差に偏らない参画を推進する

【基本目標1】ワーク・ライフ・バランスの実現と男女平等を推進する

就業は、多くの人にとって生活の経済的基盤を形成するものであるとともに、個々の能力を発揮して社会に関わり社会の活力を担う重要な営みです。性別に関わりなく、働きたい人がその能力を発揮できる社会づくりは、男女共同参画社会の実現にとって極めて重要です。女性の活躍を阻害する要因として、長時間労働などの男性中心型労働慣行があげられます。

わが国の就業者の多くは、長らくの間、日々の就業時間を自らで調整するという機会に恵まれず、残業や休日出勤の必要性があれば、それらもいともたたくことなく行ってきました。特に男性の場合は、自らの生活（あるいは家庭）を顧みず、仕事に没頭することが「男らしさ」として賛美されてきました。その一方で、女性は家事、育児、介護を一手に担うことが期待され、多くの女性がその期待に応えてきました。しかし、1990年代後半以降、男性の間でも年齢を問わず非正規雇用労働者が増加し、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担は成り立たなくなっています。同時に、わが国の少子高齢化ぶりは先進国の中でも類を見ないほど急速に進行しており、労働力不足が懸念されています。そのような社会にあっては、性別に関係なく、一人ひとりが、社会を支える必要があります。そのためには、就業者一人ひとりのワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現が必要です。ワーク・ライフ・バランスの実現により、自身の幸福度は高まり、社会にも安定をもたらすことができます。

ワーク・ライフ・バランスがとれた豊かな地域社会を目指して、本市では市民や事業所の協力を得ながら、子育てや介護をしやすい環境をつくり、だれもが安心してワーク・ライフ・バランスを実現できるよう取り組みます。同時に、これまでの男性的な働き方を見直し、女性の結婚や出産を機とした離職を避ける努力をすることで、一人ひとりが理想とするワーク・ライフ・バランスの実現に取り組みます。

1 働く場における男女平等を推進する

施策の方向	番号	具体的施策	担当
①男性中心型労働慣行等の見直しや女性の参画の必要性、仕事と生活の両立について啓発する ★重点項目	-1	事業主に対し、以下の内容について情報提供する ・ 男性中心型労働慣行等の見直しやワーク・ライフ・バランスの推進 ・ 多様な働き方、多様な働き手のモデル、ダイバーシティ* ・ 女性の参画の重要性・必要性 ・ 男女平等に関する各種法律など	同和・人権推進課 こども若者企画課 商工労働課 (関係団体) 伊丹商工会議所 伊丹公共職業安定所
	-2	男女共同参画に積極的に取り組む事業所について、市民に広報する	同和・人権推進課 商工労働課
	-3	市内の病児保育施設の複数設置、事業所内保育所の設置を支援する	保育政策課 保育課

②事業主に対し 女性の登用や事業主行動計画の策定を支援する	-1	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法について事業主に情報提供し、それぞれについて事業主行動計画の策定を支援する	同和・人権推進課 こども若者企画課 商工労働課 (関係団体) 伊丹商工会議所 伊丹公共職業安定所
③就 業 し て い る・就 業 を 希 望 す る 女 性 を 支 援 す る ★重点項目	-1	就業している・就業を希望する女性のための相談を行う	同和・人権推進課 自立相談課 商工労働課
	-2	就業している・就業を希望する女性のための相談窓口を周知する	同和・人権推進課 商工労働課
	-3	働く女性のキャリアプランニングに関する学習機会を提供する	同和・人権推進課 (※拠点施設)
	-4	再就職を希望する女性に対し、学習機会を提供する	同和・人権推進課 同和・人権推進課 (※拠点施設) 商工労働課
	-5	起業支援事業について情報提供する	同和・人権推進課 同和・人権推進課 (※拠点施設) 商工労働課
	-6	男女平等に関する各種法律などを知らせる	同和・人権推進課 同和・人権推進課 (※拠点施設) 商工労働課
	-7	女性の職業生活における活躍についての推進計画における協議会の設置について検討する	同和・人権推進課

2 生活の場における男女平等を推進する

施策の方向	番号	具体的施策	担当
④性別に関係なく、生活の場における自立を支援する	-1	男性を対象に、家事など生活面での自立に必要な知識・技術の情報提供を行う	同和・人権推進課 (※拠点施設) 社会教育課 公民館
	-2	家事や地域活動での役割が偏らないよう、固定的性別役割分担意識について市民へ啓発する	同和・人権推進課 同和・人権推進課 (※拠点施設)
⑤家庭での性差に偏らない子育てを支援する	-1	男女がともに子育てに関する知識や技能を得る機会を提供する	健康政策課 保育課 子育て支援課 社会教育課 公民館 伊丹病院
	-2	保育所・認定こども園などを整備し、待機児童を解消する	保育政策課 保育課
	-3	育児ファミリー・サポート・センター事業が活用されるよう情報提供する	子育て支援課

	-4	児童クラブの開設場所・時間・時期などの改善に取り組む	こども家庭課
	-5	多様な保育サービスの充実を図るため、親の就職活動や行事などによる一時預かりについて引き続き実施する	保育課
	-6	むっくむっくルームなど、親子で参加する場所において、保護者の性別に関わらず訪れやすい環境を整える	同和・人権推進課 (※拠点施設) 子育て支援課 公民館
	-7	育児に関する事業の実施にあたっては、育児における固定的性別役割分担にならないよう、男女共同参画の視点を盛り込む	健康政策課 こども若者企画課 子育て支援課 こども家庭課 公民館
	-8	就業している子育て中の家族が市の事業や学校行事に参加・出席できるよう配慮する	健康政策課 子育て支援課 学校指導課
	-9	男性が子どもを連れて外出しても困らない環境を整える	子育て支援課 営繕課 施設課
⑥家庭での性差に偏らない介護を支援する	-1	介護サービスの利用などの相談の際に、ケア役割が偏らないよう男女共同参画の視点や固定的性別役割分担意識について支援者に啓発する	地域・高年福祉課 介護保険課 障害福祉課 社会福祉協議会
	-2	介護に関する総合的な相談体制の充実に取り組む	地域・高年福祉課 介護保険課 社会福祉協議会

3 地域社会における男女平等を推進する

施策の方向	番号	具体的施策	担当
⑦地域活動・NPO・ボランティアなどの場において、それぞれの能力を生かした活躍を支援する ★重点項目	-1	様々な形の社会貢献や、活動の場などの情報提供を行う	まちづくり推進課 同和・人権推進課 同和・人権推進課 (※拠点施設) 学校指導課 公民館 社会福祉協議会
	-2	地域活動での女性のネットワークづくりを支援する	同和・人権推進課 (※拠点施設)
	-3	国の交付金などをはじめとする有益な情報を収集し、情報提供する	同和・人権推進課
	-4	PTA活動やボランティア活動の経験者が、年齢や立場を超えて、能力を生かせるよう支援する	まちづくり推進課 同和・人権推進課 (※拠点施設) 学校指導課 公民館 社会福祉協議会

	-5	地域活動・ボランティア活動に男性が参加する機会を積極的に提供する	まちづくり推進課 同和・人権推進課 (※拠点施設) 公民館 社会福祉協議会
⑧地域で活動する団体へ女性の参画や男女共同参画を啓発する	-1	女性の地域活動への参画の重要性・必要性について市民へ啓発する	まちづくり推進課 同和・人権推進課 (※拠点施設) 公民館 社会福祉協議会
	-2	地域で活動する団体などへ女性のリーダーとしての参画や委員の性別が極端に偏らないよう配慮することを啓発する	まちづくり推進課 同和・人権推進課 同和・人権推進課 (※拠点施設) 公民館 社会福祉協議会
	-3	地域活動における慣行などで固定的な役割分担によるものについて、広くその見直しを呼びかける	まちづくり推進課 同和・人権推進課 同和・人権推進課 (※拠点施設) 公民館 社会福祉協議会
⑨地域において性差に偏らない子育てや介護を支援する	-1	子どもが安全に安心して過ごせる居場所の情報提供など、世代を超えた市民・地域ぐるみでの子育て活動を支援する	子育て支援課 社会教育課
	-2	育児や介護におけるケア役割が偏らないよう男女共同参画の視点や固定的性別役割分担意識について市民へ啓発する	同和・人権推進課 同和・人権推進課 (※拠点施設) 介護保険課 子育て支援課

【基本目標2】意思決定の場への性差に偏らない参画を推進する

就学、就労、社会活動における男女平等や男女共同参画社会の構築を目指す今日、人はいかなる年齢にあっても性別を理由に行動の自由を妨げられることがあってはなりません。また、一人ひとりが性別を理由に自らの言動を抑えてしまうことのないよう努力することも大切です。特に女性の場合は、依然として主な活動領域が私的領域（あるいは家庭領域）に限られ、社会的領域（政治や経済に関わる領域）で継続的に活動したり、議会や事業所などにおいて意思決定の場に参画したりする人は一部に限られています。その結果、男女間における社会的、経済的な格差が拡大し、そのことが男女間や夫婦間の意思決定のあり方についても影響を及ぼしています。あらゆる場面において、女性の声が届きにくくなっているのです。

しかし、男女平等や男女共同参画社会の構築を実現するためには、女性がそれぞれの意思決定の場においてもクリティカルマス（決定的多数と考えられる約30%のこと）を占めることが理想です。

本市では、審議会等に女性の参画をすすめるため、審議会に占める女性委員の割合を40%にすることや女性のいない審議会数をゼロにすることを目標に取り組み、改善傾向にあります。前計画では目標達成に至りませんでした。

そのため、本市では、女性の参画を進めるために、まず各関係機関などでの女性の登用を推進します。行政機関、教育機関、事業所などのすべてがまずそのような状態にするよう改善することを目指します。併せて、女性自身が参画できる力をつけるための支援を行います。そうすることにより、性別に関わりなく一人ひとりの声を政策、教育、経済に関わる実践に生かすことが可能となるためです。

施策の方向	番号	具体的施策	担当
①審議会など意思決定の場を、性別に偏らない多様な意見交換の場とする	-1	審議会などの委員は、男女いずれもが委員総数の40%以上60%以下となるようにし、女性委員のいない審議会などをなくす	人事研修課 同和・人権推進課 審議会等所管課
	-2	審議会など委員の市民公募委員については、男女の構成比を考慮した選任を行う	まちづくり推進課 審議会等所管課
	-3	審議会などの開催時には一時保育を行うなど出席しやすい環境づくりに取り組む	同和・人権推進課 審議会等所管課
②意思決定の場での発言の機会などを活用できる人材を育成する ★重点項目	-1	地域活動における女性リーダーの育成を支援する	まちづくり推進課 同和・人権推進課 (※拠点施設)
	-2	男女共同参画の視点を持ち、市政やまちづくりに関わる人材を育てるための講座を行う	同和・人権推進課 (※拠点施設)

Ⅱ だれもが自分らしく暮らしつづけられるまち

男女共同参画社会を実現していくうえで、人々の意識の中に形成された性別に基づく固定的な役割分担意識や性差に関する偏見を解消し、人権尊重を基盤とした男女平等観を形成することが大きな課題となっています。

社会には、性別、年齢、国籍など様々な要素に関わる偏った考え方や意識が存在しています。「女は女らしく、男は男らしくあるべきだ」などがその典型例です。しかし、このような考え方を押し付けることは相手が大人であっても子どもであっても、相手の言動を制限していることに変わりはなく、苦しめていることすらあります。その問題は、大学進学率における男女間格差、ひとり親家庭（特に女性）の貧困、セクシュアルマイノリティ*とされる人々が直面する問題、外国人の就学や就職をめぐる問題、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ*など多様なかたちで表面化しています。

だれもが自分らしく暮らしつづけるためには、固定的な性別役割分担意識などによって、自分らしさを妨げられないことが重要です。次世代に男女共同参画社会を引き継ぐために、市民への啓発、次世代への教育を行います。各状況に応じた健康支援や、女性であることで複合的に困難な状況にある人々への対応も必要です。

国を挙げて男女共同参画社会の構築に努める中、本市も性別、年齢、国籍などによって不利益を被ることなく、だれもが自分らしく暮らし続けられるまちづくりを目指します。

【基本目標3】男女共同参画社会を支える市民の意識を高める

【基本目標4】性差に配慮した健康施策を推進する

【基本目標5】困難を有する女性などに対する施策を推進する

【基本目標 3】男女共同参画社会を支える市民の意識を高める

平成 27（2015）年度に実施した市民意識調査では、「男は仕事、女は家事・育児」という考え方に“賛成する（「賛成する」と「どちらかといえば賛成する」をあわせたもの）」と回答した割合が 54.0%であり、前回調査結果（平成 22（2010）年度実施）と比べても大きな差異はみられず、依然として固定的性別役割分担意識が高い状況にあります（＝P. 7, 図表 3）。また、「男の子は男らしく、女の子は女らしく育てるのがよい」という考え方に“賛成する（「賛成する」と「どちらかといえば賛成する」をあわせたもの）」と回答した割合が 65.4%、そう考えた理由について聞いたところ、他に比べ“賛成する”と回答した人は、「親や祖父母から言われたから」の割合が高くなっています（＝P. 8, 図表 4、P. 9, 図表 5）。

本市では学校・幼稚園・保育施設などで男女平等を推進する教育や保育の充実に取り組んできましたが、次世代に男女共同参画社会を引き継ぐためには、身近な見本として、子どもを取り巻く環境をつくる大人への啓発を充実していく必要があります。そのため、教職員や保育士、保護者などの大人への啓発を行い、「男女共生教育・基本方針」に基づく指導方法、「隠れたカリキュラム*の問題」に気づく指導力の習得を支援します。学童や若者自身への啓発については、引き続き「伊丹市男女共生教育基本方針」、「新保育の道しるべ」、「伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針」に基づき、推進いたします。その際、性別や性的指向などに関わりなく、一人ひとりが大切な存在であることや、ライフプランを含むキャリア教育*を実施し、性別に関わりなく経済面・生活面での自立についての教育に取り組めます。これらの取り組みについては、学校での教育が受けられない人へのサポートも必要です。

固定的性別役割分担にとらわれず、性別による不平等のない、一人ひとりが選択肢を自ら狭めず、多様な生き方を選ぶことのできる社会づくりに取り組みます。

1 すべての市民に対して男女共同参画の意識を高める

施策の方向	番号	具体的施策	担当
①市民へ男女平等に関する啓発を行う	-1	固定的な性別役割分担意識の存在、男女共同参画に関する国内外の状況などについて啓発する	広報課 同和・人権推進課
	-2	市民に対し、書籍や出前講座など、男女共同参画に関する学習機会の情報提供を行う	同和・人権推進課 （※拠点施設） 人権啓発センター 図書館 人権教育室
	-3	市民に対し、ジェンダー*に関するメディア・リテラシー*についての啓発を実施する	同和・人権推進課 （※拠点施設） 人権啓発センター 公民館
	-4	女性の権利や男女共同参画に関連の深い法律や制度について、啓発用資料を作成する	同和・人権推進課 同和・人権推進課 （※拠点施設）

	-5	性別による偏りがないか、セクシュアルマイノリティとされる人への配慮をしつつ、施策や事業などのニーズを調査する	同和・人権推進課 同和・人権推進課 (※拠点施設) 関係課
--	----	--	--

2 次世代の人々に対して男女共同参画の意識を育てる

施策の方向	番号	具体的施策	担当
②ライフプランを含むキャリア教育・男女共生教育を支援する ★重点項目	-1	学童や若者に対し、男女共同参画意識を高めるための啓発をする	こども若者企画課 保育課 学校指導課
	-2	学童や若者に対し、男女の固定的な役割分担にとらわれず、働くことの意味や、様々な働き方などを選択できるキャリア教育を実施する	こども若者企画課 (青少年センター) 学校指導課
	-3	学童や若者に対し、ジェンダーに関するメディア・リテラシー教育を実施する	同和・人権推進課 (※拠点施設) 人権啓発センター こども若者企画課 (青少年センター・児童館) 学校指導課
③子どもを取り巻く大人への啓発を行う ★重点項目	-1	保護者に対してジェンダーにとらわれない子育てや男女平等について啓発する	保育課 学校指導課 人権教育室 (関係団体) 伊丹市 PTA 連合会
	-2	教職員や保育士に対して、固定的性別役割分担に基づかない意識づくり、男女共生教育や男女共同参画について啓発する	保育課 学校指導課 総合教育センター 人権教育室
	-3	教職員や保育士に対し、性の多様性に対する正しい知識の習得のため、研修を行う	保育課 学校指導課 総合教育センター 人権教育室
	-4	ジェンダーに影響する教育教材や慣習などを自己点検できるよう支援する	同和・人権推進課 保育課 学校指導課 人権教育室

【基本目標 4】性差に配慮した健康施策を推進する

健康でいることは、自分らしく生きていくうえで重要なことです。男女が互いの身体的性差を理解し、尊重し合うことは、男女共同参画社会の基礎となります。

特に女性は思春期、妊娠や出産、更年期など各年代を通じて男性とは異なる様々な健康上の問題に直面する可能性があります。各状況に応じた支援を行うとともに、周囲の人々も理解し協力することが必要です。しかし、近年では働く女性の増加や核家族化、地域との関係の希薄化などにより、妊娠・出産期の女性が孤立したり、女性が検診を受診しにくいことが危惧されます。また、日本において自殺による死亡者の7割を男性が占めており、自殺による死亡者を減らすことも重要な課題です。

本市では、関係機関と連携しながら情報提供や予防教育、正しい理解のための啓発を行ってきました。平成 27（2015）年度に実施した市民意識調査では「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の言葉の認知度も、少しですが上昇しました。また取り組みにより、子宮頸がん検診・乳がん検診の受診率は徐々に上昇しつつありますが、前計画の成果目標の達成には至っていません。

本市では、正しい知識を持ち、自分の命、身体を大切にできるよう、子どもや保護者を中心にリプロダクティブ・ヘルス／ライツなどに関する教育を行います。

また、自殺予防や思いがけない妊娠によるリスクの周知、各状況に応じた健康施策の推進も重要です。そのため、相談の実施や周囲への啓発、受診しやすい検診環境づくりなどの支援を行い、だれもが心身ともに健康で暮らせるよう支援していく必要があります。

1 リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関連する健康施策を推進する

施策の方向	番号	具体的施策	担当
①性・生殖に関する自己決定についての教育を行う	-1	子どもの発達段階をふまえ体系的な性教育を実施する	学校指導課 保健体育課
	-2	保護者へリプロダクティブ・ヘルス／ライツについて啓発する	学校指導課 保健体育課
	-3	若年の思いがけない妊娠予防・性感染症予防の方法を啓発する	健康政策課 こども若者企画課 伊丹病院
	-4	子どもたちに命の大切さに関する教育を行う	保育課 学校指導課 保健体育課

2 性差にまつわる健康施策を推進する

施策の方向	番号	具体的施策	担当
②生涯を通じた健康支援を行う	-1	女性の生涯を通じておこる特徴的な疾患や兆候に関する予防・早期発見・相談先の情報を提供する	健康政策課 伊丹病院

	-2	更年期・高齢期・小さな子どものいる女性が受診しやすい健（検）診環境をつくる	健康政策課
	-3	飲酒・喫煙・薬物乱用・過激なダイエットなどが心身に及ぼす影響について啓発を行う	健康政策課 保健体育課 少年愛護センター 伊丹病院
③妊娠・出産・産後に関する健康を支援する	-1	妊娠から育児までの切れ目のない支援をする	健康政策課 保育課 子育て支援課 こども家庭課
	-2	思いがけない妊娠の相談窓口の広報を行う	健康政策課
	-3	産後うつに対する早期発見・相談・ケアなどの支援を行う	健康政策課 子育て支援課 伊丹病院
	-4	妊娠・出産期の女性の家族や周囲の人に対して、妊娠や育児にまつわる知識を得る機会を提供する	健康政策課 伊丹病院
	-5	妊産婦の飲酒や喫煙、周囲の喫煙が与える影響について啓発する	健康政策課 伊丹病院
④自殺予防のための支援を行う	-1	男性・思春期・更年期女性の自殺防止の取り組みについて支援する	健康政策課

【基本目標５】困難を有する女性などに対する施策を推進する

ひとり親家庭は両親家庭に比べると収入が少ないことが知られています。特に離死別が原因で貧困化するのは多くの場合に女性であり、母子家庭の貧困も深刻です。働いている母子家庭の母親の割合は、先進諸国の中でも類を見ないほど高いにも関わらず、低賃金の職に就かざるを得ない人が多いため、就労収入が低くとどまっています。その結果、子どもが受けられる教育が限られてしまい、いわゆる「教育機会の不平等」の問題も生じています。

障がい者については、平成 28（2016）年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、障害の有無に関わらず、それぞれが人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が目指されています。本市も、障害の有無に関わらずだれもが社会活動に参画しやすい環境を整備していくと同時に、周囲の人がその必要性を認識し、積極的に支援しようとする体制づくりが必要です。

外国人については、言語・文化・生活習慣の違いによる孤立や近隣住民との摩擦の問題、就学や就業の問題、情報へのアクセスの問題など解決しなければならない問題が山積しています。本市においても、平成 26（2014）年 3 月末現在で、3,106 名（全人口の 1.6%）が居住しており、出身国も 44 カ国にのびります。社会がグローバル化する中、市を挙げてこのような問題の解決に積極的に取り組み、次世代に問題を継承しないよう努力しなければなりません。

この他にも、セクシュアルマイノリティ、被災経験者、同和地区出身者に関わる問題もあります。また、これらの問題が複合的に絡み合うことで、社会的に排除される人が出てくる、いわゆる「社会的排除問題」にも対応しなければなりません。特に、女性は、女性であるがゆえに様々な困難に直面している可能性があり、早急な対応が必要です。

性別、年齢、障害の有無、人種、国籍を問わず、だれもが暮らしやすい、多様性を認め合う共生社会の実現に向けた取り組みを行います。

１ ひとり親家庭に対する施策を推進する

施策の方向	番号	具体的施策	担当
①ひとり親家庭への支援を行う	-1	ひとり親家庭の不安や孤立感を軽減するための相談事業を行う	自立相談課 健康政策課 保育課 子育て支援課 こども家庭課 総合教育センター 少年愛護センター
	-2	相談にあたる職務関係者の資質向上に取り組む	自立相談課 健康政策課 保育課 子育て支援課 こども家庭課 総合教育センター 少年愛護センター

	-3	子育てや生活に関する情報について、発信方法を工夫し、提供する	健康政策課 こども若者企画課 保育課 子育て支援課 こども家庭課
	-4	ひとり親家庭への教育支援や心理的支援、経済的支援、就労支援、住宅支援を行う	自立相談課 後期医療福祉課 子育て支援課 こども家庭課 住宅政策課 学校指導課 学事課 総合教育センター (関係団体) 伊丹公共職業安定所

2 障がい者・外国人、その他困難を有する女性に対する施策を推進する

施策の方向	番号	具体的施策	担当
②障がい者・外国人に情報が届くよう支援する	-1	広報紙やホームページなど、様々な方法での情報提供を行う	国際・平和課 障害福祉課
	-2	公共施設・住宅・道路・公園・市バスなどのバリアフリー化*、ユニバーサルデザイン化*を実施する	公園課 営繕課 住宅政策課 道路建設課 施設課 交通局
③困難を有する女性への相談を実施する ★重点項目	-1	フェミニストカウンセラーによる女性相談を充実する	同和・人権推進課
	-2	女性弁護士による女性のための法律相談を充実する	同和・人権推進課

3 セクシュアルマイノリティとされる人が生きやすくなるための施策を推進する

施策の方向	番号	具体的施策	担当
④だれもが自分の性を生きることができるよう市民への啓発を実施する	-1	市民に対して、性の多様性について啓発する	同和・人権推進課 人権啓発センター 人権教育室
⑤セクシュアルマイノリティとされる人が生きやすくなるための社会づくりを行う	-1	セクシュアルマイノリティと感じている人々や取り巻く人たちが適切な相談先につながるよう支援する	同和・人権推進課 人権啓発センター 人権教育室
	-2	だれもが利用しやすい、「だれもが使えるトイレ」を整備するなど、性差に関する場所について見直す	営繕課 施設課
	-3	公文書等の不必要な性別表記の見直しを行う	同和・人権推進課 全所属

Ⅲ 性別に関わりなく、だれもが安全で安心できるまち

だれもが安心して過ごすためには、安全が守られることが必要です。特に、暴力により生命・身体を脅かされないこと、自然災害等へ備えることは重要な課題です。

女性への暴力をはじめ、弱者・少数者への暴力が大きな問題となっています。中でも、配偶者やパートナーからの暴力（DV）、恋人からの暴力（デートDV）、セクシュアル・ハラスメントや性暴力などは、固定的性別役割分担意識や女性差別に根差した構造的問題が背景に潜んでいる場合があります。特に配偶者からの暴力においては、被害者のみならず暴力を目撃した子どもにも深刻な影響を与えます。子どもへの影響を考えると、未来のためにも暴力を許さない社会を構築することが急務です。そのためには、暴力の原因でもある固定的性別役割分担意識や女性への差別意識を撤廃する必要があります。

また、近年多く発生している自然災害等への備えも重要な課題です。阪神・淡路大震災から20年以上が経過し、地震を経験していない世代も増えてきている中、東日本大震災をはじめ発生した多くの自然災害より、災害時には女性や子ども、障がい者など社会的に弱い立場にある人たちがたちまち困難な状況に陥ることが分かってきました。災害時の性被害もそのひとつです。これらに対処するためには、普段から男女共同参画の視点に立ち、災害へ備えることが必要です。

【基本目標6】女性への暴力をはじめとするあらゆる暴力を根絶する

【基本目標7】男女共同参画の視点に立った災害の取り組みを推進する

【基本目標 6】女性への暴力をはじめとするあらゆる暴力を根絶する

配偶者やパートナーからの暴力（DV）、恋人からの暴力（デートDV）、各種ハラスメント、性暴力などは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

平成 27（2015）年度に実施した市民意識調査では、DVについて、自分が配偶者や交際相手から暴力を受けたことが“ある（「何度もあった」「1、2度あった」）”と回答した女性の割合は 30%、回答女性の約 3 人に 1 人が暴力を受けたことがあるという結果が出ています（＝P. 19, 図表 1 6）。また、セクシュアル・ハラスメントの被害にあったことが「ある」と回答した人の割合は 9.1%（＝P. 18, 図表 1 4）、被害にあった場面については「職場」が 67.4%と最も高い結果でしたが、その他にも、「学校」10.0%、「地域」8.6%、「お客さま・利用者など」9.6%という割合でした（＝P. 18, 図表 1 5）。

女性をはじめ、弱者・少数者に対する暴力の根絶は、男女共同参画社会の形成にとって重要な課題です。

市では、DV・デートDVへの対応として、相談体制の充実や、若年層への暴力を生まないための予防教育・啓発など、「伊丹市DV防止・被害者支援計画」を実施いたします。また、あらゆる暴力の根絶に向け、まだ相談先を知らない人への情報提供を行うとともに、様々な立場で相談に来られる人への配慮ができるよう、相談を受ける立場の職員などへの研修を行います。

これらの取り組みを通じて、あらゆる暴力・ハラスメントを許さない環境づくりに取り組みます。

1 ドメスティック・バイオレンスを根絶する

施策の方向	番号	具体的施策	担当
①「伊丹市DV防止・被害者支援計画」を着実に実施する ★重点項目	-1	「伊丹市DV防止・被害者支援計画」に準ずる	同和・人権推進課 関係課
②「伊丹市DV防止・被害者支援計画」に基づいた若年層からのデートDV防止の教育・啓発を実施する	-1	「伊丹市DV防止・被害者支援計画」に準ずる	同和・人権推進課 関係課

2 セクシュアル・ハラスメントなどの暴力を根絶する

施策の方向	番号	具体的施策	担当
③ハラスメントの被害者に対する支援を実施する	-1	ハラスメントに関するカウンセリングを実施する	同和・人権推進課
	-2	ホームページなどを通じて相談窓口について情報提供する	同和・人権推進課
	-3	相談を受ける職務関係者にハラスメント被害についての相談場所の情報提供を行う	市民相談課 同和・人権推進課 商工労働課
④ハラスメント防止の啓発を行う ★重点項目	-1	ハラスメントに関する雇用管理上の配慮などについて関係機関と連携しながら、事業主・労働者双方へ啓発する	同和・人権推進課 商工労働課 (関係団体) 伊丹商工会議所 伊丹公共職業安定所
	-2	セクシュアル・ハラスメント防止について地域で活動する団体や自治会に啓発する	まちづくり推進課 同和・人権推進課 同和・人権推進課 (※拠点施設) 公民館 社会福祉協議会
	-3	妊産婦へのハラスメントや職場におけるハラスメントなど、言動による様々なハラスメント防止に向けての啓発を行う	同和・人権推進課 商工労働課 (関係団体) 伊丹商工会議所 伊丹公共職業安定所

3 性暴力を防止する

施策の方向	番号	具体的施策	担当
⑤性暴力・リベンジポルノ・ストーカー行為などへの防止について啓発する	-1	売買春や児童買春など性を商品化する行為や性犯罪、リベンジポルノ*、ストーカー行為*などについて、人権尊重の視点に立った啓発を行う	同和・人権推進課
	-2	全国にある性暴力被害者の支援を行うセンターの情報を職務関係者に提供する	同和・人権推進課 伊丹病院 (関係団体) 伊丹市医師会
⑥子どもへの性暴力の防止のために啓発する ★重点項目	-1	子どもの虐待に関する相談体制の充実に取り組む	こども家庭課
	-2	要保護児童対策地域協議会において、子どもの性暴力被害について早期発見・早期対応する	こども家庭課 関係課
	-3	学校や地域と連携し、子どもへの犯罪を防ぐためのパトロールなどを実施する	都市安全企画課 少年愛護センター
	-4	子どもたちが暴力や犯罪に巻き込まれないようにするための学習（CAP講習など）を行う	保健体育課

【基本目標 7】男女共同参画の視点に立った災害の取り組みを推進する

わが国では、地震のほか、暴風、洪水、津波、地滑りなど様々な自然災害が発生します。そのため、本市をはじめとする行政機関は、長らくの間、昭和 36（1961）年に制定された災害対策基本法に従い、行動してきました。しかし、平成 23（2011）年に発生した東日本大震災は、それまでの防災対策に多くの教訓を示しました。それらの教訓のひとつとして、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であり、大規模な災害が発生した場合は、災害対策の根幹として、予防対策、応急対策、復旧・復興対策などの一連の取組を通じて可能な限り被害の程度を最小限にとどめる「減災」の考え方を徹底することが重要視されるようになりました。平成 27（2015）年度に実施した市民意識調査では、「日頃から地域において妊産婦や高齢者、障がいのある人、子ども、外国人など避難に助けがいる人の把握」の割合が最も高く（＝P. 25, 図表 2 3）、防災意識の高まりが感じられます。

地震をはじめとする自然災害はいつ発生するかわからないにも関わらず、被害の程度が大規模になる可能性があることは周知のとおりです。女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人は、概して社会的に弱い立場にありますが、災害発生を機にその状況が一層深刻化することが明らかになっています。特に女性は、女性であるがゆえにより一層の困難に見舞われる可能性があり、昨今相次いだ地震ではまさにその点が指摘されてきました。そのため、男女共同参画の視点に立った災害対策が急務となっています。

本市では、市民への防災啓発事業などに取り組んでいますが、防災会議における女性委員の割合の増加など、防災の分野における更なる女性の参画が必要です。そのため、政策・計画に男女共同参画の視点を入れること、深刻化しやすい女性などへの支援、地域における防災に男女共同参画の視点を推進することに取り組みます。

1 政策・計画において男女共同参画の視点を充実する

施策の方向	番号	具体的施策	担当
①防災における政策・方針決定の場への性別による偏りをなくす	-1	伊丹市の防災計画（避難所の計画も含む）に関連する会議の女性委員の割合 30% を目標に取り組む	危機管理室
②地域防災計画において男女共同参画に必要な施策を盛り込む	-1	地域防災計画で妊産婦・乳児のための避難場所を設置する	危機管理室

2 災害時において女性に配慮した対策を充実する

施策の方向	番号	具体的施策	担当
③各種防災マニュアルに男女共同参画の視点が反映されるよう支援する	-1	避難所運営マニュアルや地域の防災マニュアルにおいて男女共同参画の視点が反映されるよう情報提供する	危機管理室 まちづくり推進課 同和・人権推進課
	-2	避難所運営マニュアルにおいて男女共同参画に関する以下の点について明記する ・ 性別に偏らない適正な役割分担 ・ 男女双方をリーダーとする ・ 女性へのトイレや更衣に関する配慮 ・ 掲示物の内容の取り決め ・ DV被害者への配慮	危機管理室
④避難所運営時において男女共同参画の視点が反映されるよう支援する	-1	避難所運営マニュアルにおける男女共同参画の視点の配慮が守られるよう避難所運営者とともに考える	危機管理室
	-2	妊産婦・乳児など避難所での生活に困難を生じる人に対し、専用の避難場所の情報を提供する	危機管理室
⑤男女共同参画の拠点施設において災害に対する支援を行う	-1	平常時から、災害時の女性の不安や悩み、暴力に対しての相談窓口や予防方法について情報提供する	同和・人権推進課 (※拠点施設)
	-2	災害時には女性のための相談窓口を開設する	同和・人権推進課 (※拠点施設)

3 市民・支援者に対する男女共同参画の視点に立った災害の取り組みを推進する

施策の方向	番号	具体的施策	担当
⑥災害に携わる女性の割合を増やす	-1	女性の消防団員数を維持しつつ、採用について働きかけを行う	消防局
	-2	地域の災害に関する女性リーダーを育成する	危機管理室 同和・人権推進課 (※拠点施設)
⑦災害時に必要な備えについて啓発する ★重点項目	-1	自助の必要性について、特に女性や子育て世代、妊産婦などに、情報提供する	危機管理室 同和・人権推進課 (※拠点施設)
	-2	女性や子育て世代、親が就労している子ども、妊産婦などの避難について、地域における共助の必要性を情報提供する	危機管理室 同和・人権推進課 (※拠点施設)
⑧職員に対し災害の取り組みにおける男女共同参画の視点の必要性を啓発する	-1	主要な担当課や部局と企画の段階から連携する ・ 訓練（地域防災訓練、庁内防災訓練） ・ 出前講座	危機管理室 同和・人権推進課
	-2	災害時や復興時の男女共同参画の視点について職員に対して研修を実施する	危機管理室 同和・人権推進課

Ⅳ 計画の着実な推進

本計画の推進にあたっては、市役所のあらゆる部署において男女共同参画の重要性を認識し、全庁的かつ総合的に取り組む必要があります。また、本市だけでは男女共同参画社会の実現は難しく、市民、市民団体をはじめとする様々な団体、関係機関、事業所、他の地方自治体、県や国などとの連携が必要です。具体的には、必要な情報の提供や共有を行うことや、啓発事業などについて、各団体との連携と協働によって推進することが挙げられます。

また、男女共同参画社会が住みやすい社会であるという認識を定着させ、計画を着実に推進するために、本市が、まず事業主として、率先して取り組むことが必要です。具体的な実施方法としては、各課が様々な事業を行う際に、男女共同参画の視点を取り入れることができるよう、協力体制を確立します。また、毎年、それぞれの職場でPDCAサイクル*を活用しつつ、自ら点検作業を行います。さらに、計画の進捗状況については、男女共同参画施策市民オンブードによる調査などを実施し、市民の視点でのチェックを継続的に実施します。

市役所のあらゆる部署、拠点施設だけでなく市民や地域団体、事業所とも連携し、男女共同参画社会を目指します。

【基本目標8】連携と協働により計画を推進する

【基本目標 8】連携と協働により計画を推進する

男女共同参画社会が住みやすい社会であるという認識を定着させ、本計画を着実に推進するために、市民団体をはじめとする様々な団体、事業所などとの連携と協働により取り組みます。

本市としては、まず事業主として、「伊丹市特定事業主行動計画」を着実に実施します。

また、各課が様々な事業を行う際に、男女共同参画の視点を取り入れることができるよう、協力体制を確立します。さらに、毎年、それぞれの職場でPDCAサイクルを活用しつつ、自ら点検作業を行います。

拠点施設においては、男女共同参画社会づくりの推進役として、適切な情報発信や、相談事業、学習機会の提供を行い、市民が安心して情報を得られる場になるよう機能を充実させていきます。

計画の進捗状況については、男女共同参画施策市民オンブードによる調査などを実施し、市民の視点でのチェックを継続的に実施します。

1 庁外と連携や協働により計画を推進する

施策の方向	番号	具体的施策	担当
①市民や様々な団体などと連携・協働する ★重点項目	-1	PTA・自治会・NPO・子育てサークル・登録グループなど地域活動に関わる様々な団体や人々との連携・協働により、地域における男女共同参画について啓発する	まちづくり推進課 同和・人権推進課 同和・人権推進課 (※拠点施設) 地域・高年福祉課 社会福祉協議会 (関係団体) 伊丹市 PTA 連合会
	-2	市民や団体と協働していくために男女共同参画推進委員会を設置する	同和・人権推進課

2 庁内推進体制を充実する

施策の方向	番号	具体的施策	担当
②事業主として「事業主行動計画」に基づく取組を実施する ★重点項目	-1	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律並びに、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画に示した目標達成のため、計画に基づく取り組みを実施するとともに、指標の実績値を公表する	人事研修課
	-2	女性の採用や、昇任への意欲喚起など女性の活躍推進に向けた取り組みを実施する	人事研修課 職員課 総合教育センター 他計画関係課
③庁内の連携体制を強化する ★重点項目	-1	伊丹市男女共同参画推進本部を中心とし、庁内の連携のもと、着実な計画の推進を行う	同和・人権推進課 関係課

	-2	市の行政文書や広報番組の放送は、市の「男女平等に関する表現指針」に則って行う。また、必要に応じて同指針を見直す	広報課 同和・人権推進課 関係課
	-3	各課の事業において、男女共同参画の視点が盛り込まれているか確認するため、各課に男女共同参画リーダーを配置する	同和・人権推進課 全所属
	-4	職員研修において、固定的な性別役割分担意識の見直しやハラスメント・暴力・男女平等について階層や職種などに対応した研修を実施する	人事研修課 同和・人権推進課
	-5	市の指定管理者や委託事業者などに対して、積極的に男女共同参画についての出前講座や資料などの情報を提供する	同和・人権推進課 関係課
④計画の進捗状況を調査する	-1	進捗状況について毎年1回各課で自己点検を行う	関係課
	-2	本計画の着実な推進のため、男女共同参画施策市民オンブードによる提言を積極的に施策に反映する	同和・人権推進課 関係課
	-3	男女平等や男女共同参画に関する市民の意識や実態などについて平成32年度に調査を行う	同和・人権推進課
	-4	入札資格審査申請と同時に各事業所における男女共同参画の推進状況、女性の役員率などについてのアンケートを実施するとともに、入札時の評価方法について調査研究する	契約・検査課 同和・人権推進課
	-5	職員及び教員に対する男女平等、男女共同参画に関する意識調査を行う	同和・人権推進課 職員課 人権教育室
⑤県や近隣自治体と連携する	-1	男女共同参画の推進に関して、法制度の整備・充実などについて国や県に要望する	同和・人権推進課
	-2	近隣市の先進事例などの情報を収集し、連携を行う	同和・人権推進課

3 男女平等を推進する拠点施設の機能を充実する

施策の方向	番号	具体的施策	担当
⑥男女共同参画の拠点機能の充実を図る	-1	女性の不安や悩み、様々な暴力に対して相談機能を充実する	同和・人権推進課 (※拠点施設)
	-2	男女共同参画の視点を持った人材発掘・育成などの講座やグループ活動の支援、情報提供を実施する	同和・人権推進課 (※拠点施設)
	-3	男女共同参画に関する図書や視聴覚資料の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化する	同和・人権推進課 (※拠点施設)

	-4	指定管理者としての自己点検評価を毎年、市に提出する	同和・人権推進課 (※拠点施設)
	-5	平常時から、災害時の女性の不安や悩み、暴力に対しての相談窓口や予防方法について情報提供する（再掲）	同和・人権推進課 (※拠点施設)
	-6	災害時に女性のための相談窓口を開設する (再掲)	同和・人権推進課 (※拠点施設)

数値目標

* の目標数値は次回市民意識調査時に把握、それ以外の項目は毎年度目標数値達成を目指す

項目		性質	現状数値 (27 年度)	目標数値 (33 年度)	担 当
Ⅰ性別に関わりなくともに活躍できるまち	市民意識調査における「男は仕事、女は家事・育児」という考え方に反対する割合（「賛成しない」「どちらかといえば賛成しない」の合計）	↑	42.7%	50%*	同和・人権推進課
	市民意識調査における「雇用の機会や職場での賃金・待遇」における男女の地位が平等だと考える割合	↑	8.7%	30%*	同和・人権推進課
	「いたみ女性チャレンジひろば」年間利用者数	↑	1,133 人	1,300 人	同和・人権推進課
	女性・児童センター登録グループ数	↑	71 グループ	85 グループ	同和・人権推進課
	市政やまちづくりに関わる女性の人材育成のための講座の実施回数	↑	1 回	1 回以上／年度	同和・人権推進課
	自治会長に占める女性の割合	↑	19.8%	20%	まちづくり推進課
	審議会などに占める女性委員の割合	↑	33.6% (H28.4.1 現在)	40%	同和・人権推進課
	女性のいない審議会等数	↓	8 (H28.4.1 現在)	0 件	同和・人権推進課
Ⅱだれもが自分らしく暮らしつつげられるまち	教育・保育に携わる人が男女共同参画についての研修を受講する回数	↑	—	1 回以上／年度	学校指導課 総合教育センター 人権教育室 保育課
	中高生における「男は仕事、女は家事・育児」という考え方に反対する割合（「賛成しない」「どちらかといえば賛成しない」の合計）	↑	参考値① (50.8%)	60%	学校指導課 人権教育室
	女性のための法律相談の相談件数	↑	56 件	72 件	同和・人権推進課
	市民意識調査における「全体として男女の地位」が平等だと考える割合	↑	16.3%	25%*	同和・人権推進課
Ⅲ性別に関わりなく、だれもが安全で安心できるまち	「伊丹市DV相談室」の相談件数	↑	706 件	800 件	同和・人権推進課
	交際相手からいづれかの暴力を受けたことが「ある」と回答した 10 代の割合	↓	参考値② (11.5%)	0%	同和・人権推進課
	市民意識調査におけるセクハラ被害にあったことが「ある」と回答した割合	↓	9.1%	5%*	同和・人権推進課
	男女共同参画の視点による防災講座の実施回数	↑	1 回	1 回／年度	同和・人権推進課
Ⅳ計画の着実な推進	市民や様々な団体に対し男女共同参画を啓発した回数	↑	—	2 回／年度	同和・人権推進課
	採用者における技術職員の女性割合（※）	↑	33.3%	現在の水準維持	人事研修課
	課長相当職以上に占める女性の割合（※）	↑	20%	20%以上の水準維持	人事研修課
	係長相当職以上に占める女性の割合（※）	↑	32.5%	32.5%以上の水準維持	人事研修課
	男性職員の育児休業取得率（※）	↑	8.3% (H26 年度)	5%以上を維持し、H32 年度末までに 13% 以上	人事研修課
	育児参加休暇の取得率（※）	↑	28.3% (H26 年度)	H32 年度末までに 35%以上	人事研修課
	男女共同参画に関する職員研修の受講者の理解度割合（大変理解が深まったの回答割合）	↑	49% (H28 年度)	60%	同和・人権推進課
	拠点施設の講座などの参加者数	↑	3,997 人	4,400 人	同和・人権推進課

参考値①：平成 27 年度市民意識調査における「男は仕事、女は家事・育児」という考え方に反対する 10 代の割合（「賛成しない」「どちらかといえば賛成しない」の合計）

参考値②：市民意識調査における配偶者や交際相手からいづれかの暴力を受けたことが「ある」と回答した 10 代の割合

（※）：伊丹市特定事業主行動計画（68 ページ参照）における数値目標

用語解説

用語解説

用語	解説
あ 行	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「法」といいます。）は、育児休業及び介護休業に関する制度並びに子の看護休暇及び介護休暇に関する制度を設けるとともに、育児及び家族の介護を行いやすくするため所定労働時間等に関し事業主が講ずべき措置を定めるほか、育児又は家族の介護を行う労働者等に対する支援措置を講ずること等により、このような労働者が退職せずに済むようにし、その雇用の継続を図るとともに、育児又は家族の介護のために退職した労働者の再就職の促進を図ることとしている。
	伊丹市男女共同参画施策市民オンブードとは、伊丹市男女共同参画計画に基づき、市が設置するもので、計画の進捗状況及び市の男女共同参画施策について、市民の立場から調査、報告を行う。
	伊丹市DV防止・被害者支援計画
	「配偶者等からの暴力」の項参照。 日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためです。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられません。
か 行	隠れたカリキュラム 教育する側が意図するしないに関わらず、学校生活を営むなかで、児童生徒自らが学びとっていくすべての事柄を指す。 たとえば、教育現場における性別に基づく係決めや色分けなどの慣習や教員による言動などによる児童・生徒らに対するジェンダーの刷り込みのこと。
	CAP（キャップ） CAPとは、Child Assault Prevention（子どもへの暴力防止）の頭文字をとったもの。子どもがいじめ・虐待・体罰・誘拐・痴漢・性暴力など様々な暴力から自分の心とからだを守る暴力防止のための予防教育。暴力を防止するために、自分に出来ることを学び、自己肯定感を高めるプログラムのこと。
	キャリア教育 キャリア教育とは、子どもたちが、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育む教育のこと。
	固定的性別役割分担意識 男女を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいう。「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」などは固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例である。
さ 行	ジェンダー 「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いという価値を含むものではなく、国際的にも使われているものである。

	女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約 (女子差別撤廃条約)	女性に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約は、1979 年 12 月、第 34 回国連総会において日本を含む 130 カ国の賛成によって採択され、1981 年 9 月に発効。2012 年 6 月現在、条約の批准国は 187 カ国であり、日本は 1980 年 7 月に署名、1985 年 6 月に批准した。 締約国は、条約の実施状況について、条約を批准してから 1 年以内に第 1 次報告を、その後は少なくとも 4 年ごとに報告を提出することとなっている。
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法)	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）が平成 27 年 8 月 28 日に国会で成立しました。これにより、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、民間企業等※）に義務付けられました。 ※常時雇用する労働者が 300 人以下の民間企業等にあつては努力義務
	ストーカー行為	特定の者に対する恋愛感情その他の好意感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、その特定の者又はその家族などに対して行われたつきまとい、交際の要求、無言電話、名誉・性的羞恥心を害する事項を告げることなどの行為を「つきまとい等」といい、同一の者に対し「つきまとい等」を反復して行うことをストーカー行為という。
	セクシュアル・ハラスメント	男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会報告書「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」（平成 16 年 3 月）では、セクシュアル・ハラスメントについて、「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものである。」と定義している。なお、「人事院規則 10-10」では、セクシュアル・ハラスメントを「他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動」と定義しています。また、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき事項についての指針」（平成 10 年労働省告示第 20 号）では、「職場において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受けるもの」を対価型セクシュアルハラスメント、「当該性的な言動により女性労働者の就業環境が害されるもの」を環境型セクシュアルハラスメントと規定している。
	セクシュアルマイノリティ	性は多様であり、身体の性、自認する性、社会的な性、性的指向など様々ですが、「身体の自認する性が同じ、恋愛感情と性的欲求を持つ、恋愛感情と性的欲求の対象が異性である」という人が多数者であることに對し、そうではない人たちを、セクシュアルマイノリティと呼ぶ。
	ダイバーシティ	「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。
た 行	男女雇用機会均等法	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進するなど、職場における男女の均等取扱い等を規定した法律。
	男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。
	デートＤＶ	親密な関係にある婚姻関係にない恋人間に起こるＤＶのこと。

は 行	配偶者等からの暴力 (ドメスティック・バイオレンス、DV)	「配偶者暴力防止法」では、「配偶者からの暴力」を「配偶者（事実婚、元配偶者を含む）からの身体に対する暴力、または、これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」と定義している。また、「生活の本拠をともにする交際相手からの暴力」に対しては、法律が準用される。 伊丹市DV防止・被害者支援計画 「伊丹市DV防止・被害者支援計画」では、暴力の未然防止のための取組や意識啓発、相談などの、法律の根拠を必要としない様々な施策については、配偶者やパートナーなどの親しい関係（婚姻関係にない交際相手を含む）の間に生じる暴力も含むものとし、「配偶者等からの暴力（DV）」としている。また、身体的な暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力も含むとしている。ただし、親子間や高齢者と介護家族の間に生じる暴力とは区別するものである。 ちなみに、一般的に使用されている「ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）」や「DV」は、法令などで明確に定義された言葉ではない。
	バリアフリー	高齢者・障害者などが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など全ての障壁を除去するという考え方のこと。
	P D C Aサイクル	P l a n（計画）→D o（実行）→C h e c k（評価）→A c t i o n（改善）のプロセスを順に実施することにより、継続的な改善につなげていく手法。
	ポジティブ・アクション (積極的改善措置)	様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するもの。
ま 行	メディア・リテラシー	メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。
や 行	ユニバーサルデザイン	障害の有無、年齢、性別、人種などに関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。
ら 行	リプロダクティブ・ヘルス／ ライツ	リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題など生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。
	リベンジポルノ	別れた恋人や配偶者に対する報復として、交際時に撮影した相手方のわいせつな写真や映像を、インターネットなどで不特定多数に配布・公開する嫌がらせ行為及びその画像・動画をいう。
わ 行	ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)	働くすべての人が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

担当別一覽

担当別一覧 平成 29 (2017) 年 3 月 31 現在

番号	具体的施策	担当
----	-------	----

広報課

Ⅱ－基本目標 3 －1－①	-1	固定的な性別役割分担意識の存在、男女共同参画に関する国内外の状況などについて啓発する	広報課 同和・人権推進課
Ⅳ－基本目標 8 －2－③	-2	市の行政文書や広報番組の放送は、市の「男女平等に関する表現指針」に則って行う。また、必要に応じて同指針を見直す	広報課 同和・人権推進課 関係課
Ⅳ－基本目標 8 －2－④	-1	進捗状況について毎年 1 回各課で自己点検を行う	関係課
	-2	本計画の着実な推進のため、男女共同参画施策市民オンブードによる提言を積極的に施策に反映する	同和・人権推進課 関係課

契約・検査課

Ⅳ－基本目標 8 －2－④	-1	進捗状況について毎年 1 回各課で自己点検を行う	関係課
	-2	本計画の着実な推進のため、男女共同参画施策市民オンブードによる提言を積極的に施策に反映する	同和・人権推進課 関係課
	-4	入札資格審査申請と同時に各事業所における男女共同参画の推進状況、女性の役員率などについてのアンケートを実施するとともに、入札時の評価方法について調査研究する	契約・検査課 同和・人権推進課

人事研修課

Ⅰ－基本目標 2 －①	-1	審議会などの委員は、男女いずれもが委員総数の 40%以上 60%以下となるようにし、女性委員のいない審議会などをなくす	人事研修課 同和・人権推進課 審議会等所管課
Ⅳ－基本目標 8 －2－②	-1	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律並びに、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画に示した目標達成のため、計画に基づく取り組みを実施するとともに、指標の実績値を公表する	人事研修課
	-2	女性の採用や、昇任への意欲喚起など女性の活躍推進に向けた取り組みを実施する	人事研修課 職員課 総合教育センター 他計画関係課
Ⅳ－基本目標 8 －2－③	-4	職員研修において、固定的な性別役割分担意識の見直しやハラスメント・暴力・男女平等について階層や職種などに対応した研修を実施する	人事研修課 同和・人権推進課
Ⅳ－基本目標 8 －2－④	-1	進捗状況について毎年 1 回各課で自己点検を行う	関係課
	-2	本計画の着実な推進のため、男女共同参画施策市民オンブードによる提言を積極的に施策に反映する	同和・人権推進課 関係課

危機管理室

Ⅲ－基本目標 7 －1－①	-1	伊丹市の防災計画（避難所の計画も含む）に関連する会議の女性委員の割合 30% を目標に取り組む	危機管理室
Ⅲ－基本目標 7 －1－②	-1	地域防災計画で妊産婦・乳児のための避難場所を設置する	危機管理室
Ⅲ－基本目標 7 －2－③	-1	避難所運営マニュアルや地域の防災マニュアルにおいて男女共同参画の視点が反映されるよう情報提供する	危機管理室 まちづくり推進課 同和・人権推進課
	-2	避難所運営マニュアルにおいて男女共同参画に関する以下の点について明記する ・ 性別に偏らない適正な役割分担 ・ 男女双方をリーダーとする ・ 女性へのトイレや更衣に関する配慮 ・ 掲示物の内容の取り決め ・ DV被害者への配慮	危機管理室

Ⅲ－基本目標 7 －2－④	-1	避難所運営マニュアルにおける男女共同参画の視点の配慮が守られるよう避難所運営者とともに考える	危機管理室
	-2	妊産婦・乳児など避難所での生活に困難を生じる人に対し、専用の避難場所の情報を提供する	危機管理室
Ⅲ－基本目標 7 －3－⑥	-2	地域の災害に関する女性リーダーを育成する	危機管理室 同和・人権推進課 (※拠点施設)
Ⅲ－基本目標 7 －3－⑦	-1	自助の必要性について、特に女性や子育て世代、妊産婦などに、情報提供する	危機管理室 同和・人権推進課 (※拠点施設)
	-2	女性や子育て世代、親が就労している子ども、妊産婦などの避難について、地域における共助の必要性を情報提供する	危機管理室 同和・人権推進課 (※拠点施設)
Ⅲ－基本目標 7 －3－⑧	-1	主要な担当課や部局と企画の段階から連携する ・ 訓練（地域防災訓練、庁内防災訓練） ・ 出前講座	危機管理室 同和・人権推進課
	-2	災害時や復興時の男女共同参画の視点について職員に対して研修を実施する	危機管理室 同和・人権推進課
Ⅳ－基本目標 8 －2－④	-1	進捗状況について毎年1回各課で自己点検を行う	関係課
	-2	本計画の着実な推進のため、男女共同参画施策市民オンブードによる提言を積極的に施策に反映する	同和・人権推進課 関係課

まちづくり推進課

Ⅰ－基本目標 1 －3－⑦	-1	様々な形の社会貢献や、活動の場などの情報提供を行う	まちづくり推進課 同和・人権推進課 同和・人権推進課 (※拠点施設) 学校指導課 公民館 社会福祉協議会
	-4	PTA 活動やボランティア活動の経験者が、年齢や立場を超えて、能力を生かせるよう支援する	まちづくり推進課 同和・人権推進課 (※拠点施設) 学校指導課 公民館 社会福祉協議会
	-5	地域活動・ボランティア活動に男性が参加する機会を積極的に提供する	まちづくり推進課 同和・人権推進課 (※拠点施設) 公民館 社会福祉協議会
Ⅰ－基本目標 1 －3－⑧	-1	女性の地域活動への参画の重要性・必要性について市民へ啓発する	まちづくり推進課 同和・人権推進課 (※拠点施設) 公民館 社会福祉協議会
	-2	地域で活動する団体などへ女性のリーダーとしての参画や委員の性別が極端に偏らないよう配慮することを啓発する	まちづくり推進課 同和・人権推進課 同和・人権推進課 (※拠点施設) 公民館 社会福祉協議会
	-3	地域活動における慣行などで固定的な役割分担によるものについて、広くその見直しを呼びかける	まちづくり推進課 同和・人権推進課 同和・人権推進課 (※拠点施設) 公民館 社会福祉協議会

I－基本目標 2 －①	-2	審議会など委員の市民公募委員については、男女の構成比を考慮した選任を行う	まちづくり推進課 審議会等所管課
I－基本目標 2 －②	-1	地域活動における女性リーダーの育成を支援する	まちづくり推進課 同和・人権推進課 (※拠点施設)
Ⅲ－基本目標 6 －2－④	-2	セクシュアル・ハラスメント防止について地域で活動する団体や自治会に啓発する	まちづくり推進課 同和・人権推進課 同和・人権推進課 (※拠点施設) 公民館 社会福祉協議会
Ⅲ－基本目標 7 －2－③	-1	避難所運営マニュアルや地域の防災マニュアルにおいて男女共同参画の視点が反映されるよう情報提供する	危機管理室 まちづくり推進課 同和・人権推進課
Ⅳ－基本目標 8 －1－①	-1	PTA・自治会・NPO・子育てサークル・登録グループなど地域活動に関わる様々な団体や人々との連携・協働により、地域における男女共同参画について啓発する	まちづくり推進課 同和・人権推進課 同和・人権推進課 (※拠点施設) 地域・高年福祉課 社会福祉協議会 (関係団体) 伊丹市 PTA 連合会
Ⅳ－基本目標 8 －2－④	-1	進捗状況について毎年 1 回各課で自己点検を行う	関係課
	-2	本計画の着実な推進のため、男女共同参画施策市民オンブードによる提言を積極的に施策に反映する	同和・人権推進課 関係課

市民相談課

Ⅲ－基本目標 6 －2－③	-3	相談を受ける職務関係者にハラスメント被害についての相談場所の情報提供を行う	市民相談課 同和・人権推進課 商工労働課
Ⅳ－基本目標 8 －2－④	-1	進捗状況について毎年 1 回各課で自己点検を行う	関係課
	-2	本計画の着実な推進のため、男女共同参画施策市民オンブードによる提言を積極的に施策に反映する	同和・人権推進課 関係課

同和・人権推進課

I－基本目標 1 －1－①	-1	事業主に対し、以下の内容について情報提供する ・ 男性中心型労働慣行等の見直しやワーク・ライフ・バランスの推進 ・ 多様な働き方、多様な働き手のモデル、ダイバーシティ* ・ 女性の参画の重要性・必要性 ・ 男女平等に関する各種法律など	同和・人権推進課 こども若者企画課 商工労働課 (関係団体) 伊丹商工会議所 伊丹公共職業安定所
	-2	男女共同参画に積極的に取り組む事業所について、市民に広報する	同和・人権推進課 商工労働課
I－基本目標 1 －1－②	-1	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法について事業主に情報提供し、それぞれについて事業主行動計画の策定を支援する	同和・人権推進課 こども若者企画課 商工労働課 (関係団体) 伊丹商工会議所 伊丹公共職業安定所
I－基本目標 1 －1－③	-1	就業している・就業を希望する女性のための相談を行う	同和・人権推進課 自立相談課 商工労働課
	-2	就業している・就業を希望する女性のための相談窓口を周知する	同和・人権推進課 商工労働課
	-3	働く女性のキャリアプランニングに関する学習機会を提供する	同和・人権推進課 (※拠点施設)

	-4	再就職を希望する女性に対し、学習機会を提供する	同和・人権推進課 同和・人権推進課 (※拠点施設) 商工労働課
	-5	起業支援事業について情報提供する	同和・人権推進課 同和・人権推進課 (※拠点施設) 商工労働課
	-6	男女平等に関する各種法律などを知らせる	同和・人権推進課 同和・人権推進課 (※拠点施設) 商工労働課
	-7	女性の職業生活における活躍についての推進計画における協議会の設置について検討する	同和・人権推進課
I－基本目標 1 －2－④	-1	男性を対象に、家事など生活面での自立に必要な知識・技術の情報提供を行う	同和・人権推進課 (※拠点施設) 社会教育課 公民館
	-2	家事や地域活動での役割が偏らないよう、固定的性別役割分担意識について市民へ啓発する	同和・人権推進課 同和・人権推進課 (※拠点施設)
I－基本目標 1 －2－⑤	-6	むくむくルームなど、親子で参加する場所において、保護者の性別に関わらず訪れやすい環境を整える	同和・人権推進課 (※拠点施設) 子育て支援課 公民館
I－基本目標 1 －3－⑦	-1	様々な形の社会貢献や、活動の場などの情報提供を行う	まちづくり推進課 同和・人権推進課 同和・人権推進課 (※拠点施設) 学校指導課 公民館 社会福祉協議会
	-2	地域活動での女性のネットワークづくりを支援する	同和・人権推進課 (※拠点施設)
	-3	国の交付金などをはじめとする有益な情報を収集し、情報提供する	同和・人権推進課
	-4	PTA 活動やボランティア活動の経験者が、年齢や立場を超えて、能力を生かせるよう支援する	まちづくり推進課 同和・人権推進課 (※拠点施設) 学校指導課 公民館 社会福祉協議会
	-5	地域活動・ボランティア活動に男性が参加する機会を積極的に提供する	まちづくり推進課 同和・人権推進課 (※拠点施設) 公民館 社会福祉協議会
I－基本目標 1 －3－⑧	-1	女性の地域活動への参画の重要性・必要性について市民へ啓発する	まちづくり推進課 同和・人権推進課 (※拠点施設) 公民館 社会福祉協議会
	-2	地域で活動する団体などへ女性のリーダーとしての参画や委員の性別が極端に偏らないよう配慮することを啓発する	まちづくり推進課 同和・人権推進課 同和・人権推進課 (※拠点施設) 公民館 社会福祉協議会

	-3	地域活動における慣行などで固定的な役割分担によるものについて、広くその見直しを呼びかける	まちづくり推進課 同和・人権推進課 同和・人権推進課 (※拠点施設) 公民館 社会福祉協議会
I－基本目標 1 －3－⑨	-2	育児や介護におけるケア役割が偏らないよう男女共同参画の視点や固定的性別役割分担意識について市民へ啓発する	同和・人権推進課 同和・人権推進課 (※拠点施設) 介護保険課 子育て支援課
I－基本目標 2 －①	-1	審議会などの委員は、男女いずれもが委員総数の40%以上60%以下となるようにし、女性委員のいない審議会などをなくす	人事研修課 同和・人権推進課 審議会等所管課
	-3	審議会などの開催時には一時保育を行うなど出席しやすい環境づくりに取り組む	同和・人権推進課 審議会等所管課
I－基本目標 2 －②	-1	地域活動における女性リーダーの育成を支援する	まちづくり推進課 同和・人権推進課 (※拠点施設)
	-2	男女共同参画の視点を持ち、市政やまちづくりに関わる人材を育てるための講座を行う	同和・人権推進課 (※拠点施設)
II－基本目標 3 －1－①	-1	固定的な性別役割分担意識の存在、男女共同参画に関する国内外の状況などについて啓発する	広報課 同和・人権推進課
	-2	市民に対し、書籍や出前講座など、男女共同参画に関する学習機会の情報提供を行う	同和・人権推進課 (※拠点施設) 人権啓発センター 図書館 人権教育室
	-3	市民に対し、ジェンダー*に関するメディア・リテラシー*についての啓発を実施する	同和・人権推進課 (※拠点施設) 人権啓発センター 公民館
	-4	女性の権利や男女共同参画に関連の深い法律や制度について、啓発用資料を作成する	同和・人権推進課 同和・人権推進課 (※拠点施設)
	-5	性別による偏りがないか、セクシュアルマイノリティとされる人への配慮をしつつ、施策や事業などのニーズを調査する	同和・人権推進課 同和・人権推進課 (※拠点施設) 関係課
II－基本目標 3 －2－②	-3	学童や若者に対し、ジェンダーに関するメディア・リテラシー教育を実施する	同和・人権推進課 (※拠点施設) 人権啓発センター こども若者企画課 (青少年センター・児童館) 学校指導課
II－基本目標 3 －2－③	-4	ジェンダーに影響する教育教材や慣習などを自己点検できるよう支援する	同和・人権推進課 保育課 学校指導課 人権教育室
II－基本目標 5 －2－③	-1	フェミニストカウンセラーによる女性相談を充実する	同和・人権推進課
	-2	女性弁護士による女性のための法律相談を充実する	同和・人権推進課
II－基本目標 5 －3－④	-1	市民に対して、性の多様性について啓発する	同和・人権推進課 人権啓発センター 人権教育室
II－基本目標 5 －3－⑤	-1	セクシュアルマイノリティと感じている人々や取り巻く人たちが適切な相談先につながるよう支援する	同和・人権推進課 人権啓発センター 人権教育室

	-3	公文書等の不必要な性別表記の見直しを行う	同和・人権推進課 全所属
Ⅲ－基本目標 6 － 1－①	-1	「伊丹市DV防止・被害者支援計画」に準ずる	同和・人権推進課 関係課
Ⅲ－基本目標 6 － 1－②	-1	「伊丹市DV防止・被害者支援計画」に準ずる	同和・人権推進課 関係課
Ⅲ－基本目標 6 － 2－③	-1	ハラスメントに関するカウンセリングを実施する	同和・人権推進課
	-2	ホームページなどを通じて相談窓口について情報提供する	同和・人権推進課
	-3	相談を受ける職務関係者にハラスメント被害についての相談場所の情報提供を行う	市民相談課 同和・人権推進課 商工労働課
Ⅲ－基本目標 6 － 2－④	-1	ハラスメントに関する雇用管理上の配慮などについて関係機関と連携しながら、事業主・労働者双方へ啓発する	同和・人権推進課 商工労働課 (関係団体) 伊丹商工会議所 伊丹公共職業安定所
	-2	セクシュアル・ハラスメント防止について地域で活動する団体や自治会に啓発する	まちづくり推進課 同和・人権推進課 同和・人権推進課 (※拠点施設) 公民館 社会福祉協議会
	-3	妊産婦へのハラスメントや職場におけるハラスメントなど、言動による様々なハラスメント防止に向けての啓発を行う	同和・人権推進課 商工労働課 (関係団体) 伊丹商工会議所 伊丹公共職業安定所
Ⅲ－基本目標 6 － 3－⑤	-1	売春や児童買春など性を商品化する行為や性犯罪、リベンジポルノ*、ストーカー行為*などについて、人権尊重の視点に立った啓発を行う	同和・人権推進課
	-2	全国にある性暴力被害者の支援を行うセンターの情報を職務関係者に提供する	同和・人権推進課 伊丹病院 (関係団体) 伊丹市医師会
Ⅲ－基本目標 7 － 2－③	-1	運営マニュアルや地域の防災マニュアルにおいて男女共同参画の視点が反映されるよう情報提供する	危機管理室 まちづくり推進課 同和・人権推進課
Ⅲ－基本目標 7 － 2－⑤	-1	平常時から、災害時の女性の不安や悩み、暴力に対する相談窓口や予防方法について情報提供する	同和・人権推進課 (※拠点施設)
	-2	災害時には女性のための相談窓口を開設する	同和・人権推進課 (※拠点施設)
Ⅲ－基本目標 7 － 3－⑥	-2	地域の災害に関する女性リーダーを育成する	危機管理室 同和・人権推進課 (※拠点施設)
Ⅲ－基本目標 7 － 3－⑦	-1	自助の必要性について、特に女性や子育て世代、妊産婦などに、情報提供する	危機管理室 同和・人権推進課 (※拠点施設)
	-2	女性や子育て世代、親が就労している子ども、妊産婦などの避難について、地域における共助の必要性を情報提供する	危機管理室 同和・人権推進課 (※拠点施設)
Ⅲ－基本目標 7 － 3－⑧	-1	主要な担当課や部局と企画の段階から連携する ・ 訓練（地域防災訓練、庁内防災訓練） ・ 出前講座	危機管理室 同和・人権推進課
	-2	災害時や復興時の男女共同参画の視点について職員に対して研修を実施する	危機管理室 同和・人権推進課

Ⅳ－基本目標 8 －1－①	-1	PTA・自治会・NPO・子育てサークル・登録グループなど地域活動に関わる様々な団体や人々との連携・協働により、地域における男女共同参画について啓発する	まちづくり推進課 同和・人権推進課 同和・人権推進課 (※拠点施設) 地域・高年福祉課 社会福祉協議会 (関係団体) 伊丹市 PTA 連合会
	-2	市民や団体と協働していくために男女共同参画推進委員会を設置する	同和・人権推進課
Ⅳ－基本目標 8 －2－③	-1	伊丹市男女共同参画推進本部を中心とし、庁内の連携のもと、着実な計画の推進を行う	同和・人権推進課 関係課
	-2	市の行政文書や広報番組の放送は、市の「男女平等に関する表現指針」に則って行う。また、必要に応じて同指針を見直す	広報課 同和・人権推進課 関係課
	-3	各課の事業において、男女共同参画の視点が盛り込まれているか確認するため、各課に男女共同参画リーダーを配置する	同和・人権推進課 全所属
	-4	職員研修において、固定的な性別役割分担意識の見直しやハラスメント・暴力・男女平等について階層や職種などに対応した研修を実施する	人事研修課 同和・人権推進課
	-5	市の指定管理者や委託事業者などに対して、積極的に男女共同参画についての出前講座や資料などの情報を提供する	同和・人権推進課 関係課
Ⅳ－基本目標 8 －2－④	-1	進捗状況について毎年 1 回各課で自己点検を行う	関係課
	-2	本計画の着実な推進のため、男女共同参画施策市民オンブードによる提言を積極的に施策に反映する	同和・人権推進課 関係課
	-3	男女平等や男女共同参画に関する市民の意識や実態などについて平成 32 年度に調査を行う	同和・人権推進課
	-4	入札資格審査申請と同時に各事業所における男女共同参画の推進状況、女性の役員率などについてのアンケートを実施するとともに、入札時の評価方法について調査研究する	契約・検査課 同和・人権推進課
	-5	職員及び教員に対する男女平等、男女共同参画に関する意識調査を行う	同和・人権推進課 職員課 人権教育室
Ⅳ－基本目標 8 －2－⑤	-1	男女共同参画の推進に関して、法制度の整備・充実などについて国や県に要望する	同和・人権推進課
	-2	近隣市の先進事例などの情報を収集し、連携を行う	同和・人権推進課
Ⅳ－基本目標 8 －3－⑥	-1	女性の不安や悩み、様々な暴力に対して相談機能を充実する	同和・人権推進課 (※拠点施設)
	-2	男女共同参画の視点を持った人材発掘・育成などの講座やグループ活動の支援、情報提供を実施する	同和・人権推進課 (※拠点施設)
	-3	男女共同参画に関する図書や視聴覚資料の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化する	同和・人権推進課 (※拠点施設)
	-4	指定管理者としての自己点検評価を毎年、市に提出する	同和・人権推進課 (※拠点施設)
	-5	平常時から、災害時の女性の不安や悩み、暴力に対する相談窓口や予防方法について情報提供する（再掲）	同和・人権推進課 (※拠点施設)
	-6	災害時に女性のための相談窓口を開設する（再掲）	同和・人権推進課 (※拠点施設)

国際・平和課

Ⅱ－基本目標 5 －2－②	-1	広報紙やホームページなど、様々な方法での情報提供を行う	国際・平和課 障害福祉課
Ⅳ－基本目標 8 －2－④	-1	進捗状況について毎年 1 回各課で自己点検を行う	関係課
	-2	本計画の着実な推進のため、男女共同参画施策市民オンブードによる提言を積極的に施策に反映する	同和・人権推進課 関係課

人権啓発センター

Ⅱ－基本目標 3 －1－①	-2	市民に対し、書籍や出前講座など、男女共同参画に関する学習機会の情報提供を行う	同和・人権推進課 (※拠点施設) 人権啓発センター 図書館 人権教育室
	-3	市民に対し、ジェンダー*に関するメディア・リテラシー*についての啓発を実施する	同和・人権推進課 (※拠点施設) 人権啓発センター 公民館
Ⅱ－基本目標 3 －2－②	-3	学童や若者に対し、ジェンダーに関するメディア・リテラシー教育を実施する	同和・人権推進課 (※拠点施設) 人権啓発センター こども若者企画課 (青少年センター・児童館) 学校指導課
Ⅱ－基本目標 5 －3－④	-1	市民に対して、性の多様性について啓発する	同和・人権推進課 人権啓発センター 人権教育室
Ⅱ－基本目標 5 －3－⑤	-1	セクシュアルマイノリティと感じている人々や取り巻く人たちが適切な相談先につながるよう支援する	同和・人権推進課 人権啓発センター 人権教育室
Ⅳ－基本目標 8 －2－④	-1	進捗状況について毎年 1 回各課で自己点検を行う	関係課
	-2	本計画の着実な推進のため、男女共同参画施策市民オンブードによる提言を積極的に施策に反映する	同和・人権推進課 関係課

公園課

Ⅱ－基本目標 5 －2－②	-2	公共施設・住宅・道路・公園・市バスなどのバリアフリー化*、ユニバーサルデザイン化*を実施する	公園課 営繕課 住宅政策課 道路建設課 施設課 交通局
Ⅳ－基本目標 8 －2－④	-1	進捗状況について毎年 1 回各課で自己点検を行う	関係課
	-2	本計画の着実な推進のため、男女共同参画施策市民オンブードによる提言を積極的に施策に反映する	同和・人権推進課 関係課

地域・高年福祉課

Ⅰ－基本目標 1 －2－⑥	-1	介護サービスの利用などの相談の際に、ケア役割が偏らないよう男女共同参画の視点や固定的性別役割分担意識について支援者に啓発する	地域・高年福祉課 介護保険課 障害福祉課 社会福祉協議会
	-2	介護に関する総合的な相談体制の充実に取り組む	地域・高年福祉課 介護保険課 社会福祉協議会
Ⅳ－基本目標 8 －1－①	-1	PTA・自治会・NP0・子育てサークル・登録グループなど地域活動に関わる様々な団体や人々との連携・協働により、地域における男女共同参画について啓発する	まちづくり推進課 同和・人権推進課 同和・人権推進課 (※拠点施設) 地域・高年福祉課 社会福祉協議会 (関係団体) 伊丹市 PTA 連合会
Ⅳ－基本目標 8 －2－④	-1	進捗状況について毎年 1 回各課で自己点検を行う	関係課
	-2	本計画の着実な推進のため、男女共同参画施策市民オンブードによる提言を積極的に施策に反映する	同和・人権推進課 関係課

介護保険課

I－基本目標 1 －2－⑥	-1	介護サービスの利用などの相談の際に、ケア役割が偏らないよう男女共同参画の視点や固定的性別役割分担意識について支援者に啓発する	地域・高年福祉課 介護保険課 障害福祉課 社会福祉協議会
	-2	介護に関する総合的な相談体制の充実に取り組む	地域・高年福祉課 介護保険課 社会福祉協議会
I－基本目標 1 －3－⑨	-2	育児や介護におけるケア役割が偏らないよう男女共同参画の視点や固定的性別役割分担意識について市民へ啓発する	同和・人権推進課 同和・人権推進課 (※拠点施設) 介護保険課 子育て支援課
IV－基本目標 8 －2－④	-1	進捗状況について毎年 1 回各課で自己点検を行う	関係課
	-2	本計画の着実な推進のため、男女共同参画施策市民オンブードによる提言を積極的に施策に反映する	同和・人権推進課 関係課

障害福祉課

I－基本目標 1 －2－⑥	-1	介護サービスの利用などの相談の際に、ケア役割が偏らないよう男女共同参画の視点や固定的性別役割分担意識について支援者に啓発する	地域・高年福祉課 介護保険課 障害福祉課 社会福祉協議会
II－基本目標 5 －2－②	-1	広報紙やホームページなど、様々な方法での情報提供を行う	国際・平和課 障害福祉課
IV－基本目標 8 －2－④	-1	進捗状況について毎年 1 回各課で自己点検を行う	関係課
	-2	本計画の着実な推進のため、男女共同参画施策市民オンブードによる提言を積極的に施策に反映する	同和・人権推進課 関係課

自立相談課

I－基本目標 1 －1－③	-1	就業している・就業を希望する女性のための相談を行う	同和・人権推進課 自立相談課 商工労働課
II－基本目標 5 －1－①	-1	ひとり親家庭の不安や孤立感を軽減するための相談事業を行う	自立相談課 健康政策課 保育課 子育て支援課 こども家庭課 総合教育センター 少年愛護センター
	-2	相談にあたる職務関係者の資質向上に取り組む	自立相談課 健康政策課 保育課 子育て支援課 こども家庭課 総合教育センター 少年愛護センター
	-4	ひとり親家庭への教育支援や心理的支援、経済的支援、就労支援、住宅支援を行う	自立相談課 後期医療福祉課 子育て支援課 こども家庭課 住宅政策課 学校指導課 学事課 総合教育センター (関係団体) 伊丹公共職業安定所

Ⅳ－基本目標 8	-1	進捗状況について毎年 1 回各課で自己点検を行う	関係課
－ 2－④	-2	本計画の着実な推進のため、男女共同参画施策市民オンブードによる提言を積極的に施策に反映する	同和・人権推進課 関係課

後期医療福祉課

Ⅱ－基本目標 5			自立相談課 後期医療福祉課 子育て支援課 こども家庭課 住宅政策課 学校指導課 学事課 総合教育センター (関係団体) 伊丹公共職業安定所
－ 1－①	-4	ひとり親家庭への教育支援や心理的支援、経済的支援、就労支援、住宅支援を行う	
Ⅳ－基本目標 8	-1	進捗状況について毎年 1 回各課で自己点検を行う	関係課
－ 2－④	-2	本計画の着実な推進のため、男女共同参画施策市民オンブードによる提言を積極的に施策に反映する	同和・人権推進課 関係課

健康政策課

Ⅰ－基本目標 1			健康政策課 保育課 子育て支援課 社会教育課 公民館 伊丹病院
－ 2－⑤	-1	男女がともに子育てに関する知識や技能を得る機会を提供する	
	-7	育児に関する事業の実施にあたっては、育児における固定的性別役割分担にならないよう、男女共同参画の視点を盛り込む	健康政策課 こども若者企画課 子育て支援課 こども家庭課 公民館
	-8	就業している子育て中の家族が市の事業や学校行事に参加・出席できるよう配慮する	健康政策課 子育て支援課 学校指導課
Ⅱ－基本目標 4	-3	若年の思いがけない妊娠予防・性感染症予防の方法を啓発する	健康政策課 こども若者企画課 伊丹病院
Ⅱ－基本目標 4	-1	女性の生涯を通じておこる特徴的な疾患や兆候に関する予防・早期発見・相談先の情報を提供する	健康政策課 伊丹病院
－ 2－②	-2	更年期・高齢期・小さな子どものいる女性が受診しやすい健（検）診環境をつくる	健康政策課
	-3	飲酒・喫煙・薬物乱用・過激なダイエットなどが心身に及ぼす影響について啓発を行う	健康政策課 保健体育課 少年愛護センター 伊丹病院
Ⅱ－基本目標 4	-1	妊娠から育児までの切れ目のない支援をする	健康政策課 保育課 子育て支援課 こども家庭課
－ 2－③	-2	思いがけない妊娠の相談窓口の広報を行う	健康政策課
	-3	産後うつに対する早期発見・相談・ケアなどの支援を行う	健康政策課 子育て支援課 伊丹病院
	-4	妊娠・出産期の女性の家族や周囲の人に対して、妊娠や育児にまつわる知識を得る機会を提供する	健康政策課 伊丹病院

	-5	妊産婦の飲酒や喫煙、周囲の喫煙が与える影響について啓発する	健康政策課 伊丹病院
Ⅱ－基本目標 4 －2－④	-1	男性・思春期・更年期女性の自殺防止の取り組みについて支援する	健康政策課
Ⅱ－基本目標 5 －1－①	-1	ひとり親家庭の不安や孤立感を軽減するための相談事業を行う	自立相談課 健康政策課 保育課 子育て支援課 こども家庭課 総合教育センター 少年愛護センター
	-2	相談にあたる職務関係者の資質向上に取り組む	自立相談課 健康政策課 保育課 子育て支援課 こども家庭課 総合教育センター 少年愛護センター
	-3	子育てや生活に関する情報について、発信方法を工夫し、提供する	健康政策課 こども若者企画課 保育課 子育て支援課 こども家庭課
Ⅳ－基本目標 8 －2－④	-1	進捗状況について毎年 1 回各課で自己点検を行う	関係課
	-2	本計画の着実な推進のため、男女共同参画施策市民オンブードによる提言を積極的に施策に反映する	同和・人権推進課 関係課

こども若者企画課

Ⅰ－基本目標 1 －1－①	-1	事業主に対し、以下の内容について情報提供する ・ 男性中心型労働慣行等の見直しやワーク・ライフ・バランスの推進 ・ 多様な働き方、多様な働き手のモデル、ダイバーシティ* ・ 女性の参画の重要性・必要性 ・ 男女平等に関する各種法律など	同和・人権推進課 こども若者企画課 商工労働課 (関係団体) 伊丹商工会議所 伊丹公共職業安定所
Ⅰ－基本目標 1 －1－②	-1	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法について事業主に情報提供し、それぞれについて事業主行動計画の策定を支援する	同和・人権推進課 こども若者企画課 商工労働課 (関係団体) 伊丹商工会議所 伊丹公共職業安定所
Ⅰ－基本目標 1 －2－⑤	-7	育児に関する事業の実施にあたっては、育児における固定的性別役割分担にならないよう、男女共同参画の視点を盛り込む	健康政策課 こども若者企画課 子育て支援課 こども家庭課 公民館
Ⅱ－基本目標 3 －2－②	-1	学童や若者に対し、男女共同参画意識を高めるための啓発をする	こども若者企画課 保育課 学校指導課
	-2	学童や若者に対し、男女の固定的な役割分担にとらわれず、働くことの意味や、様々な働き方などを選択できるキャリア教育を実施する	こども若者企画課 (青少年センター) 学校指導課
	-3	学童や若者に対し、ジェンダーに関するメディア・リテラシー教育を実施する	同和・人権推進課 (※拠点施設) 人権啓発センター こども若者企画課 (青少年センター・児童館) 学校指導課

Ⅱ－基本目標 4 －1－①	-3	若年の思いがけない妊娠予防・性感染症予防の方法を啓発する	健康政策課 こども若者企画課 伊丹病院
Ⅱ－基本目標 5 －1－①	-3	子育てや生活に関する情報について、発信方法を工夫し、提供する	健康政策課 こども若者企画課 保育課 子育て支援課 こども家庭課
Ⅳ－基本目標 8 －2－④	-1	進捗状況について毎年 1 回各課で自己点検を行う	関係課
	-2	本計画の着実な推進のため、男女共同参画施策市民オンブードによる提言を積極的に施策に反映する	同和・人権推進課 関係課

保育政策課

Ⅰ－基本目標 1 －1－①	-3	市内の病児保育施設の複数設置、事業所内保育所の設置を支援する	保育政策課 保育課
Ⅰ－基本目標 1 －2－⑤	-2	保育所・認定こども園などを整備し、待機児童を解消する	保育政策課 保育課
Ⅳ－基本目標 8 －2－④	-1	進捗状況について毎年 1 回各課で自己点検を行う	関係課
	-2	本計画の着実な推進のため、男女共同参画施策市民オンブードによる提言を積極的に施策に反映する	同和・人権推進課 関係課

保育課

Ⅰ－基本目標 1 －1－①	-3	市内の病児保育施設の複数設置、事業所内保育所の設置を支援する	保育政策課 保育課
Ⅰ－基本目標 1 －2－⑤	-1	男女がともに子育てに関する知識や技能を得る機会を提供する	健康政策課 保育課 子育て支援課 社会教育課 公民館 伊丹病院
	-2	保育所・認定こども園などを整備し、待機児童を解消する	保育政策課 保育課
	-5	多様な保育サービスの充実を図るため、親の就職活動や行事などによる一時預かりについて引き続き実施する	保育課
Ⅱ－基本目標 3 －2－②	-1	学童や若者に対し、男女共同参画意識を高めるための啓発をする	こども若者企画課 保育課 学校指導課
Ⅱ－基本目標 3 －2－③	-1	保護者に対してジェンダーにとらわれない子育てや男女平等について啓発する	保育課 学校指導課 人権教育室 (関係団体) 伊丹市 PTA 連合会
	-2	教職員や保育士に対して、固定的性別役割分担に基づかない意識づくり、男女共生教育や男女共同参画について啓発する	保育課 学校指導課 総合教育センター 人権教育室
	-3	教職員や保育士に対し、性の多様性に対する正しい知識の習得のため、研修を行う	保育課 学校指導課 総合教育センター 人権教育室
	-4	ジェンダーに影響する教育教材や慣習などを自己点検できるよう支援する	同和・人権推進課 保育課 学校指導課 人権教育室

Ⅱ－基本目標 4 －1－①	-4	子どもたちに命の大切さに関する教育を行う	保育課 学校指導課 保健体育課
Ⅱ－基本目標 4 －2－③	-1	妊娠から育児までの切れ目のない支援をする	健康政策課 保育課 子育て支援課 こども家庭課
Ⅱ－基本目標 5 －1－①	-1	ひとり親家庭の不安や孤立感を軽減するための相談事業を行う	自立相談課 健康政策課 保育課 子育て支援課 こども家庭課 総合教育センター 少年愛護センター
	-2	相談にあたる職務関係者の資質向上に取り組む	自立相談課 健康政策課 保育課 子育て支援課 こども家庭課 総合教育センター 少年愛護センター
	-3	子育てや生活に関する情報について、発信方法を工夫し、提供する	健康政策課 こども若者企画課 保育課 子育て支援課 こども家庭課
Ⅳ－基本目標 8 －2－④	-1	進捗状況について毎年 1 回各課で自己点検を行う	関係課
	-2	本計画の着実な推進のため、男女共同参画施策市民オンブードによる提言を積極的に施策に反映する	同和・人権推進課 関係課

子育て支援課

Ⅰ－基本目標 1 －2－⑤	-1	男女がともに子育てに関する知識や技能を得る機会を提供する	健康政策課 保育課 子育て支援課 社会教育課 公民館 伊丹病院
	-3	育児ファミリー・サポート・センター事業が活用されるよう情報提供する	子育て支援課
	-6	むくむくルームなど、親子で参加する場所において、保護者の性別に関わらず訪れやすい環境を整える	同和・人権推進課 (※拠点施設) 子育て支援課 公民館
	-7	育児に関する事業の実施にあたっては、育児における固定的性別役割分担にならないよう、男女共同参画の視点を盛り込む	健康政策課 こども若者企画課 子育て支援課 こども家庭課 公民館
	-8	就業している子育て中の家族が市の事業や学校行事に参加・出席できるよう配慮する	健康政策課 子育て支援課 学校指導課
	-9	男性が子どもを連れて外出しても困らない環境を整える	子育て支援課 営繕課 施設課
Ⅰ－基本目標 1 －3－⑨	-1	子どもが安全に安心して過ごせる居場所の情報提供など、世代を超えた市民・地域ぐるみでの子育て活動を支援する	子育て支援課 社会教育課

	-2	育児や介護におけるケア役割が偏らないよう男女共同参画の視点や固定的性別役割分担意識について市民へ啓発する	同和・人権推進課 同和・人権推進課 (※拠点施設) 介護保険課 子育て支援課
Ⅱ－基本目標 4 －2－③	-1	妊娠から育児までの切れ目のない支援をする	健康政策課 保育課 子育て支援課 こども家庭課
	-3	産後うつに対する早期発見・相談・ケアなどの支援を行う	健康政策課 子育て支援課 伊丹病院
Ⅱ－基本目標 5 －1－①	-1	ひとり親家庭の不安や孤立感を軽減するための相談事業を行う	自立相談課 健康政策課 保育課 子育て支援課 こども家庭課 総合教育センター 少年愛護センター
	-2	相談にあたる職務関係者の資質向上に取り組む	自立相談課 健康政策課 保育課 子育て支援課 こども家庭課 総合教育センター 少年愛護センター
	-3	子育てや生活に関する情報について、発信方法を工夫し、提供する	健康政策課 こども若者企画課 保育課 子育て支援課 こども家庭課
	-4	ひとり親家庭への教育支援や心理的支援、経済的支援、就労支援、住宅支援を行う	自立相談課 後期医療福祉課 子育て支援課 こども家庭課 住宅政策課 学校指導課 学事課 総合教育センター (関係団体) 伊丹公共職業安定所
Ⅳ－基本目標 8 －2－④	-1	進捗状況について毎年 1 回各課で自己点検を行う	関係課
	-2	本計画の着実な推進のため、男女共同参画施策市民オンブードによる提言を積極的に施策に反映する	同和・人権推進課 関係課

こども家庭課

Ⅰ－基本目標 1 －2－⑤	-4	児童くらすの開設場所・時間・時期などの改善に取り組む	こども家庭課
	-7	育児に関する事業の実施にあたっては、育児における固定的性別役割分担にならないよう、男女共同参画の視点を盛り込む	健康政策課 こども若者企画課 子育て支援課 こども家庭課 公民館
Ⅱ－基本目標 4 －2－③	-1	妊娠から育児までの切れ目のない支援をする	健康政策課 保育課 子育て支援課 こども家庭課

Ⅱ－基本目標 5 －1－①	-1	ひとり親家庭の不安や孤立感を軽減するための相談事業を行う	自立相談課 健康政策課 保育課 子育て支援課 こども家庭課 総合教育センター 少年愛護センター
	-2	相談にあたる職務関係者の資質向上に取り組む	自立相談課 健康政策課 保育課 子育て支援課 こども家庭課 総合教育センター 少年愛護センター
	-3	子育てや生活に関する情報について、発信方法を工夫し、提供する	健康政策課 こども若者企画課 保育課 子育て支援課 こども家庭課
	-4	ひとり親家庭への教育支援や心理的支援、経済的支援、就労支援、住宅支援を行う	自立相談課 後期医療福祉課 子育て支援課 こども家庭課 住宅政策課 学校指導課 学事課 総合教育センター (関係団体) 伊丹公共職業安定所
Ⅲ－基本課題 6 －3－⑥	-1	子どもの虐待に関する相談体制の充実に取り組む	こども家庭課
	-2	要保護児童対策地域協議会において、子どもの性暴力被害について早期発見・早期対応する	こども家庭課 関係課
Ⅳ－基本目標 8 －2－④	-1	進捗状況について毎年 1 回各課で自己点検を行う	関係課
	-2	本計画の着実な推進のため、男女共同参画施策市民オンブードによる提言を積極的に施策に反映する	同和・人権推進課 関係課

商工労働課

Ⅰ－基本目標 1 －1－①	-1	事業主に対し、以下の内容について情報提供する ・ 男性中心型労働慣行等の見直しやワーク・ライフ・バランスの推進 ・ 多様な働き方、多様な働き手のモデル、ダイバーシティ* ・ 女性の参画の重要性・必要性 ・ 男女平等に関する各種法律など	同和・人権推進課 こども若者企画課 商工労働課 (関係団体) 伊丹商工会議所 伊丹公共職業安定所
	-2	男女共同参画に積極的に取り組む事業所について、市民に広報する	同和・人権推進課 商工労働課
Ⅰ－基本目標 1 －1－②	-1	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法について事業主に情報提供し、それぞれについて事業主行動計画の策定を支援する	同和・人権推進課 こども若者企画課 商工労働課 (関係団体) 伊丹商工会議所 伊丹公共職業安定所
Ⅰ－基本目標 1 －1－③	-1	就業している・就業を希望する女性のための相談を行う	同和・人権推進課 自立相談課 商工労働課
	-2	就業している・就業を希望する女性のための相談窓口を周知する	同和・人権推進課 商工労働課

	-4	再就職を希望する女性に対し、学習機会を提供する	同和・人権推進課 同和・人権推進課 (※拠点施設) 商工労働課
	-5	起業支援事業について情報提供する	同和・人権推進課 同和・人権推進課 (※拠点施設) 商工労働課
	-6	男女平等に関する各種法律などを知らせる	同和・人権推進課 同和・人権推進課 (※拠点施設) 商工労働課
Ⅲ－基本目標 6 －2－③	-3	相談を受ける職務関係者にハラスメント被害についての相談場所の情報提供を行う	市民相談課 同和・人権推進課 商工労働課
Ⅲ－基本目標 6 －2－④	-1	ハラスメントに関する雇用管理上の配慮などについて関係機関と連携しながら、事業主・労働者双方へ啓発する	同和・人権推進課 商工労働課 (関係団体) 伊丹商工会議所 伊丹公共職業安定所
	-3	妊産婦へのハラスメントや職場におけるハラスメントなど、言動による様々なハラスメント防止に向けての啓発を行う	同和・人権推進課 商工労働課 (関係団体) 伊丹商工会議所 伊丹公共職業安定所
Ⅳ－基本目標 8 －2－④	-1	進捗状況について毎年 1 回各課で自己点検を行う	関係課
	-2	本計画の着実な推進のため、男女共同参画施策市民オンブードによる提言を積極的に施策に反映する	同和・人権推進課 関係課

営繕課

Ⅰ－基本目標 1 －2－⑤	-9	男性が子どもを連れて外出しても困らない環境を整える	子育て支援課 営繕課 施設課
Ⅱ－基本目標 5 －2－②	-2	公共施設・住宅・道路・公園・市バスなどのバリアフリー化*、ユニバーサルデザイン化*を実施する	公園課 営繕課 住宅政策課 道路建設課 施設課 交通局
Ⅱ－基本問題 5 －3－⑤	-2	だれもが利用しやすい、「だれもが使えるトイレ」を整備するなど、性差に関する場所について見直す	営繕課 施設課
Ⅳ－基本目標 8 －2－④	-1	進捗状況について毎年 1 回各課で自己点検を行う	関係課
	-2	本計画の着実な推進のため、男女共同参画施策市民オンブードによる提言を積極的に施策に反映する	同和・人権推進課 関係課

住宅政策課

Ⅱ－基本目標 5 －1－①	-4	ひとり親家庭への教育支援や心理的支援、経済的支援、就労支援、住宅支援を行う	自立相談課 後期医療福祉課 子育て支援課 こども家庭課 住宅政策課 学校指導課 学事課 総合教育センター (関係団体) 伊丹公共職業安定所
------------------	----	---------------------------------------	--

Ⅱ－基本目標 5 －2－②	-2	公共施設・住宅・道路・公園・市バスなどのバリアフリー化*、ユニバーサルデザイン化*を実施する	公園課 営繕課 住宅政策課 道路建設課 施設課 交通局
Ⅳ－基本目標 8 －2－④	-1	進捗状況について毎年 1 回各課で自己点検を行う	関係課
	-2	本計画の着実な推進のため、男女共同参画施策市民オンブードによる提言を積極的に施策に反映する	同和・人権推進課 関係課

都市安全企画課

Ⅲ－基本目標 6 －3－⑥	-3	学校や地域と連携し、子どもへの犯罪を防ぐためのパトロールなどを実施する	都市安全企画課 少年愛護センター
Ⅳ－基本目標 8 －2－④	-1	進捗状況について毎年 1 回各課で自己点検を行う	関係課
	-2	本計画の着実な推進のため、男女共同参画施策市民オンブードによる提言を積極的に施策に反映する	同和・人権推進課 関係課

道路建設課

Ⅱ－基本目標 5 －2－②	-2	公共施設・住宅・道路・公園・市バスなどのバリアフリー化*、ユニバーサルデザイン化*を実施する	公園課 営繕課 住宅政策課 道路建設課 施設課 交通局
Ⅳ－基本目標 8 －2－④	-1	進捗状況について毎年 1 回各課で自己点検を行う	関係課
	-2	本計画の着実な推進のため、男女共同参画施策市民オンブードによる提言を積極的に施策に反映する	同和・人権推進課 関係課

職員課

Ⅳ－基本目標 8 －2－②	-2	女性の採用や、昇任への意欲喚起など女性の活躍推進に向けた取り組みを実施する	人事研修課 職員課 総合教育センター 他計画関係
Ⅳ－基本目標 8 －2－④	-1	進捗状況について毎年 1 回各課で自己点検を行う	関係課
	-2	本計画の着実な推進のため、男女共同参画施策市民オンブードによる提言を積極的に施策に反映する	同和・人権推進課 関係課
	-5	職員及び教員に対する男女平等、男女共同参画に関する意識調査を行う	同和・人権推進課 職員課 人権教育室

施設課

1－基本目標 1 －2－⑤	-9	男性が子どもを連れて外出しても困らない環境を整える	子育て支援課 営繕課 施設課
Ⅱ－基本目標 5 －2－②	-2	公共施設・住宅・道路・公園・市バスなどのバリアフリー化*、ユニバーサルデザイン化*を実施する	公園課 営繕課 住宅政策課 道路建設課 施設課 交通局
Ⅱ－基本目標 5 －3－⑤	-2	だれもが利用しやすい、「だれもが使えるトイレ」を整備するなど、性差に関する場所について見直す	営繕課 施設課

Ⅳ－基本目標 8	-1	進捗状況について毎年 1 回各課で自己点検を行う	関係課
－ 2－④	-2	本計画の着実な推進のため、男女共同参画施策市民オンブードによる提言を積極的に施策に反映する	同和・人権推進課 関係課

学校指導課

Ⅰ－基本目標 1 － 2－⑤	-8	就業している子育て中の家族が市の事業や学校行事に参加・出席できるよう配慮する	健康政策課 子育て支援課 学校指導課
Ⅰ－基本目標 1 － 3－⑦	-1	様々な形の社会貢献や、活動の場などの情報提供を行う	まちづくり推進課 同和・人権推進課 同和・人権推進課 (※拠点施設) 学校指導課 公民館 社会福祉協議会
	-4	PTA 活動やボランティア活動の経験者が、年齢や立場を超えて、能力を生かせるよう支援する	まちづくり推進課 同和・人権推進課 (※拠点施設) 学校指導課 公民館 社会福祉協議会
Ⅱ－基本目標 3 － 2－②	-1	学童や若者に対し、男女共同参画意識を高めるための啓発をする	こども若者企画課 保育課 学校指導課
	-2	学童や若者に対し、男女の固定的な役割分担にとらわれず、働くことの意味や、様々な働き方などを選択できるキャリア教育を実施する	こども若者企画課 (青少年センター) 学校指導課
	-3	学童や若者に対し、ジェンダーに関するメディア・リテラシー教育を実施する	同和・人権推進課 (※拠点施設) 人権啓発センター こども若者企画課 (青少年センター・児童館) 学校指導課
Ⅱ－基本目標 3 － 2－③	-1	保護者に対してジェンダーにとらわれない子育てや男女平等について啓発する	保育課 学校指導課 人権教育室 (関係団体) 伊丹市 PTA 連合会
	-2	教職員や保育士に対して、固定的性別役割分担に基づかない意識づくり、男女共生教育や男女共同参画について啓発する	保育課 学校指導課 総合教育センター 人権教育室
	-3	教職員や保育士に対し、性の多様性に対する正しい知識の習得のため、研修を行う	保育課 学校指導課 総合教育センター 人権教育室
	-4	ジェンダーに影響する教育教材や慣習などを自己点検できるよう支援する	同和・人権推進課 保育課 学校指導課 人権教育室
Ⅱ－基本目標 4 － 1－①	-1	子どもの発達段階をふまえた体系的な性教育を実施する	学校指導課 保健体育課
	-2	保護者へリプロダクティブ・ヘルス／ライツについて啓発する	学校指導課 保健体育課
	-4	子どもたちに命の大切さに関する教育を行う	保育課 学校指導課 保健体育課

Ⅱ－基本目標 5 － 1－①	-4	ひとり親家庭への教育支援や心理的支援、経済的支援、就労支援、住宅支援を行う	自立相談課 後期医療福祉課 子育て支援課 こども家庭課 住宅政策課 学校指導課 学事課 総合教育センター (関係団体) 伊丹公共職業安定所
Ⅳ－基本目標 8 － 2－④	-1	進捗状況について毎年 1 回各課で自己点検を行う	関係課
	-2	本計画の着実な推進のため、男女共同参画施策市民オンブードによる提言を積極的に施策に反映する	同和・人権推進課 関係課

学事課

Ⅱ－基本目標 5 － 1－①	-4	ひとり親家庭への教育支援や心理的支援、経済的支援、就労支援、住宅支援を行う	自立相談課 後期医療福祉課 子育て支援課 こども家庭課 住宅政策課 学校指導課 学事課 総合教育センター (関係団体) 伊丹公共職業安定所
Ⅳ－基本目標 8 － 2－④	-1	進捗状況について毎年 1 回各課で自己点検を行う	関係課
	-2	本計画の着実な推進のため、男女共同参画施策市民オンブードによる提言を積極的に施策に反映する	同和・人権推進課 関係課

総合教育センター

Ⅱ－基本目標 3 － 2－③	-2	教職員や保育士に対して、固定的性別役割分担に基づかない意識づくり、男女共生教育や男女共同参画について啓発する	保育課 学校指導課 総合教育センター 人権教育室
	-3	教職員や保育士に対し、性の多様性に対する正しい知識の習得のため、研修を行う	保育課 学校指導課 総合教育センター 人権教育室
Ⅱ－基本目標 5 － 1－①	-1	ひとり親家庭の不安や孤立感を軽減するための相談事業を行う	自立相談課 健康政策課 保育課 子育て支援課 こども家庭課 総合教育センター 少年愛護センター
	-2	相談にあたる職務関係者の資質向上に取り組む	自立相談課 健康政策課 保育課 子育て支援課 こども家庭課 総合教育センター 少年愛護センター

	-4	ひとり親家庭への教育支援や心理的支援、経済的支援、就労支援、住宅支援を行う	自立相談課 後期医療福祉課 子育て支援課 こども家庭課 住宅政策課 学校指導課 学事課 総合教育センター (関係団体) 伊丹公共職業安定所
Ⅳ－基本目標 8 －2－②	-2	女性の採用や、昇任への意欲喚起など女性の活躍推進に向けた取り組みを実施する	人事研修課 職員課 総合教育センター 他計画関係課
Ⅳ－基本目標 8 －2－④	-1	進捗状況について毎年1回各課で自己点検を行う	関係課
	-2	本計画の着実な推進のため、男女共同参画施策市民オンブードによる提言を積極的に施策に反映する	同和・人権推進課 関係課

保健体育課

Ⅱ－基本目標 4 －1－①	-1	子どもの発達段階をふまえた体系的な性教育を実施する	学校指導課 保健体育課
	-2	保護者へリプロダクティブ・ヘルス/ライツについて啓発する	学校指導課 保健体育課
	-4	子どもたちに命の大切さに関する教育を行う	保育課 学校指導課 保健体育課
Ⅱ－基本目標 4 －2－②	-3	飲酒・喫煙・薬物乱用・過激なダイエットなどが心身に及ぼす影響について啓発を行う	健康政策課 保健体育課 少年愛護センター 伊丹病院
Ⅲ－基本目標 6 －3－⑥	-4	子どもたちが暴力や犯罪に巻き込まれないようにするための学習（CAP講習など）を行う	保健体育課
Ⅳ－基本目標 8 －2－④	-1	進捗状況について毎年1回各課で自己点検を行う	関係課
	-2	本計画の着実な推進のため、男女共同参画施策市民オンブードによる提言を積極的に施策に反映する	同和・人権推進課 関係課

社会教育課

Ⅰ－基本目標 1 －2－④	-1	男性を対象に、家事など生活面での自立に必要な知識・技術の情報提供を行う	同和・人権推進課 (※拠点施設) 社会教育課 公民館
Ⅰ－基本目標 1 －2－⑤	-1	男女がともに子育てに関する知識や技能を得る機会を提供する	健康政策課 保育課 子育て支援課 社会教育課 公民館 伊丹病院
Ⅰ－基本目標 1 －3－⑨	-1	子どもが安全に安心して過ごせる居場所の情報提供など、世代を超えた市民・地域ぐるみでの子育て活動を支援する	子育て支援課 社会教育課
Ⅳ－基本目標 8 －2－④	-1	進捗状況について毎年1回各課で自己点検を行う	関係課
	-2	本計画の着実な推進のため、男女共同参画施策市民オンブードによる提言を積極的に施策に反映する	同和・人権推進課 関係課

少年愛護センター

Ⅱ－基本目標 4 －2－②	-3	飲酒・喫煙・薬物乱用・過激なダイエットなどが心身に及ぼす影響について啓発を行う	健康政策課 保健体育課 少年愛護センター 伊丹病院
Ⅱ－基本目標 5 －1－①	-1	ひとり親家庭の不安や孤立感を軽減するための相談事業を行う	自立相談課 健康政策課 保育課 子育て支援課 こども家庭課 総合教育センター 少年愛護センター
	-2	相談にあたる職務関係者の資質向上に取り組む	自立相談課 健康政策課 保育課 子育て支援課 こども家庭課 総合教育センター 少年愛護センター
Ⅲ－基本目標 6 －3－⑥	-3	学校や地域と連携し、子どもへの犯罪を防ぐためのパトロールなどを実施する	都市安全企画課 少年愛護センター
Ⅳ－基本目標 8 －2－④	-1	進捗状況について毎年1回各課で自己点検を行う	関係課
	-2	本計画の着実な推進のため、男女共同参画施策市民オンブードによる提言を積極的に施策に反映する	同和・人権推進課 関係課

公民館

Ⅰ－基本目標 1 －2－④	-1	男性を対象に、家事など生活面での自立に必要な知識・技術の情報提供を行う	同和・人権推進課 (※拠点施設) 社会教育課 公民館
Ⅰ－基本目標 1 －2－⑤	-1	男女がともに子育てに関する知識や技能を得る機会を提供する	健康政策課 保育課 子育て支援課 社会教育課 公民館 伊丹病院
	-6	むくむくルームなど、親子で参加する場所において、保護者の性別に関わらず訪れやすい環境を整える	同和・人権推進課 (※拠点施設) 子育て支援課 公民館
	-7	育児に関する事業の実施にあたっては、育児における固定的性別役割分担にならないよう、男女共同参画の視点を盛り込む	健康政策課 こども若者企画課 子育て支援課 こども家庭課 公民館
Ⅰ－基本目標 1 －3－⑦	-1	様々な形の社会貢献や、活動の場などの情報提供を行う	まちづくり推進課 同和・人権推進課 同和・人権推進課 (※拠点施設) 学校指導課 公民館 社会福祉協議会

	-4	PTA 活動やボランティア活動の経験者が、年齢や立場を超えて、能力を生かせるよう支援する	まちづくり推進課 同和・人権推進課 (※拠点施設) 学校指導課 公民館 社会福祉協議会
	-5	地域活動・ボランティア活動に男性が参加する機会を積極的に提供する	まちづくり推進課 同和・人権推進課 (※拠点施設) 公民館 社会福祉協議会
I－基本目標 1 －3－⑧	-1	女性の地域活動への参画の重要性・必要性について市民へ啓発する	まちづくり推進課 同和・人権推進課 (※拠点施設) 公民館 社会福祉協議会
	-2	地域で活動する団体などへ女性のリーダーとしての参画や委員の性別が極端に偏らないよう配慮することを啓発する	まちづくり推進課 同和・人権推進課 同和・人権推進課 (※拠点施設) 公民館 社会福祉協議会
	-3	地域活動における慣行などで固定的な役割分担によるものについて、広くその見直しを呼びかける	まちづくり推進課 同和・人権推進課 同和・人権推進課 (※拠点施設) 公民館 社会福祉協議会
II－基本目標 3 －1－①	-3	市民に対し、ジェンダー*に関するメディア・リテラシー*についての啓発を実施する	同和・人権推進課 (※拠点施設) 人権啓発センター 公民館
III－基本目標 6 －2－④	-2	セクシュアル・ハラスメント防止について地域で活動する団体や自治会に啓発する	まちづくり推進課 同和・人権推進課 同和・人権推進課 (※拠点施設) 公民館 社会福祉協議会
IV－基本目標 8 －2－④	-1	進捗状況について毎年 1 回各課で自己点検を行う	関係課
	-2	本計画の着実な推進のため、男女共同参画施策市民オンブードによる提言を積極的に施策に反映する	同和・人権推進課 関係課

図書館

II－基本目標 3 －①	-2	市民に対し、書籍や出前講座など、男女共同参画に関する学習機会の情報提供を行う	同和・人権推進課 (※拠点施設) 人権啓発センター 図書館 人権教育室
IV－基本目標 8 －2－④	-1	進捗状況について毎年 1 回各課で自己点検を行う	関係課
	-2	本計画の着実な推進のため、男女共同参画施策市民オンブードによる提言を積極的に施策に反映する	同和・人権推進課 関係課

人権教育室

II－基本目標 3 －1－①	-2	市民に対し、書籍や出前講座など、男女共同参画に関する学習機会の情報提供を行う	同和・人権推進課 (※拠点施設) 人権啓発センター 図書館 人権教育室
-------------------	----	--	---

Ⅱ－基本目標 3 －2－③	-1	保護者に対してジェンダーにとらわれない子育てや男女平等について啓発する	保育課 学校指導課 人権教育室 (関係団体) 伊丹市 PTA 連合会
	-2	教職員や保育士に対して、固定的性別役割分担に基づかない意識づくり、男女共生教育や男女共同参画について啓発する	保育課 学校指導課 総合教育センター 人権教育室
	-3	教職員や保育士に対し、性の多様性に対する正しい知識の習得のため、研修を行う	保育課 学校指導課 総合教育センター 人権教育室
	-4	ジェンダーに影響する教育教材や慣習などを自己点検できるよう支援する	同和・人権推進課 保育課 学校指導課 人権教育室
Ⅱ－基本目標 5 －3－④	-1	市民に対して、性の多様性について啓発する	同和・人権推進課 人権啓発センター 人権教育室
Ⅱ－基本目標 5 －3－⑤	-1	セクシュアルマイノリティと感じている人々や取り巻く人たちが適切な相談先につながるよう支援する	同和・人権推進課 人権啓発センター 人権教育室
Ⅳ－基本目標 8 －2－④	-1	進捗状況について毎年 1 回各課で自己点検を行う	関係課
	-2	本計画の着実な推進のため、男女共同参画施策市民オンブードによる提言を積極的に施策に反映する	同和・人権推進課 関係課
	-5	職員及び教員に対する男女平等、男女共同参画に関する意識調査を行う	同和・人権推進課 職員課 人権教育室

消防局

Ⅲ－基本目標 7 －3－⑥	-1	女性の消防団員数を維持しつつ、採用について働きかけを行う	消防局
Ⅳ－基本目標 8 －2－④	-1	進捗状況について毎年 1 回各課で自己点検を行う	関係課
	-2	本計画の着実な推進のため、男女共同参画施策市民オンブードによる提言を積極的に施策に反映する	同和・人権推進課 関係課

交通局

Ⅱ－基本目標 5 －2－②	-2	公共施設・住宅・道路・公園・市バスなどのバリアフリー化*、ユニバーサルデザイン化*を実施する	公園課 営繕課 住宅政策課 道路建設課 施設課 交通局
Ⅳ－基本目標 8 －2－④	-1	進捗状況について毎年 1 回各課で自己点検を行う	関係課
	-2	本計画の着実な推進のため、男女共同参画施策市民オンブードによる提言を積極的に施策に反映する	同和・人権推進課 関係課

伊丹病院

Ⅰ－基本目標 1 －2－⑤	-1	男女がともに子育てに関する知識や技能を得る機会を提供する	健康政策課 保育課 子育て支援課 社会教育課 公民館 伊丹病院
------------------	----	------------------------------	--

Ⅱ－基本目標 4 －2－①	-3	若年の思いがけない妊娠予防・性感染症予防の方法を啓発する	健康政策課 こども若者企画課 伊丹病院
Ⅱ－基本目標 4 －2－②	-1	女性の生涯を通じておこる特徴的な疾患や兆候に関する予防・早期発見・相談先の情報を提供する	健康政策課 伊丹病院
	-3	飲酒・喫煙・薬物乱用・過激なダイエットなどが心身に及ぼす影響について啓発を行う	健康政策課 保健体育課 少年愛護センター 伊丹病院
Ⅱ－基本目標 4 －2－③	-3	産後うつに対する早期発見・相談・ケアなどの支援を行う	健康政策課 子育て支援課 伊丹病院
	-4	妊娠・出産期の女性の家族や周囲の人に対して、妊娠や育児にまつわる知識を得る機会を提供する	健康政策課 伊丹病院
	-5	妊産婦の飲酒や喫煙、周囲の喫煙が与える影響について啓発する	健康政策課 伊丹病院
Ⅲ－基本目標 6 －3－⑤	-2	全国にある性暴力被害者の支援を行うセンターの情報を職務関係者に提供する	同和・人権推進課 伊丹病院 (関係団体) 伊丹市医師会
Ⅳ－基本目標 8 －2－④	-1	進捗状況について毎年 1 回各課で自己点検を行う	関係課
	-2	本計画の着実な推進のため、男女共同参画施策市民オンブードによる提言を積極的に施策に反映する	同和・人権推進課 関係課

伊丹市社会福祉協議会

Ⅰ－基本目標 1 －2－⑥	-1	介護サービスの利用などの相談の際に、ケア役割が偏らないよう男女共同参画の視点や固定的性別役割分担意識について支援者に啓発する	地域・高年福祉課 介護保険課 障害福祉課 社会福祉協議会
	-2	介護に関する総合的な相談体制の充実に取り組む	地域・高年福祉課 介護保険課 社会福祉協議会
Ⅰ－基本目標 1 －3－⑦	-1	様々な形の社会貢献や、活動の場などの情報提供を行う	まちづくり推進課 同和・人権推進課 同和・人権推進課 (※拠点施設) 学校指導課 公民館 社会福祉協議会
	-4	PTA 活動やボランティア活動の経験者が、年齢や立場を超えて、能力を生かせるよう支援する	まちづくり推進課 同和・人権推進課 (※拠点施設) 学校指導課 公民館 社会福祉協議会
	-5	地域活動・ボランティア活動に男性が参加する機会を積極的に提供する	まちづくり推進課 同和・人権推進課 (※拠点施設) 公民館 社会福祉協議会
Ⅰ－基本目標 1 －3－⑧	-1	女性の地域活動への参画の重要性・必要性について市民へ啓発する	まちづくり推進課 同和・人権推進課 (※拠点施設) 公民館 社会福祉協議会

	-2	地域で活動する団体などへ女性のリーダーとしての参画や委員の性別が極端に偏らないよう配慮することを啓発する	まちづくり推進課 同和・人権推進課 同和・人権推進課 (※拠点施設) 公民館 社会福祉協議会
	-3	地域活動における慣行などで固定的な役割分担によるものについて、広くその見直しを呼びかける	まちづくり推進課 同和・人権推進課 同和・人権推進課 (※拠点施設) 公民館 社会福祉協議会
Ⅲ－基本目標 6 －2－④	-2	セクシュアル・ハラスメント防止について地域で活動する団体や自治会に啓発する	まちづくり推進課 同和・人権推進課 同和・人権推進課 (※拠点施設) 公民館 社会福祉協議会
Ⅳ－基本目標 8 －1－①	-1	PTA・自治会・NPO・子育てサークル・登録グループなど地域活動に関わる様々な団体や人々との連携・協働により、地域における男女共同参画について啓発する	まちづくり推進課 同和・人権推進課 同和・人権推進課 (※拠点施設) 地域・高年福祉課 社会福祉協議会 (関係団体) 伊丹市 PTA 連合会
Ⅳ－基本目標 8 －2－④	-1	進捗状況について毎年 1 回各課で自己点検を行う	関係課
	-2	本計画の着実な推進のため、男女共同参画施策市民オンブードによる提言を積極的に施策に反映する	同和・人権推進課 関係課

資料

I 計画策定の経過等

計画策定にあたっては、市民意識調査より市民意識やニーズの把握に努め、それらの結果を踏まえ、有識者や市民団体の代表、市民公募委員で構成する伊丹市男女共同参画審議会で審議を行いました。

また、幅広く意見を聴取し計画に反映するために、パブリックコメントを実施いたしました。

◆伊丹市男女共同参画審議会委員名簿

◎会長 ○副会長 (五十音順)

	お名前	所属団体・役職等
	いしざき かずみ 石崎 和美	むこがわCAP
	たつみ かずと 辰己 和人 (平成27年11月6日～平成28年7月18日) いぬい こうじ 乾 幸治 (平成28年7月19日～)	伊丹市医師会
	おおはし あきひろ 大橋 昭博	伊丹市小学校長会
	おおもり みちよ 大森 美千代	「セクマイ相談・学習会」 セクシュアルマイノリティ相談員
	いりたに 入谷 さゆり (平成27年11月6日～平成28年5月16日) くまの けんご 熊野 研吾 (平成28年5月17日～)	伊丹公共職業安定所
	くろせ なおと 黒瀬 尚人	伊丹商工会議所
	しばた あやこ 柴田 綾子	公 募 市 民
◎	たかだ まさよ 高田 昌代	神戸市看護大学教授
	たけもと ゆかこ 武本 夕香子	ウェリタス法律事務所 (女性のための法律相談)
	なかたに まさみ 中谷 政美	伊丹市PTA連合会
	にしお あきこ 西尾 亜希子	武庫川女子大学共通教育部准教授
	はやし やよい 林 やよい	元人権擁護委員 伊丹市肢体不自由児・者父母の会副会長
	ほりい ちなつ 堀井 千夏	公 募 市 民
○	まつなみ ともこ 松並 知子	神戸学院大学非常勤講師
	むらかみ じゅんいち 村上 順一	伊丹市教育委員会事務局 学校教育部学校教育部長

◆伊丹市男女共同参画審議会の審議経過

	開催日	内容
第1回	平成27（2015）年 11月6日（金）	・ 諮問 ・ 国、県の動向 ・ 伊丹市男女共同参画計画＜中間見直し＞の進捗状況報告
第2回	平成28（2016）年 1月19日（火）	・ 男女共同参画の拠点施設について ・ 計画（案）に対する委員からの意見収集
第3回	平成28（2016）年 2月23日（火）	・ 「（仮称）第2期伊丹市男女共同参画計画」に関する答申（案） の検討（計画案の大枠について）
第4回	平成28（2016）年 5月17日（火）	・ 平成27（2015）年度 伊丹市人権・男女共同参画に関 する市民意識調査結果について ・ 「（仮称）第2期伊丹市男女共同参画計画」に関する答申（案） の検討（前文・計画項目について）
第5回	平成28（2016）年 7月19日（火）	・ 「（仮称）第2期伊丹市男女共同参画計画」に関する答申（案） の検討（全体について）
第6回	平成28（2016）年 10月4日（火）	・ 「（仮称）第2期伊丹市男女共同参画計画」に関する答申（案） の検討（重点項目・数値目標について）
第7回	平成28（2016）年 11月9日（水）	・ 「（仮称）第2期伊丹市男女共同参画計画」に関する答申（案） の検討（答申文・計画名・全体について）
	平成28（2016）年 11月15日（火）	・ 答申

◆第2期伊丹市男女共同参画計画案に対するパブリックコメント結果概要

- （1）意見の募集期間：平成29（2017）年1月5日（木）～2月3日（金）
- （2）意見の提出人数（件数）：8人（22件）
- （3）提出方法の内訳：電子メール＝2、ファックス＝6、ホームページ・郵送・持参＝各0
- （4）意見概要

項目	件数
I 性別に関わりなくともに活躍できるまち	5
II だれもが自分らしく暮らしていけるまち	1
III 性別に関わりなく、だれもが安全で安心できるまち	5
IV 計画の着実な前進	8
その他	3
計	22

Ⅱ 法律関係等

① 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

最終改正：平成一一年一二月二二日法律第一六〇号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における

制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に

提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要

な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

Ⅱ 法律関係等

② 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日法律第六十四号)

目次

第一章総則（第一条—第四条）
第二章基本方針等（第五条・第六条）
第三章事業主行動計画等
第一節事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節一般事業主行動計画（第八条—第十四条）
第三節特定事業主行動計画（第十五条）
第四節女性の職業選択に資する情報の公表（第十六条・第十七条）
第四章女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条—第二十五条）
第五章雑則（第二十六条—第二十八条）
第六章罰則（第二十九条—第三十四条）
附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念のっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

- 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
 - 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。
(都道府県推進計画等)
- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
 - 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めると

ころにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。
(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。
(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。
(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせよ

うとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主

行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、

協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第四項の規定に違反した者

二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項の規定に違反した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくはは

忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の二十五の次に次の一号を加える。

二十の二十六女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表に次のように加える。

平成三十八年三月三十一日	女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第五条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。
--------------	--

③ 伊丹市DV防止・被害者支援計画（平成27年度～31年度）の概要

基本目標Ⅰ 相談・発見・通報体制の充実

（重点目標1）相談体制の整備と充実・周知

1. 配偶者暴力相談支援センター機能の充実
2. 女性相談員等の配置と充実
3. 障がい者・高齢者・外国人・性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）等に対する相談体制の整備と充実
4. 民間を含む関連機関の協力による専門相談の充実
5. 男性からの相談について県の協力による対応
6. 相談窓口の市民への周知
7. 相談窓口での二次的被害の防止
8. 被害者・支援者等からの苦情処理体制の確立

（重点目標2）早期発見・通報体制の充実

1. 通報等に即時対応する体制の充実
2. 保健・医療関係者へのDVの早期発見と通報窓口や通報方法の周知
3. 救急隊員への周知等
4. 福祉関係者をはじめ、DVを発見しやすい立場の職員等への相談窓口や通報方法の周知
5. 学校等教育関係者への周知と研修
6. 市民への周知

基本目標Ⅱ 迅速で安全な保護体制の充実

（重点目標3）保護命令等に関する情報提供及び手続き等の支援

1. 保護命令制度利用に関する情報提供の充実
2. 機関連携による保護命令申立時の支援の強化
3. 裁判所等への同行支援の充実

（重点目標4）被害者の心身の安全の確保

1. 緊急時における被害者の安全確保の強化
2. 子ども・親族等の安全確保の強化
3. 民間シェルターとの連携を含む広域連携の強化
4. 速やかな一時保護の推進
5. 多様なニーズに応じた適切な保護体制の充実への取り組み
6. 緊急の医療援助及び心理ケアの充実

（重点目標5）被害者に関する情報の保護

1. 住民基本台帳の閲覧制限等の支援
2. 関係部局による被害者等の情報の管理の徹底
3. 子どもの安全管理
4. 災害時の情報保護

基本目標Ⅲ 自立支援体制の充実

（重点目標6）関係機関との連絡調整の充実

1. 手続きの一元化
2. 関係機関への同行支援の充実
3. 警察・司法関係者との連携

（重点目標7）住居の確保に向けた支援

1. 公営住宅等への優先入居などの条件整備
2. 母子生活支援施設の活用
3. ステップハウスの確保
4. 生活用品提供支援への取り組み

（重点目標8）生活の安定に向けた支援

1. 関係機関による適切な支援
2. 医療保険・年金等に関する情報提供と手続きの支援
3. 司法手続きに関する情報提供及び申立の支援の強化
4. 自立に必要な情報提供の充実
5. 生活費などの貸付・給付制度の研究・検討

基本目標Ⅳ 自立支援体制の充実

（重点目標9）心身の回復に向けた支援

1. 被害者に対する援助の充実
2. 公的機関、保健・医療機関との連携・継続的な心身のケアの充実
3. 自助グループ、さぼーろグループの活動支援
4. フェミニストカウンセリング事業の整備
5. 安心できる場所づくりのための支援

（重点目標10）就労に向けた支援

1. 公共職業安定所との連携によるきめ細やかな就労支援体制の推進
2. 母子・父子自立のための支援制度の活用の推進
3. 乳幼児の保育体制の充実
4. 企業・団体の協力・連携の推進

（重点目標11）同伴児童等への支援

1. 子どもなどに関する情報の適切な管理体制の充実
2. 保育・就学等の行政サービスに関する支援体制の充実
3. 子ども等の心のケアに関する支援体制の充実

基本目標Ⅴ DVを許さない社会づくり～教育・啓発及び人材育成と連携強化、調査・研究の推進～

（重点目標12）市民への啓発の推進

1. 市民への啓発
2. 企業、団体への啓発
3. 若年層への教育・啓発
4. 非暴力プログラムを含む市民対象のDV啓発講座の実施
5. DV防止の啓発冊子等の発行

（重点目標13）学校等における教育・啓発の推進

1. 人権教育の推進
2. 性教育と非暴力に向けての教育等の推進
3. 教職員等への研修の充実
4. 保護者向けDV防止プログラムの実施

（重点目標14）被害者支援に係わる人材の育成と資質の向上

1. 職務関係者に対する啓発研修の充実・強化
2. 被害者対応における技術向上研修の充実と相談員への支援
3. 支援者への資質向上に向けたDV研修の実施
4. 加害者対応の徹底

（重点目標15）関係機関との連携推進

1. 相談機関相互の連携強化
2. 伊丹市DV被害者支援事業ネットワークの充実
3. DV防止マニュアルの改訂
4. 広域関係機関との連携強化

（重点目標16）民間支援団体との連携・協働の推進

1. 民間支援団体との連携・協働の強化と充実
2. 民間支援団体に対する支援

（重点目標17）DVに関する調査研究の推進

1. 男女共同参画に関する意識調査でのDV調査の充実
2. DVに関する事例検討の実施
3. 「面会センター」についての情報収集
4. ハーグ条約の対応についての情報収集
5. 国県等の加害者更生プログラムに関する情報収集

Ⅱ 法律関係等

④ 伊丹市特定事業主行動計画

伊 丹 市 長
伊 丹 市 議 会 議 長
伊 丹 市 選 挙 管 理 委 員 会
伊 丹 市 代 表 監 査 委 員
伊 丹 市 農 業 委 員 会
伊 丹 市 公 平 委 員 会 委 員 長
伊 丹 市 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会
伊 丹 市 教 育 委 員 会
伊 丹 市 消 防 局 長
伊 丹 市 自 動 車 運 送 事 業 管 理 者
伊 丹 市 上 下 水 道 事 業 管 理 者
伊 丹 病 院 事 業 管 理 者
伊 丹 市 モ ー タ ー ボ ー ト 競 走 事 業 管 理 者

伊丹市特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、伊丹市長、伊丹市議会議員、伊丹市選挙管理委員会、伊丹市代表監査委員、伊丹市農業委員会、伊丹市公平委員会、伊丹市固定資産評価審査委員会、伊丹市教育委員会、伊丹市消防局長、伊丹市上下水道事業管理者、伊丹市自動車運送事業管理者、伊丹病院事業管理者及び伊丹市モーターボート競走事業管理者（以下「各任命権者」という。）が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

2. 女性の職業生活における活躍に関する状況の把握と分析

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、各任命権者の部局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する以下の項目の状況把握を行った。具体的な数値については、参考資料として後掲（P. 5～）している。

《把握した項目》

- （1）採用試験受験者の女性割合／女性職員の採用割合
- （2）職種別女性比率
- （3）管理職の女性割合（平成27年4月1日時点）、及び各役職段階に占める女性職員の割合
- （4）継続勤務年数の男女差（平成27年4月1日時点）
- （5）男女別の育休取得率・平均取得日数
- （6）男性の配偶者出産休暇等の取得率・平均取得日数
- （7）超過勤務の状況（時間外手当が支給されない職員を除く）

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標と取り組み

【1】採用関係

○女性職員の割合が相対的に低い技術職員について、平成32年度末まで現在の水準を維持する。

- ⇒ 採用試験説明会において、女性職員による説明を実施します。
- ⇒ ホームページ等で、女性の活躍を紹介するページを作成し公表します。

※消防職員は、国勢調査（平成22年）の女性割合（1.8%）を上回っているため、現在の水準維持を目標とする。

※技術職員は、職務内容によって男女の偏りがあるが、各職種における人数が少数であり、個別の数値は変動が大きいことから、全体での目標設定とし、現在の水準維持を目標とする。

【2】配置・育成・教育訓練及び評価・登用関係

○課長相当職以上に占める女性の割合を、現在の20%以上の水準を継続する。

○係長相当職以上に占める女性の割合を、現在の32.5%以上の水準を継続するとともに、平成32年度末までに35%以上にする。

- ⇒ 女性管理職との意見交換会を実施します。
- ⇒ 職員広報にて、昇任意欲の向上に資する情報を発信します。

※第4次男女共同参画基本計画にて示されている成果目標を達成することを目指すこととする。

【3】継続就業及び仕事と家庭の両立関係

○男性の育児休業取得率を、毎年5%以上を維持するとともに、平成32年度末までに13%以上にする。

○育児参加休暇の取得率を、平成32年度末までに35%以上にする。

- ⇒ 職員広報にて、定期的に育児に関する情報を提供し、対象者及びその所属職員の育児に関する理解度を高めます。

(参考資料)

女性の職業生活における活躍に関する状況の把握

(1) 採用試験受験者の女性割合／女性職員の採用割合

職名		事務職員		技術職員		消防職員		教育職員 (幼稚園教諭)	
区分	性別	人数	女性割合	人数	女性割合	人数	女性割合	人数	女性割合
受験申込	男性	497	30.8%	78	21.2%	95	2.1%	3	93.8%
	女性	221		21		2		45	
採用者	男性	15	51.6%	6	33.3%	7	0.0%	0	100.0%
	女性	16		3		0		4	

※申込者数は平成 26 年度実施試験分、採用者は平成 27 年 4 月 1 日付採用

※医療職員は、随時採用しており、区分が明確ではないため省略している。

※教育職員は、市教育委員会が直接採用試験を実施している職に限っている。

(2) 職種別女性比率（平成 27 年 4 月 1 日時点）

職名	性別	人数	女性割合
事務職員	男性	443	46.2%
	女性	380	
技術職員	男性	158	21.4%
	女性	43	
医療職員	男性	111	76.1%
	女性	353	
教育職員	男性	49	61.7%
	女性	79	
消防職員	男性	194	4.4%
	女性	9	
技能職員	男性	230	11.9%
	女性	31	
合計	男性	1185	43.0%
	女性	895	

(3) 管理職の女性割合、及び各役職段階に占める女性職員の割合

(平成27年4月1日時点)

全体	男	女	計	女性割合			
理事級	1	0	1		15.6%	20.0%	32.5%
部長級	33	3	36	8.3%			
次長級	58	14	72	19.4%			
課長級	88	28	116	24.1%			
副主幹級	52	46	98	46.9%			
主査級	171	103	274	37.6%			
副主査級	16	31	47	66.0%			
主任級	152	72	224	32.1%			
主任待遇	13	130	143	90.9%			
一般職	601	468	1,069	43.8%			
計	1,185	894	2,080	43.0%			

(4) 継続勤務年数の男女差 (平成27年4月1日時点)

職名	事務職員			技術職員			医療職員		
性別	人数	女性割合	平均勤続	人数	女性割合	平均勤続	人数	女性割合	平均勤続
男	443	46.2%	16.92	159	21.3%	19.77	111	76.1%	10.29
女	380		13.87	43		11.63	353		12.03

職名	消防職員			教育職員			技能職員		
性別	人数	女性割合	平均勤続	人数	女性割合	平均勤続	人数	女性割合	平均勤続
男	194	4.4%	14.17	49	61.7%	7.88	230	11.9%	16.79
女	9		10.56	79		11.87	31		16.06

(5) 男女別の育休取得率・平均取得日数（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

※期間中に、新たに育児休業を取得した職員のみを対象としている。

職名	性別	出産人数	育休申請日数	申請人数	平均取得日数	取得割合
事務職員	男性	24	180	2	90.0	8.3%
	女性	21	10010	20	500.5	95.2%
技術職員	男性	8	365	1	365.0	12.5%
	女性	3	1229	3	409.7	100.0%
医療職員	男性	3				0.0%
	女性	12	6367	12	530.6	100.0%
消防職員	男性	17				0.0%
	女性	1	207	1	207.0	100.0%
教育職員	男性	1	86	1	86.0	100.0%
	女性	0				
技能職員	男性	7	574	1	574.0	14.3%
	女性	1	683	1	683.0	100.0%
合 計	男性	60	1205	5	241.0	8.3%
	女性	38	17813	37	481.4	97.4%

(6) 男性の配偶者出産休暇等の取得率・平均取得日数

（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

①育児参加休暇取得状況

職名	合計取得日数	取得人数	平均取得日数	取得割合
事務職員	22.1	8	2.8	33.3%
技術職員	13.5	3	4.5	37.5%
医療職員		0		
消防職員		0		
教育職員		0		
技能職員	28.0	6	4.7	85.7%
合 計	63.6	17	3.7	28.3%

※取得割合は、(5)の出産人数に対し、出産補助休暇を取得した人数の割合。

②出産補助休暇取得状況

職名	合計日数	人数	平均取得	取得割合
事務職員	34.0	15	2.3	62.5%
技術職員	15.0	7	2.1	87.5%
医療職員		0		
消防職員	25.5	14	1.8	82.4%
教育職員		0		
技能職員	17.0	6	2.8	85.7%
合 計	91.5	42	2.2	70.0%

※取得割合は、（５）の出産人数に対し、出産補助休暇を取得した人数の割合。

（７）超過勤務の状況（時間外手当が支給されない職員を除く）

（平成２６年４月１日～平成２７年３月３１日）

性別	対象	平均超勤時間													
	人数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	平均
男	953	20.1	24.8	18.8	20.8	18.7	23.6	23.1	23.5	27.4	26.7	20.1	22.9	270.6	22.5
女	804	18.0	18.3	17.6	18.1	15.7	16.2	18.3	18.0	19.1	19.5	17.0	19.2	215.1	17.9
計	1,757	19.2	21.9	18.3	19.6	17.3	20.2	20.9	21.0	23.6	23.4	18.7	21.2	245.2	20.4

〔 問い合わせ 〕

伊丹市 市民自治部 共生推進室
同和・人権推進課(男女共同参画担当)

〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧1-1

TEL 072-784-8146

FAX 072-780-3519

E-mail dowajinken@city.itami.lg.jp